

[パブリックコメント用]

第3期巨理町
子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

素案

令和7年 月

巨理町

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 亘理町の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1. 亘理町の子ども・子育てに関わる概況	5
2. 教育・保育施設等の状況	13
3. アンケート調査結果から見える現状	21
4. こどもたちの声	39
5. 子育てを取り巻く現状と課題	41
第3章 計画の基本的な考え方	44
1. 基本理念	44
2. 基本目標	44
3. 施策体系	45
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	48
基本目標1：こどもの人権の尊重	48
1. こどもの人権の確保	48
2. 児童虐待防止の推進	49
3. 困難に直面するこどもへの支援	51
基本目標2：こどもと母親の健康の確保及び増進	52
1. 妊娠から出生まで	52
2. 出生から乳幼児期、学童期	55
3. こどもの感染症予防及び医療の充実	57
基本目標3：子育てサポート体制の充実	58
1. 地域における子育て支援サービス（未就学児童）	58
2. 児童の健全育成（小学校～18歳未満の児童）	61
3. 仕事と家庭生活の両立のための環境整備	63
基本目標4：こどもが健やかに成長する環境づくり	65
1. こどもの安全の確保と防犯活動の推進	65
2. 次代の親の育成と参画	68
3. 家庭や地域の教育力の向上	70
4. 子育て支援のネットワークづくり	72
基本目標5：特に支援を必要とするこどもや家庭への支援	74
1. 障がい児支援の充実	74
2. ひとり親家庭への支援の推進	76
3. こどもの貧困対策の推進	77

第5章 子ども・子育て支援事業の展開.....	78
1. 教育・保育の提供区域の設定.....	78
2. 教育・保育に関する施設・事業.....	80
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	83
4. 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進.....	92
5. 既存施設の安定した受け入れ態勢の確保.....	94
第6章 計画の推進体制.....	95
1. 計画の周知.....	95
2. 関係機関等との連携協働.....	95
3. 計画の実施状況の点検・評価.....	96
資料編.....	97
1. 計画の策定経過.....	97
2. 亘理町子ども・子育て支援審議会.....	98

用語の定義

児童福祉法、学校教育法等において、子どもに関する用語の定義がそれぞれ法律によって異なることから、本計画において、本町独自で用語を定義しています。

子どもについて

- ・「子ども」：0歳から18歳までの子ども全般をいう。
- ・「乳幼児」：0歳から6歳までの未就学の子どもをいう。
- ・「児童」：小学生から高校生までの子どもをいう。
- ・「幼児期の学校教育」：幼稚園や認定こども園の教育利用をいう。

但し、公表している事業名や条文等に記載されている用語については、そのまま使用しています。

「子ども」表記について

子ども基本法（令和4年法律第77号）の基本理念として、全ての子どもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「子ども」表記が国から推奨されています。本計画においても法令や固有名詞など特別な場合を除き「子ども」表記としています。

第1章 計画策定に当たって

1. 計画の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、令和5年の合計特殊出生率は1.14と前年の1.18を下回るなど、減少が続いています。こどもや子育て家庭を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、待機児童の問題、貧困の増加などがみられます。

国においてはこれまで、少子化対策として、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいた市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務付けなど、さまざまな取り組みを展開してきました。平成27年度に開始された「子ども子育て支援新制度」はスタートから10年がたちましたが、少子化の減少に歯止めはかかっていない状況です。

令和4年6月、社会全体でこども施策を総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本として「こども基本法」が成立しました（令和5年4月1日施行）。翌年の令和5年4月には、「こどもまんなか社会」の実現を目的として「こども家庭庁」が発足し、こどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなりました。同年12月には、こども基本法に基づき、政府全体のこども施策の基本方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されるなど、国の取り組みが引き続き進められています。令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、対象年齢が18歳まで引き上げられることとなりました。また、働いていなくてもこどもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されたほか、「ヤングケアラー」については、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

本町では、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、町民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取り組みの推進を目指し、平成27年3月に「亘理町子ども・子育て支援事業計画」（第1期）を策定し、子育て支援施策に計画的に取り組んできました。令和2年度からの「第2期亘理町子ども・子育て支援事業計画」では、すべてのこどもが安定して教育・保育を受けられるような環境づくり、待機児童の解消に努めてきたところです。

また、令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「亘理町こども家庭センター」を令和6年4月に設置しました。

今期計画の策定に当たっては、社会や制度の変化に対応するとともに、亘理町のこどもと子育てを取り巻く現状と課題を改めて捉え直し、共働き家庭の増加への対応や、子育てに不安や負担を抱える家庭への支援、こどもの居場所づくりなどをより一層推進していくことが、すべてのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる町の実現のために必要であることを確認しました。

令和7年度からの「第3期亘理町子ども・子育て支援事業計画」では、これらを踏まえ、こどもたちの誰もが健やかに成長できるよう、子育て支援、地域の子育て環境づくりを推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すものです。

また、令和 6 年 5 月の法改正により、次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和 17 年 3 月 31 日までとされたことで、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけるとともに、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 に基づく「市町村整備計画」及び国の「健やか親子 2 1」に基づく「母子保健計画」の内容を含む計画としています。

さらに、亘理町総合発展計画を上位計画とし、こどもの福祉や教育に関する他の計画や県の計画等とも整合を図り、調和を保った計画としています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

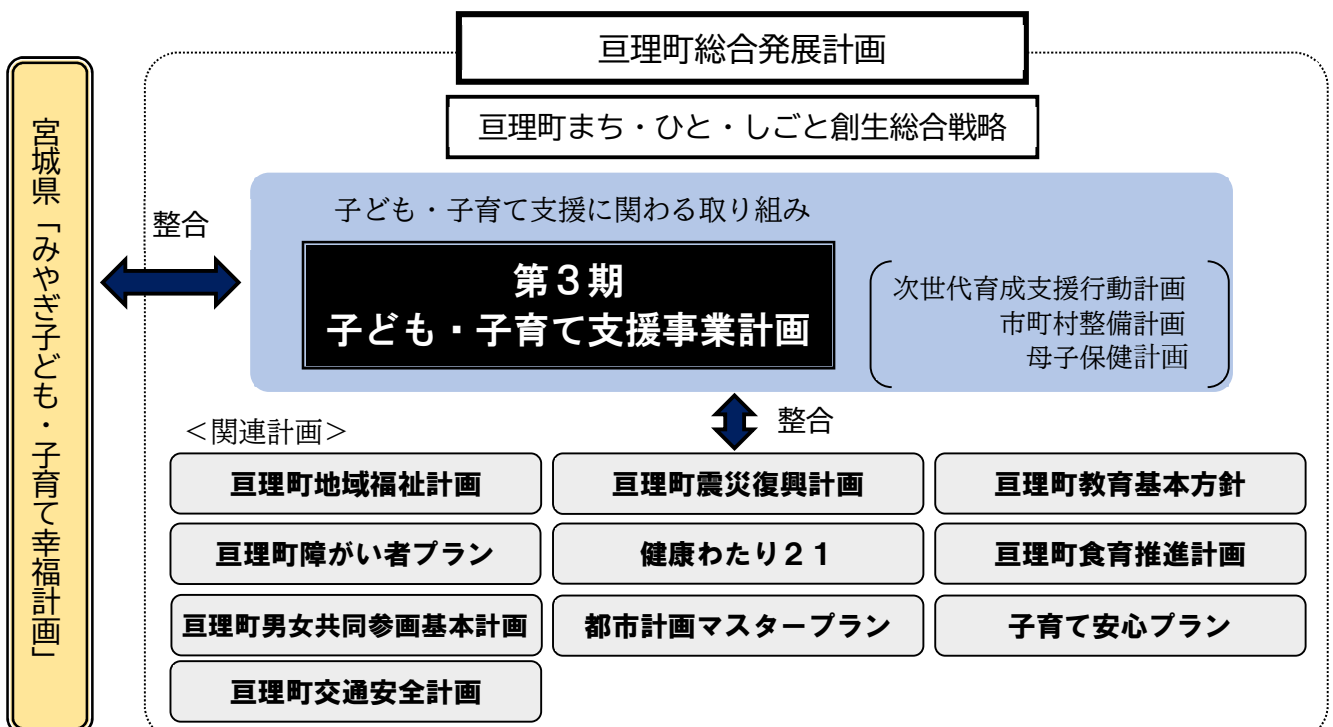
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

【他計画との関係】



3. 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。「第3期亘理町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は令和7年度から令和11年度までとします。

なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うこととします。

2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度
第2期	第3期子ども・子育て支援事業計画					第4期
点検・評価 計画改訂	点検・評価	点検・評価	点検・評価 中間評価	点検・評価	点検・評価 計画改訂	点検・評価

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「亘理町子ども・子育て支援審議会」を設置し、審議を行ったほか、亘理町子育て支援に関する調査により、子育て家庭の意見収集を実施し、計画策定のための参考としました。

(1) アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て世帯の生活実態や動向、子ども・子育て支援のニーズや課題等を把握・分析するため、町内の就学前児童及び小学生児童の保護者にアンケート調査を実施しました。

また、計画策定の参考とするため、こども当事者の意見を直に聞くワークショップを実施しました。

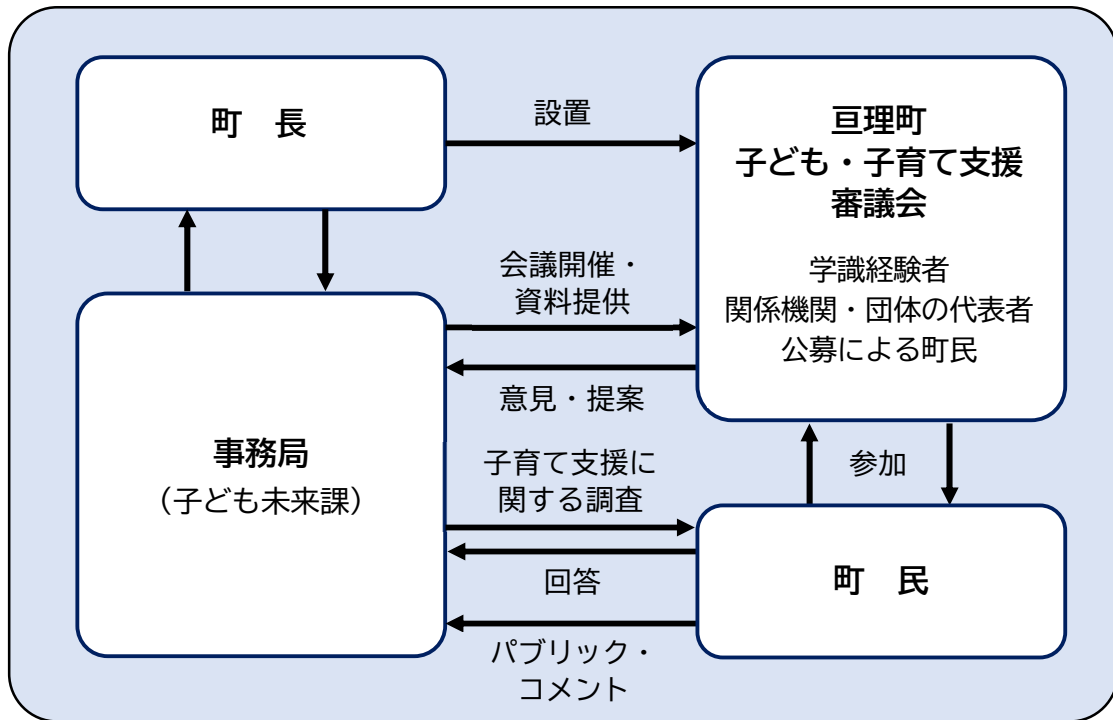
(2) 亘理町子ども・子育て支援審議会での審議

本計画は、子ども未来課及びこども家庭センター等の庁内関係部署による協議・検討を踏まえ、「亘理町子ども・子育て支援審議会」による審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案に対して、町民の意見を広く聴取し反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

【計画の策定体制】



第2章 亶理町の子ども・子育てを取り巻く状況

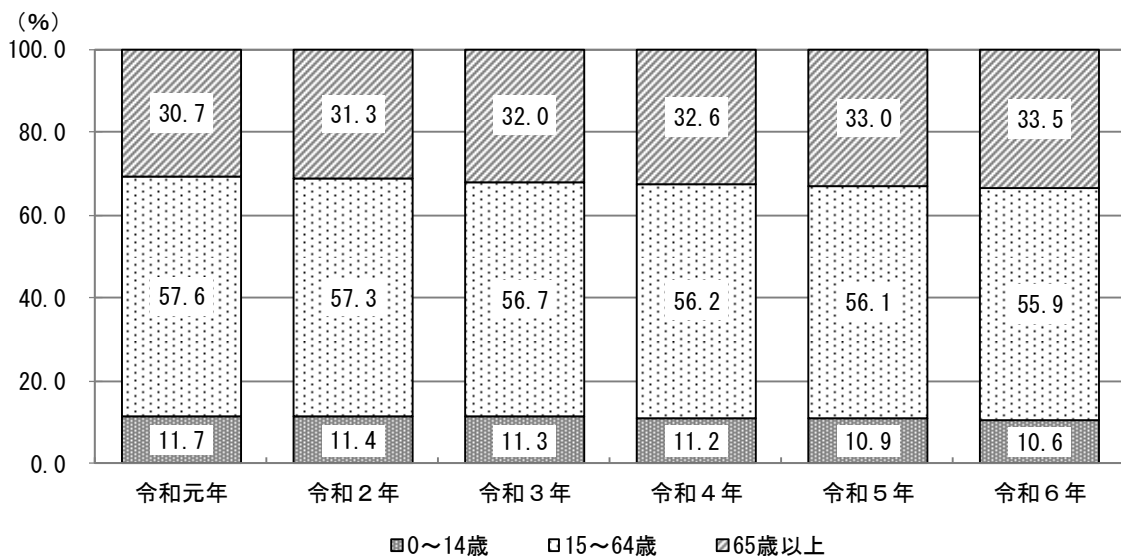
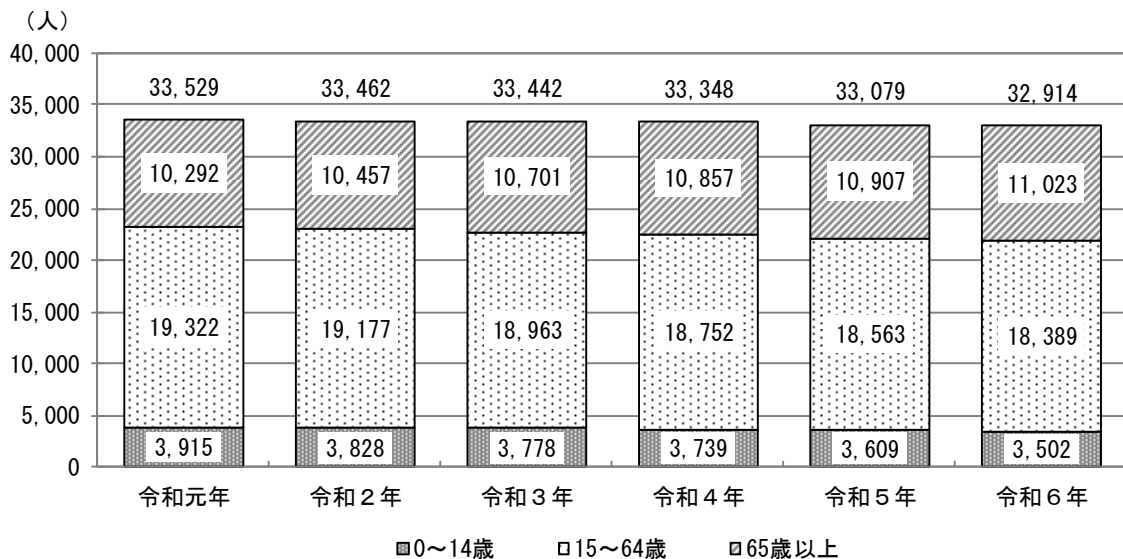
1. 亶理町の子ども・子育てに関わる概況

(1) 人口の推移

本町の総人口はゆるやかに減少しており、令和6年は32,914人となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向で、令和6年には年少人口は3,502人となっています。65歳以上（老年人口）は増加傾向にあり、令和6年には11,023人と少子高齢化の進行がうかがえます。

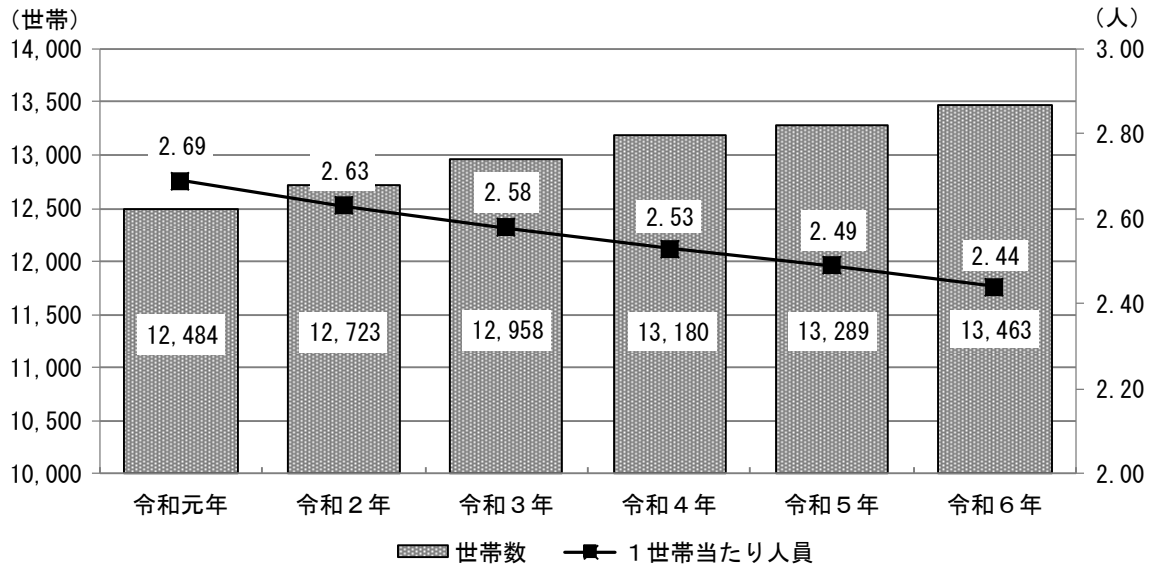
年齢3区分別人口の割合をみると、令和6年には年少人口は10.6%（令和元年より1.1ポイント減）、生産年齢人口は55.9%（令和元年より1.7ポイント減）とゆるやかに減少していますが、老年人口は令和6年には33.5%と、令和元年より2.8ポイントの増加となっています。



資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年9月30日）

(2) 世帯数の推移

ここ5年間で世帯数は増加し、令和6年には13,463世帯と令和元年より979世帯増となっています。1世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和6年では2.44人と、核家族化の進行がうかがえます。

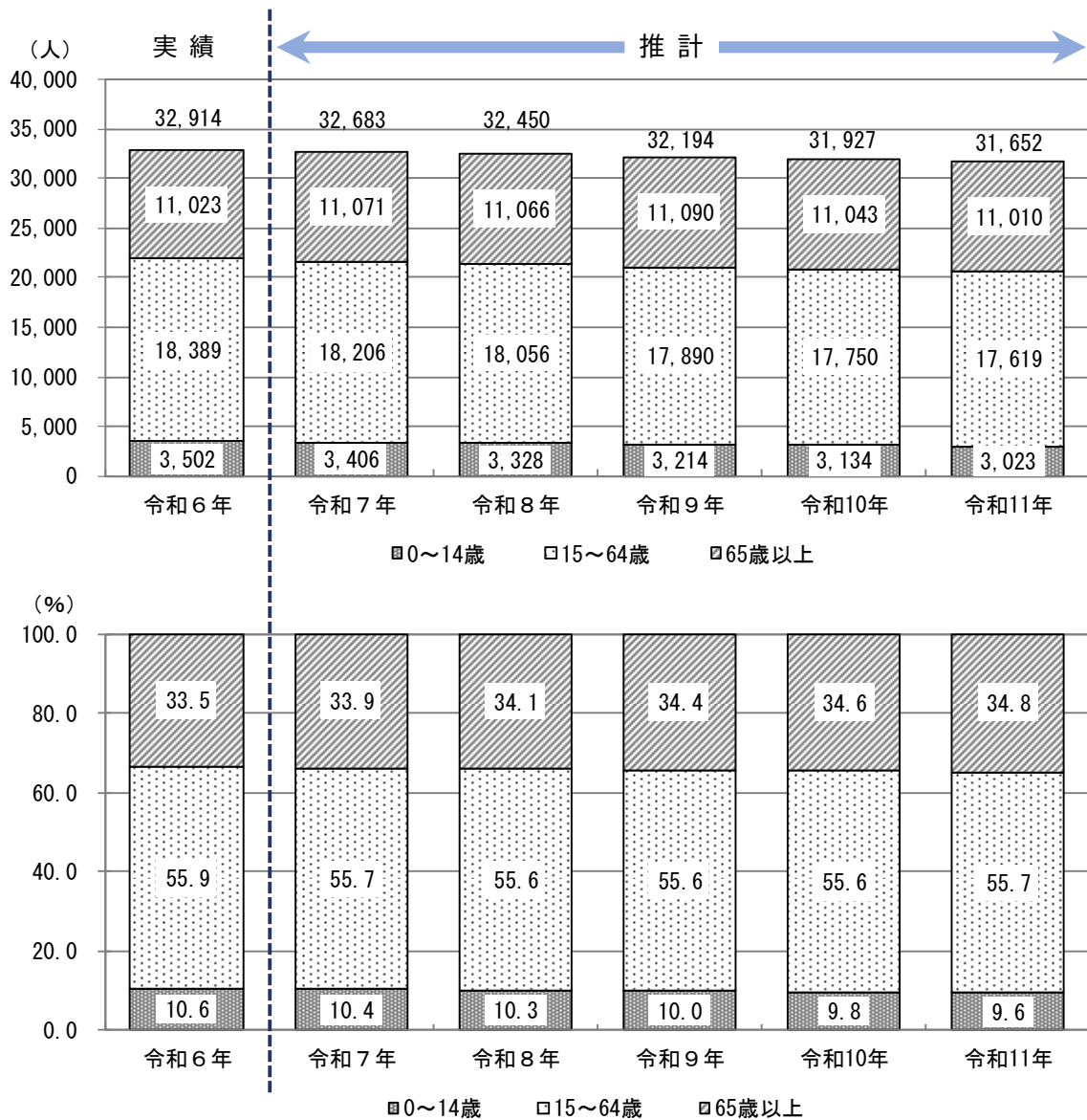


資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年9月30日）

(3) 将来人口推計

将来人口推計をみると、総人口はゆるやかに減少し、令和11年には31,652人となる見込みとなっています。

年齢3区分別にみると、いずれも減少傾向で推移する見込みで、令和11年には年少人口は3,023人の9.6%に、生産年齢人口は17,619人の55.7%になると推測されます。老年人口は11,010人で、本町の高齢化率は34.8%となる見込みとなっています。

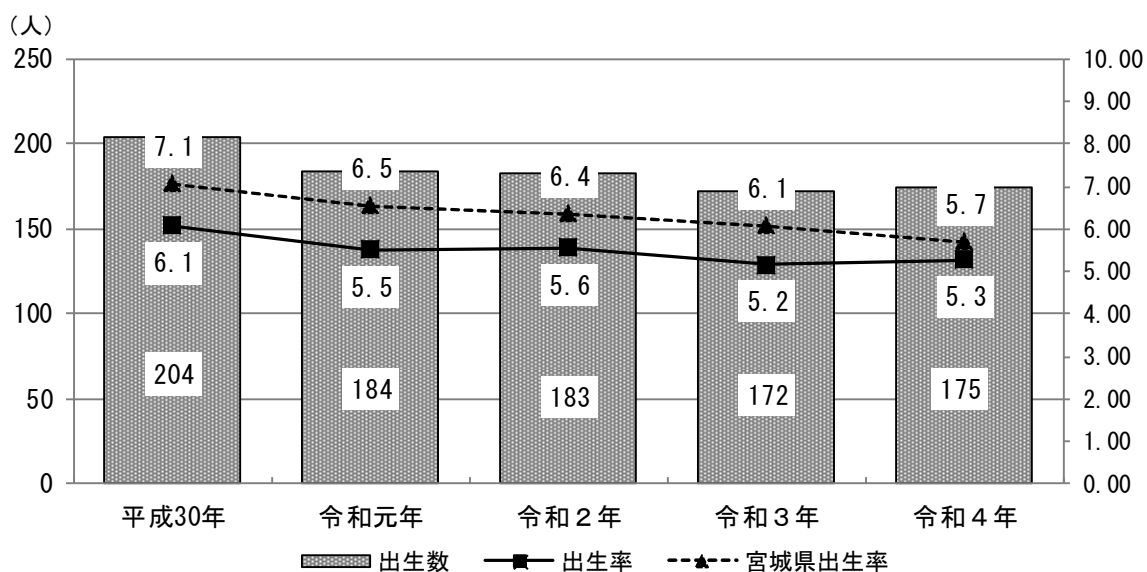


資料：住民基本台帳を基に、コーホート変化率法にて算出

コーホート変化率法とは：あるコーホート（同じ期間中に出生した集団）の一定期間における人口の増減「変化率」に着目し、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を推計する方法。

(4) 出生数・出生率の推移

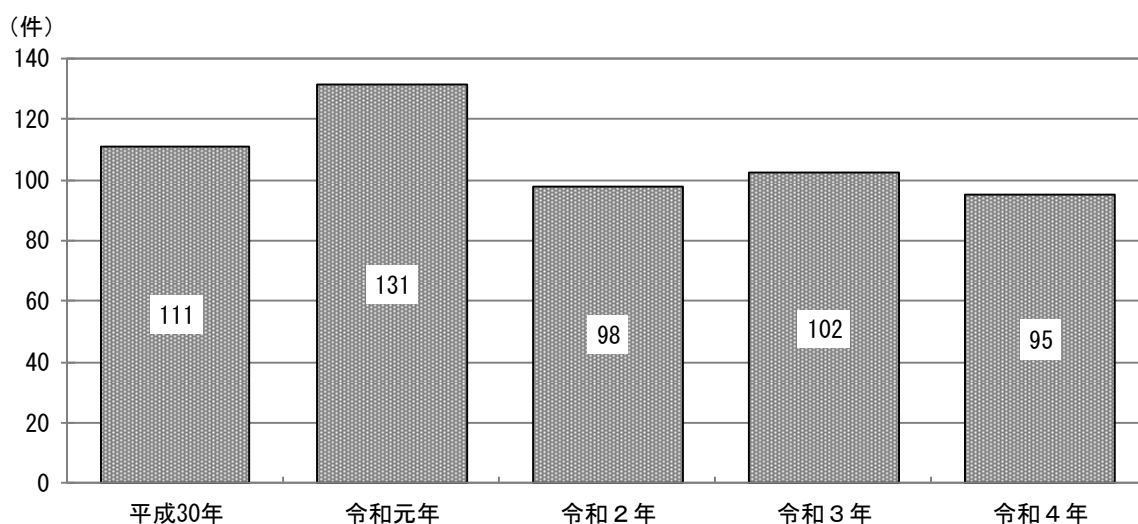
出生数は減少傾向にあり、平成30年の204人から令和4年は175人に減少しています。出生率は、平成30年は6.1でしたが、令和4年は5.3と減少しています。



資料：宮城県「人口動態統計」

(5) 婚姻件数の推移

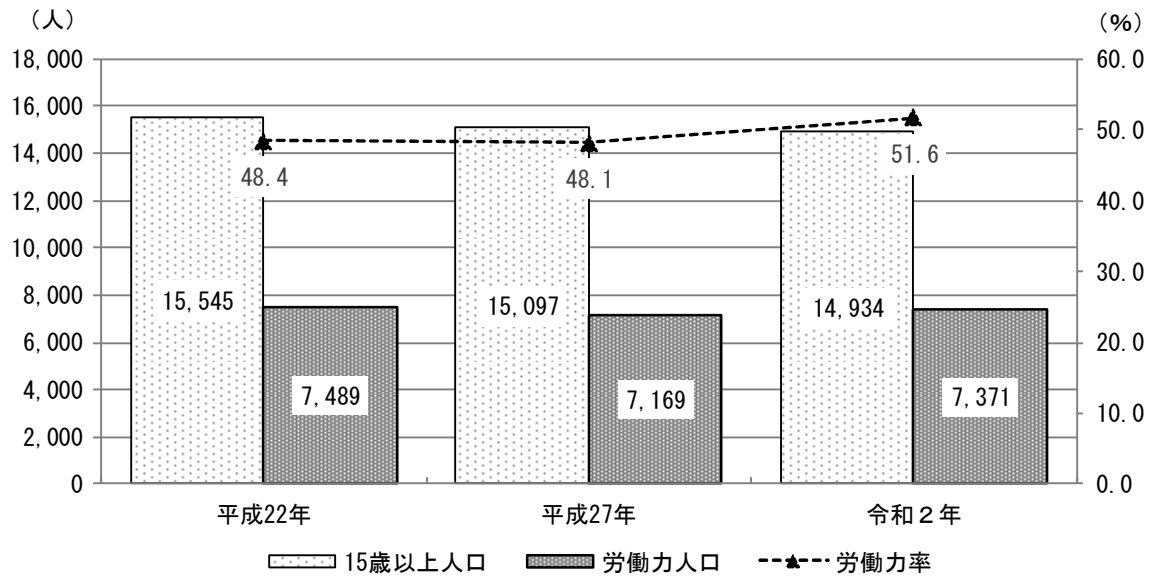
婚姻件数は、平成30年から令和元年にかけて増加しましたが、令和2年以降は減少傾向で推移し、令和4年は95件となっています。



資料：宮城県「人口動態統計」

(6) 女性の労働力人口の推移

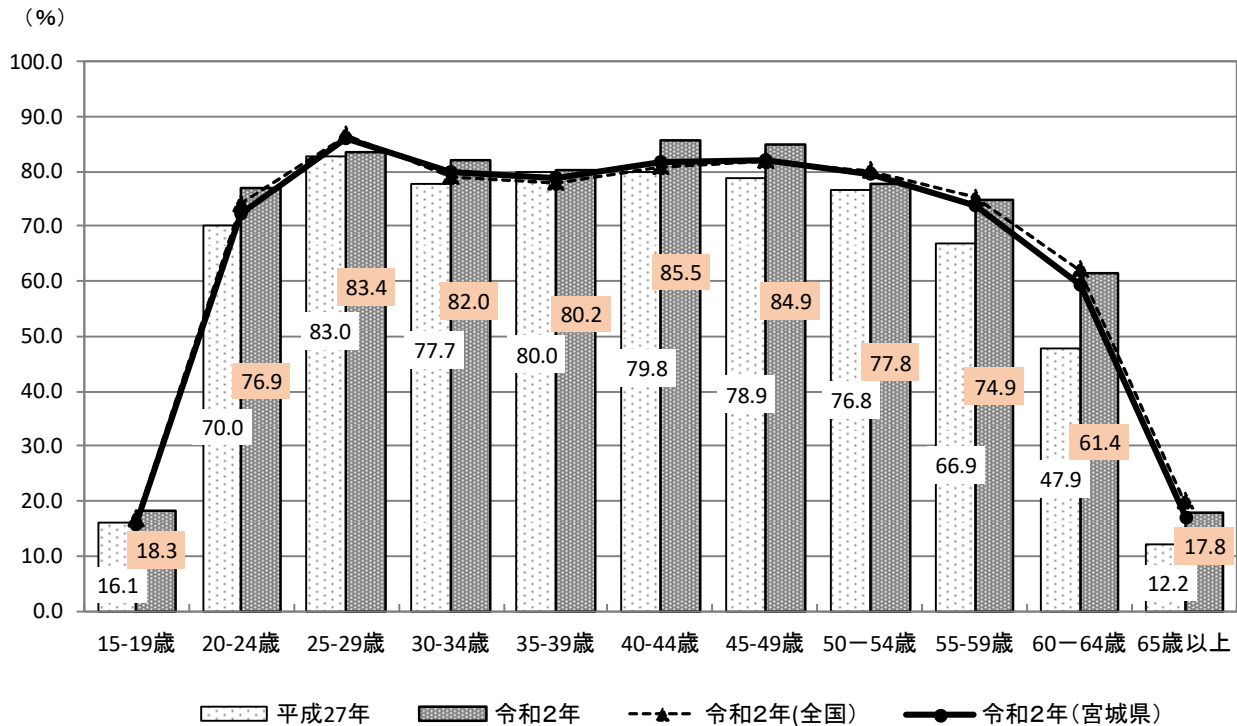
女性の労働力人口の推移をみると、平成22年から平成27年にかけて減少しましたが、令和2年には増加して7,371人となっています。労働力率もこれに合わせて増加しており、令和2年は51.6%となっています。



資料：宮城県「国勢調査」(各年10月1日現在)

(7) 女性の労働力率

女性の労働力率を年代別にみると、令和2年は平成27年と比較してすべての年代で上昇しています。特に20歳代後半から40歳代後半では就労している方が8割を超えています。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成27年(亶理町)	16.1	70.0	83.0	77.7	80.0	79.8	78.9	76.8	66.9	47.9	12.2
令和2年(亶理町)	18.3	76.9	83.4	82.0	80.2	85.5	84.9	77.8	74.9	61.4	17.8
令和2年(全国)	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9
令和2年(宮城県)	15.8	72.3	86.2	79.8	79.0	81.6	82.0	79.4	73.7	59.2	17.3

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(8) 妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査は、前期（1～2回目）及び中期（3～6回）では9割以上の高い受診率となっていますが、妊婦一般健康診査の受診票発行後に転出する方や、14回まで使用する前に正期産（妊娠37週～41週）で出産する方もいるため、後期（7～14回目）での受診率は低くなり、令和5年度は78.7%となっています。

年 度	前期（1～2回目）		中期（3～6回目）		後期（7～14回目）	
	受診数 （延べ）	受診率 （2回平均）	受診数 （延べ）	受診率 （4回平均）	受診数 （延べ）	受診率 （8回平均）
令和元年度	348	95.6%	703	96.6%	1,154	79.3%
令和2年度	346	98.9%	690	98.6%	1,030	73.6%
令和3年度	300	94.3%	665	104.6%	1,089	85.6%
令和4年度	326	95.9%	636	93.5%	979	72.0%
令和5年度	309	94.8%	611	93.7%	1,026	78.7%

資料：巨理町健康推進課（各年3月31日現在）

(9) 要保護児童等

要保護児童数は50～90人の幅で推移しています。要支援児童数は平成27年度までは100人程度でしたが、令和2年度以降は50～70人程度に減少しています。特定妊婦は減少傾向にあり、令和元年度～令和3年度は20人台でしたが、令和5年度には15人となっています。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童実人数	83	95	88	55	65
要支援児童実人数 （養育支援対象家庭も含む）	102	71	70	56	74
特定妊婦実人数	27	24	23	15	15

資料：巨理町子ども未来課（各年3月31日現在）

要保護児童とは：保護者のない児童や保護者に監護させることが不相当と認められる児童及び非行児童等
 要支援児童とは：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
 特定妊婦とは：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(10) 乳幼児健康診査・相談

乳幼児健康診査・相談は、令和2年度の3歳6か月児歯科健康診査を除き、各年齢とも9割以上の受診率（参加率）となっており、令和5年度はいずれも95%以上となっています。

事業名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	受診者 (参加者) 数	受診者 (参加者) 率 (%)	受診者 (参加者) 数	受診者 (参加者) 率 (%)	受診者 (参加者) 数	受診者 (参加者) 率 (%)	受診者 (参加者) 数	受診者 (参加者) 率 (%)	受診者 (参加者) 数	受診者 (参加者) 率 (%)
3・4か月児健康診査	178	101.1	217	109.0	187	100.5	159	97.0	164	101.8
6・7か月児相談	167	97.1	183	95.8	203	96.7	164	95.9	159	98.1
12か月児相談	183	97.3	176	90.7	189	98.4	187	95.9	160	95.8
1歳8か月児健康診査	193	98.0	210	95.9	200	100.5	202	98.1	191	101.6
2歳6か月児歯科健康診査	185	96.9	241	108.6	183	95.8	211	102.9	215	99.5
3歳6か月児健康診査	208	97.7	242	88.3	229	98.7	199	102.6	200	97.6

資料：巨理町健康推進課（各年3月31日現在）

2. 教育・保育施設等の状況

(1) 保育所（園）

町内保育所（園）は、令和5年度の入所人数が519人で、充足率は88.0%となっています。

保育所（園）	令和元年度				令和2年度			
	(利用)定員	入所人数	充足率(%)	職員数(うち臨時)	(利用)定員	入所人数	充足率(%)	職員数(うち臨時)
巨理保育所	120	103	85.8	39 (21)	120	103	85.8	37 (19)
鹿島保育所	110	85	77.3	32 (17)	110	88	80.0	31 (16)
吉田保育所	70	59	84.3	26 (15)	70	64	91.4	24 (13)
荒浜保育所	60	57	95.0	22 (12)	60	55	91.7	21 (11)
逢隈保育園	90	103	114.4	28 (13)	90	103	114.4	28 (12)
巨理カトリック保育園	60	64	106.7	20 (8)	60	64	106.7	21 (9)
クロワール保育園わたり	80	77	96.3	25 (9)	80	79	98.8	26 (10)
小計	590	548	92.9	192 (95)	590	556	94.2	188 (90)

保育所（園）	令和3年度				令和4年度			
	(利用)定員	入所人数	充足率(%)	職員数(うち臨時)	(利用)定員	入所人数	充足率(%)	職員数(うち臨時)
巨理保育所	120	102	85.0	39 (22)	120	104	86.7	40 (24)
鹿島保育所	110	80	72.7	32 (16)	110	76	69.1	33 (18)
吉田保育所	70	58	82.9	24 (12)	70	60	85.7	26 (14)
荒浜保育所	60	55	91.7	21 (11)	60	55	91.7	23 (13)
逢隈保育園	90	103	114.4	28 (13)	90	101	112.2	28 (13)
巨理カトリック保育園	60	64	106.7	18 (6)	60	63	105.0	22 (8)
クロワール保育園わたり	80	75	93.8	26 (9)	80	74	92.5	25 (10)
小計	590	537	91.0	188 (89)	590	533	90.3	197 (100)

保育所（園）	令和5年度			
	(利用)定員	入所人数	充足率(%)	職員数(うち臨時)
巨理保育所	120	98	81.7	39 (22)
鹿島保育所	110	79	71.8	33 (17)
吉田保育所	70	58	82.9	26 (14)
荒浜保育所	60	48	80.0	22 (13)
逢隈保育園	100	90	90.0	26 (11)
巨理カトリック保育園	60	64	106.7	20 (7)
クロワール保育園わたり	80	72	90.0	24 (11)
小計	590	519	88.0	190 (95)

資料：巨理町子ども未来課（各年3月1日現在）

(2) 認定こども園

認定こども園は、くまさんこども園（令和5年4月1日開園）の令和5年度の充足率が85.5%となっています。

施設名	(利用) 定員	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)
くまさんこども園	76									65	85.5

資料：巨理町子ども未来課（各年3月1日現在）

(3) 小規模保育事業

小規模保育事業は、それぞれ19人の定員となっていますが、「小規模保育事業所の定員の弾力化（平成28年4月・厚労省）」により、人員配置基準や面積基準を満たす場合に限り、定員19名のところ22名まで入所できるとされています。そのため、保育園フレンドとゆうき保育園の令和5年度の充足率は110.5%、115.8%と、ともに100%を超えている状況です。

施設名	(利用) 定員	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)
保育園フレンド	19	21	110.5	22	115.8	22	115.8	22	115.8	21	110.5
ゆうき保育園	19	20	105.3	22	115.8	22	115.8	22	115.8	22	115.8
くまさん保育園 逢隈	19	19	100.0	21	110.5	21	110.5	20	105.3	17	89.5
ペンギン ナーサリー スクールわたり	19	19	100.0	21	110.5	21	110.5	20	105.3	19	100.0

資料：巨理町子ども未来課（各年3月1日現在）

(4) 家庭的保育事業

家庭的保育事業は、それぞれ5人の定員となっています。家庭保育よちよち、わたり家庭保育園いちごっこと、令和5年度の充足率は100%となっています。

施設名	定員	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)	入所 人数	充足率 (%)
家庭保育 よちよち	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0	5	100.0	5	100.0
わたり 家庭保育園 いちごっこ	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0	5	100.0	5	100.0

資料：巨理町子ども未来課（各年3月1日現在）

(5) 幼稚園

本町には私立幼稚園が1か所ありますが、町外私立幼稚園の利用も多く、全体の約半数を占めています。令和6年3月1日現在の町内在園者数は299人で、そのうち、町内私立幼稚園の利用は136人となっています。

幼稚園	所在地	(利用) 定員	町内 在園者数	入所内訳(人)		
				3歳 (内満3歳)	4歳	5歳
(旧制度) いちょうの実幼稚園	巨理町	120	136	44(14)	45	47
ふたば幼稚園	名取市	301	6	3(3)	2	1
ふじ幼稚園	山元町	75	26	11(5)	5	10
やまもと幼稚園	山元町	75	13	5(2)	3	5
岩沼さくら幼稚園	岩沼市	210	60	20(3)	13	27
岩沼こばと幼稚園	岩沼市	105	19	5	7	7
岩沼南こばと幼稚園	岩沼市	240	36	11	10	15
角田カトリック幼稚園	角田市	60	2	0	1	1
(旧制度) すがわら幼稚園	仙台市	280	1	0	0	1
小計		1,466	299	99	86	114

資料：巨理町教育委員会・子ども未来課（令和6年3月1日現在）

(6) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就労等により日中不在となる家庭で、小学生1～6年生に対し放課後、児童館等で児童の健全育成を図るために開設しています。令和6年3月末時点の利用人数は394人で、1年生が129人、2年生が118人、3年生が107人、4年生以上は40人となっています。

児童クラブ	放課後児童クラブ利用人数の内訳(人)						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
亘理児童クラブ	37	32	31	2	1	1	104
わたりペンギン児童クラブ (亘理児童クラブ分室)	3	3	10	5	2	0	23
中町児童クラブ	14	10	8	0	0	1	33
吉田西児童クラブ	8	6	6	4	7	0	31
吉田児童クラブ	5	11	9	3	3	0	31
荒浜児童クラブ	17	5	13	3	1	0	39
逢隈児童クラブ	41	47	28	2	0	0	118
高屋児童クラブ	4	4	2	2	1	2	15
合計	129	118	107	21	15	4	394

資料：亘理町子ども未来課（令和6年3月31日現在）

(7) 保育所（園）の待機児童の推移

本町では待機児童の解消のために、定員の弾力的運用と施設整備に努めていますが、働く保護者が年々増加し、待機児童の解消には至っていません。令和5年度の待機児童は23人で、そのうち半数以上は0歳児となっています。

年度	施設数	実受入数	(人)					合計
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上	
令和元年度	13	613	12	5	4	8	1	30
令和2年度	13	625	35	7	5	4	2	53
令和3年度	13	609	26	22	9	1	0	58
令和4年度	13	607	27	7	5	3	1	43
令和5年度	14	618	15	6	1	0	1	23

資料：亘理町子ども未来課（各年4月1日現在）

(8) 放課後児童クラブの待機児童の推移

放課後児童クラブの待機児童は、定員の弾力的運用と施設整備に努めていますが、働く保護者が年々増加し、待機児童の解消には至っていません。令和5年度の待機児童は70人で、巨理小学校区で36人、逢隈児童クラブで22人となっています。

(人)

児童クラブ		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巨理小学校区	巨理児童クラブ (110)	23	11	11	28	27
	わたりペンギン児童クラブ(25) (巨理児童クラブ分室)					0
	中町児童クラブ (30)	11	10	12	10	9
	合計	34	21	23	38	36
吉田西児童クラブ (40)		0	0	0	0	0
吉田児童クラブ (30)		6	8	0	11	5
荒浜児童クラブ (40)		1	3	6	0	7
逢隈児童クラブ (130)		25	18	12	29	22
高屋児童クラブ (20)		5	0	1	0	0
合計		71	50	42	78	70

()は利用定員数

資料：巨理町子ども未来課（各年4月1日現在）

(9) 小学校の概況

小学校の児童数は、ゆるやかな減少傾向で推移し、令和5年度は1,559人となっています。高屋小学校を平成29年10月に「小規模特認校」に指定し、特色ある教育活動の実践と学校教育の質の維持・向上を図っています。

小学校	令和元年度			令和2年度		
	児童数	学級数	教員等の職員数	児童数	学級数	教員等の職員数
亘理小学校	685	24	39	667	23	36
荒浜小学校	98	7	13	94	8	14
吉田小学校	95	8	13	90	8	13
長瀬小学校	166	9	16	139	7	14
逢隈小学校	576	21	30	585	21	28
高屋小学校	60	8	12	65	8	13
小計	1,680	77	123	1,640	75	118

小学校	令和3年度			令和4年度		
	児童数	学級数	教員等の職員数	児童数	学級数	教員等の職員数
亘理小学校	666	24	38	631	23	38
荒浜小学校	96	6	12	89	7	12
吉田小学校	89	8	13	85	8	13
長瀬小学校	120	7	14	111	7	13
逢隈小学校	591	22	32	611	23	33
高屋小学校	64	8	14	60	8	14
小計	1,626	75	123	1,587	76	123

小学校	令和5年度		
	児童数	学級数	教員等の職員数
亘理小学校	620	23	36
荒浜小学校	107	8	13
吉田小学校	83	8	13
長瀬小学校	98	8	13
逢隈小学校	596	23	34
高屋小学校	55	8	13
小計	1,559	78	122

資料：亘理町教育委員会（各年5月1日）

(10) 中学校の概況

中学校の生徒数も小学校と同様にゆるやかな減少傾向で、令和5年度は845人となっています。荒浜中学校は令和2年度より「小規模特認校」に指定されています。

また、少子化による児童・生徒の減少に伴い、学校の小規模化が進行する中で、今後の10年、20年先の教育環境を考え、こどもたちにとってより良い学びができる環境をつくるために、町立学校の再編を進めています。中学校について、令和10年3月末日に4校を閉校したうえで4月に新たに2校を開校するための準備を進めています。

中学校	令和元年度			令和2年度		
	生徒数	学級数	教員等の職員数	生徒数	学級数	教員等の職員数
巨理中学校	449	16	33	432	17	32
荒浜中学校	57	3	14	60	4	14
吉田中学校	85	5	15	89	7	17
逢隈中学校	280	10	21	278	10	21
小計	871	34	83	859	38	84

中学校	令和3年度			令和4年度		
	生徒数	学級数	教員等の職員数	生徒数	学級数	教員等の職員数
巨理中学校	450	17	32	426	15	31
荒浜中学校	66	5	15	70	5	15
吉田中学校	88	6	16	92	5	14
逢隈中学校	278	10	22	291	11	22
小計	882	38	85	879	36	82

中学校	令和5年度		
	生徒数	学級数	教員等の職員数
巨理中学校	407	15	32
荒浜中学校	63	5	14
吉田中学校	75	4	13
逢隈中学校	300	11	23
小計	845	35	82

資料：巨理町教育委員会（各年5月1日）

(11) 子ども医療費助成

子ども医療費助成制度は、平成 27 年 4 月から入院に加えて通院も中学校 3 年生まで拡大しました。さらに、平成 30 年 4 月からは助成対象者を高校 3 年生にまで拡大し、令和 4 年 10 月診療分からは子ども医療費助成の所得制限を廃止しています。令和 5 年は助成件数が 64,597 件、1 件当たりの助成額は 2,216 円となっています。

区 分		助成件数 (件)	助成額 (円)	1 件当たり助成額 (円)
令和元年	社保	59,307	116,685,370	1,967
	国保	7,929	16,579,422	2,091
	計	67,236	133,264,792	1,982
令和2年	社保	48,256	99,864,828	2,069
	国保	6,110	13,608,607	2,227
	計	54,366	113,473,435	2,087
令和3年	社保	51,652	107,105,032	2,074
	国保	6,175	13,184,589	2,135
	計	57,827	120,289,621	2,080
令和4年	社保	51,221	108,289,608	2,114
	国保	5,878	12,146,878	2,066
	計	57,099	120,436,486	2,109
令和5年	社保	57,909	128,736,290	2,223
	国保	6,688	14,400,572	2,153
	計	64,597	143,136,862	2,216

資料：巨理町子ども未来課（各年 3 月 31 日現在）

3. アンケート調査結果から見える現状

本計画を策定するにあたり、子育て支援に関する実態や意見、要望等を把握するために、「亘理町子育て支援に関する調査」を実施しました。

(1) 調査方法

調査対象及び調査数	未就学児童の保護者 1,209名 小学生の保護者 1,536名
抽出方法	町内在住の未就学児童及び小学生の保護者全てを対象とした。
調査方法	<就学前児童> 郵送による依頼状の配布・WEB回収。 <小学生> 小学校を通して依頼状を配布・WEB回収。 一部小学生に対しては郵送による依頼状の配布・WEB回収。
調査期間	令和6年7月8日から令和6年7月19日 ※令和6年7月24日到着までの回収数を集計に含む。

(2) 回収状況

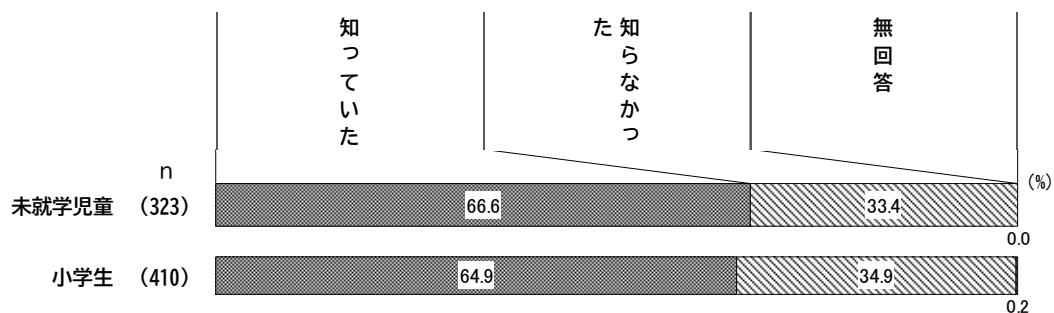
調査種別	回収数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	323票	323票	26.7%
小学生	410票	410票	26.6%

(3) 調査結果の概要

①こどもの人権の尊重と安全・安心について

■児童虐待の通報先の認知度（未就学児童・小学生）

児童虐待の通報先の認知度は、未就学児童では「知っていた」が66.6%、小学生では64.9%となっています。



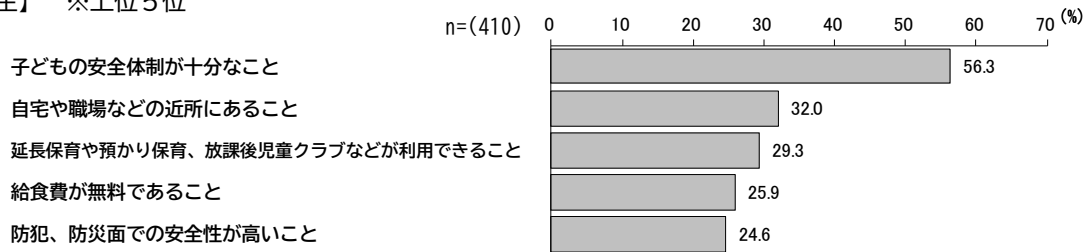
■教育・保育・学校の環境について望むこと（未就学児童・小学生）

教育・保育・学校の環境について望むことは、未就学児童では「子どもの安全体制が十分なこと」が61.6%と最も多く、以下、「延長保育や預かり保育、放課後児童クラブなどが利用できること」(42.1%)、「自宅や職場などの近所にあること」(37.2%)、「防犯、防災面での安全性が高いこと」(23.5%)となっています。小学生では「子どもの安全体制が十分なこと」が56.3%と最も多く、以下、「自宅や職場などの近所にあること」(32.0%)、「延長保育や預かり保育、放課後児童クラブなどが利用できること」(29.3%)、「給食費が無料であること」(25.9%)となっています。

【未就学児童】 ※上位5位



【小学生】 ※上位5位



②こどもと母親の健康について

■施策の評価と今後力を入れるべき施策（未就学児童・小学生）

子育て支援の施策の評価と今後力を入れるべき施策を点数化したところ、未就学児童・小学生ともに「子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」と「妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実」は施策の評価が高くなっています。

今後力を入れるべき施策としては、「子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」が全体平均点よりやや高くなっています。

①施策の評価	未就学 小学生		②今後力を入れるべきか	未就学 小学生	
	未就学	小学生		未就学	小学生
子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減	2.55	2.47	子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減	3.59	3.39
妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実	2.02	2.03	安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）	3.45	3.40
障がい児支援の充実	1.92	1.89	子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減	3.41	3.18
保育サービス（認可保育所等）の充実	1.79	1.82	放課後の児童の居場所の充実	3.36	3.33
ひとり親家庭への支援の充実	1.78	1.85	いじめの防止に関する取り組みの強化	3.33	3.37
こども家庭センター等の相談窓口の充実	1.75	1.88	就労の有無にかかわらず、気軽に利用できる保育サービスの充実	3.33	3.14
児童センター・児童館（児童クラブ）・子育て支援センターの充実	1.74	1.70	保育サービス（認可保育所等）の充実	3.30	3.07
児童虐待やヤングケアラーの問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化	1.73	1.64	児童センター・児童館（児童クラブ）・子育て支援センターの充実	3.28	3.18
子育て支援に関する情報提供体制の充実	1.73	1.81	妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実	3.19	2.98
保護者（家族）が子育てについて学べる機会の充実	1.67	1.61	子育て支援に関する情報提供体制の充実	3.17	2.94
子育てに困った時の相談窓口の充実	1.66	1.58	児童虐待やヤングケアラーの問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化	3.14	3.10
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会の充実	1.54	1.57	子育てに困った時の相談窓口の充実	3.07	2.94
いじめの防止に関する取り組みの強化	1.53	1.44	親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会の充実	3.03	2.89
放課後の児童の居場所の充実	1.52	1.44	障がい児支援の充実	3.03	2.98
安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）	1.43	1.40	保護者（家族）が子育てについて学べる機会の充実	2.97	2.72
就労の有無にかかわらず、気軽に利用できる保育サービスの充実	1.26	1.23	ひとり親家庭への支援の充実	2.97	2.79
子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減	1.12	1.08	こども家庭センター等の相談窓口の充実	2.94	2.79
全体	1.69	1.67	全体	3.21	3.07

※未就学の値で降順にしています

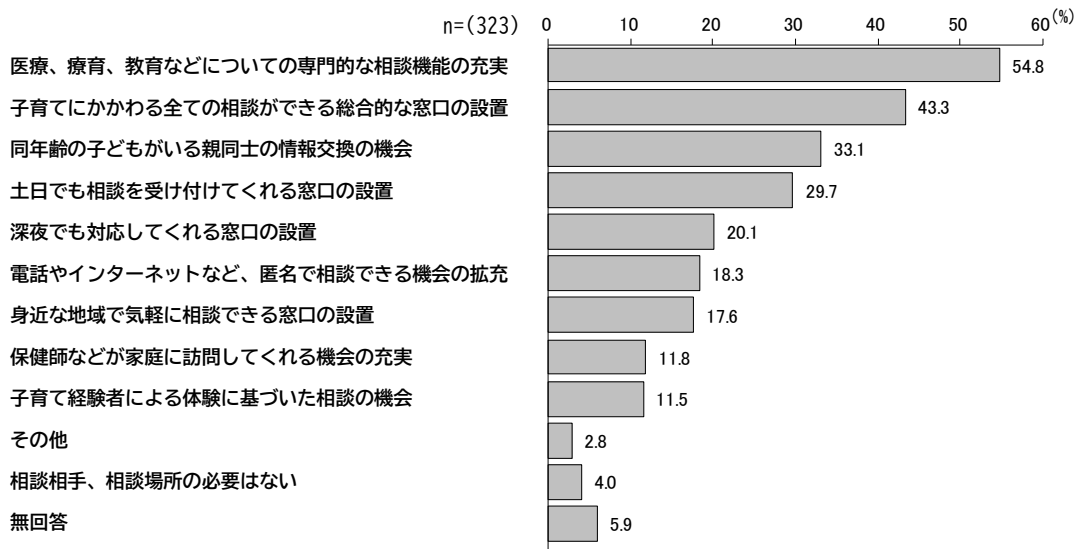
【平均点の算出方法】

- ①施策の評価の平均点は、「評価する」を3点、「どちらかといえば評価する」を2点、「どちらかといえば評価しない」を1点、「評価しない」を0点とし、「わからない」を除いて算出。
- ②今後力を入れるべきかの平均点は、「特にそう思う」を4点、「そう思う」を3点、「どちらともいえない」を2点、「あまりそう思わない」を1点、「そう思わない」を0点として算出。

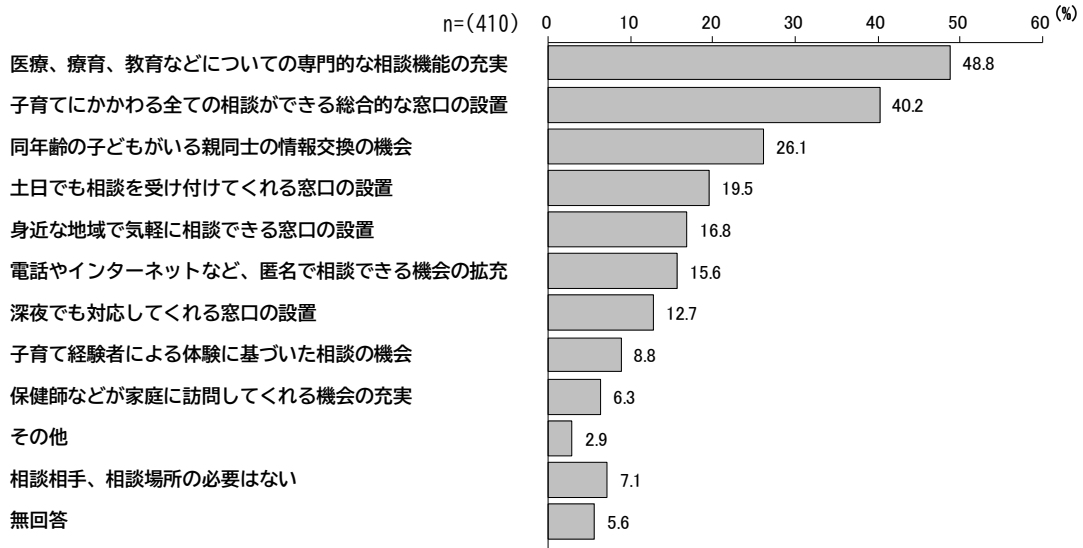
■子育てについての相談相手や場所について必要なこと（未就学児童・小学生）

子育てについての相談相手や場所について必要なことについては、未就学児童では、「医療、療育、教育などについての専門的な相談機能の充実」が54.8%と最も多く、以下、「子育てにかかわる全ての相談ができる総合的な窓口の設置」(43.3%)、「同年齢の子どもがいる親同士の情報交換の機会」(33.1%)となっています。小学生では、「医療、療育、教育などについての専門的な相談機能の充実」が48.8%と最も多く、以下、「子育てにかかわる全ての相談ができる総合的な窓口の設置」(40.2%)、「同年齢の子どもがいる親同士の情報交換の機会」(26.1%)となっています。

【未就学児童】



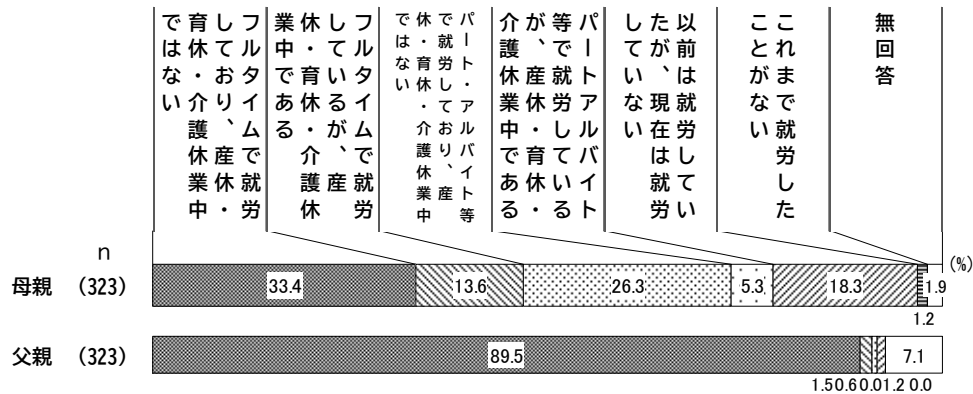
【小学生】



③子育てのサポート体制について

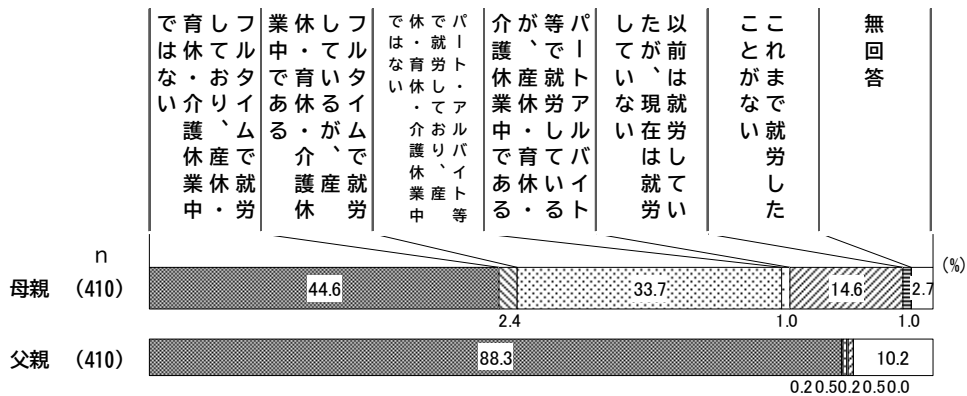
■未就学児童の保護者の就労状況（未就学児童）

未就学児童の母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.4%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.3%と約6割が就労しています。父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が89.5%となっています。



■小学生の保護者の就労状況（小学生）

小学生の母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.6%と、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.7%と、約8割が就労しています。父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が88.3%となっています。



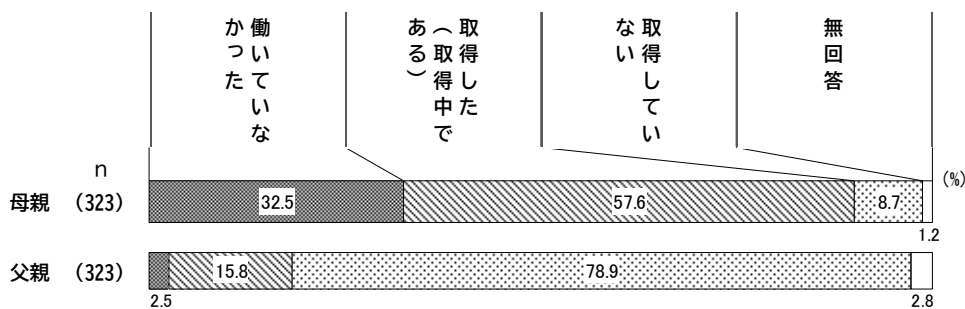
■育児休業の取得状況と未取得の理由（未就学児童）

保護者の育児休業の取得状況は、母親では、「取得した（取得中を含む）」が57.6%となっています。父親の約8割は「取得していない」と回答し、「取得した（取得中を含む）」は15.8%となっています。

取得していない方の未取得の理由は、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」(39.3%)、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(21.4%)、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」(14.3%)となっています。

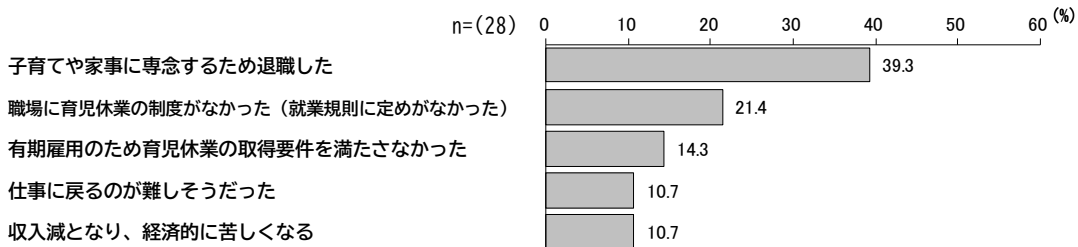
父親では、「仕事が忙しかった」が52.5%と最も多く、以下、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(41.6%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(36.1%)となっています。

【育児休業の取得状況】

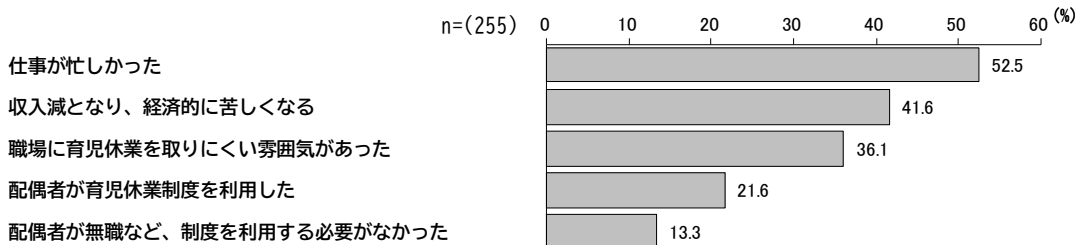


【育児休業の未取得の理由】

【母親】 ※上位5位



【父親】 ※上位5位

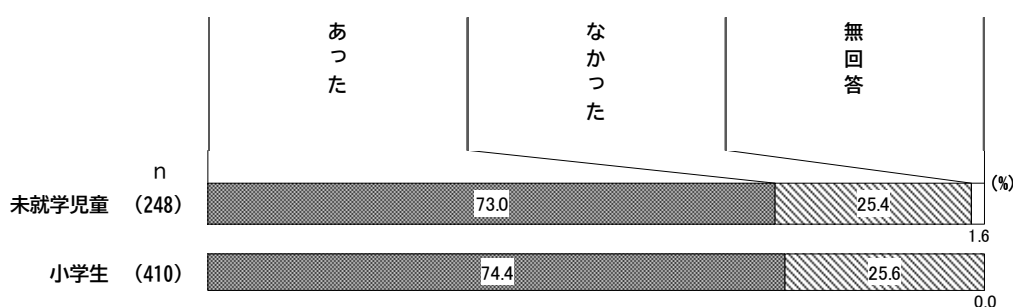


■子どもの病気やケガの時の対応（未就学児童・小学生）

お子さんが病気やケガで、平日、教育・保育事業又は学校を休んだ日があったかについては未就学児童では「あった」が73.0%、小学生では74.4%となっています。

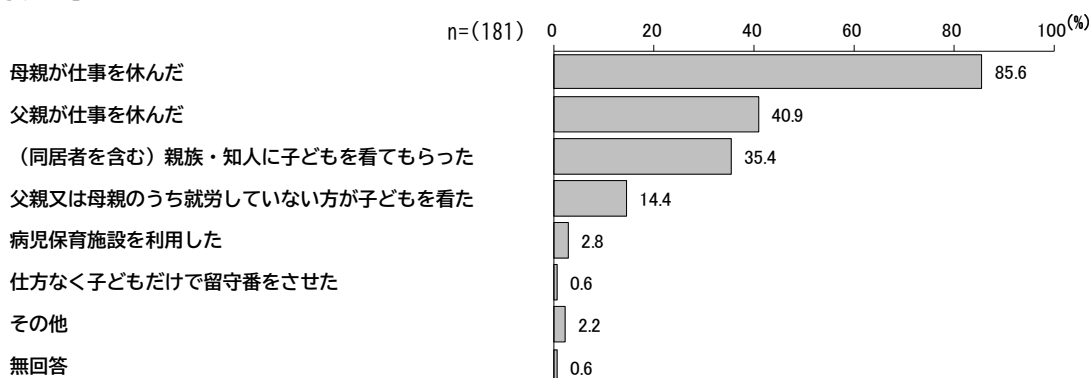
その際の対応方法については、未就学児童では「母親が仕事を休んだ」が85.6%と最も多く、次いで「父親が仕事を休んだ」(40.9%)となっています。小学生では「母親が仕事を休んだ」が70.5%と最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」(23.6%)となっています。

【お子さんが病気やケガで、平日、教育・保育事業又は学校を休んだ日があったか】

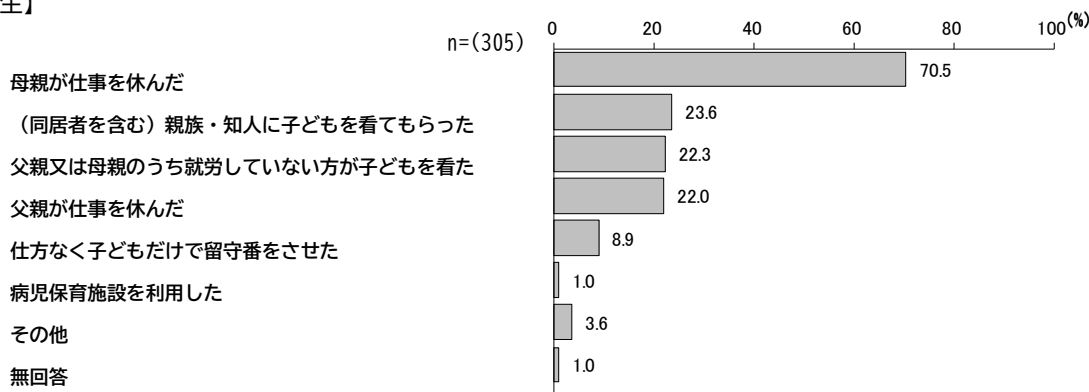


【お子さんが病気やケガで、平日、教育・保育事業又は学校を休んだ日の対処法】

【未就学児童】



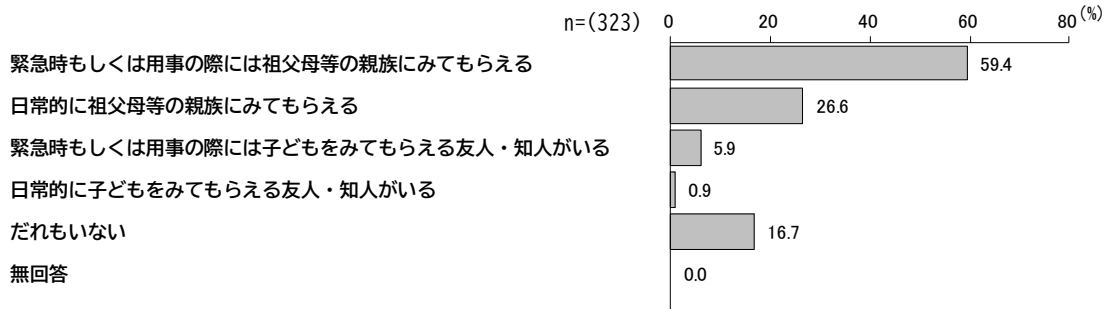
【小学生】



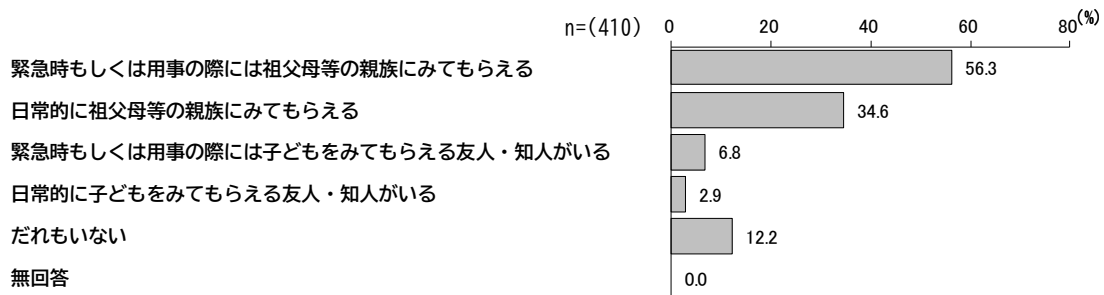
■子どもをみてもらえる親族・知人の有無（未就学児童・小学生）

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、未就学児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.4%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(26.6%)となっています。小学生では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が56.3%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(34.6%)となっています。

【未就学児童】



【小学生】

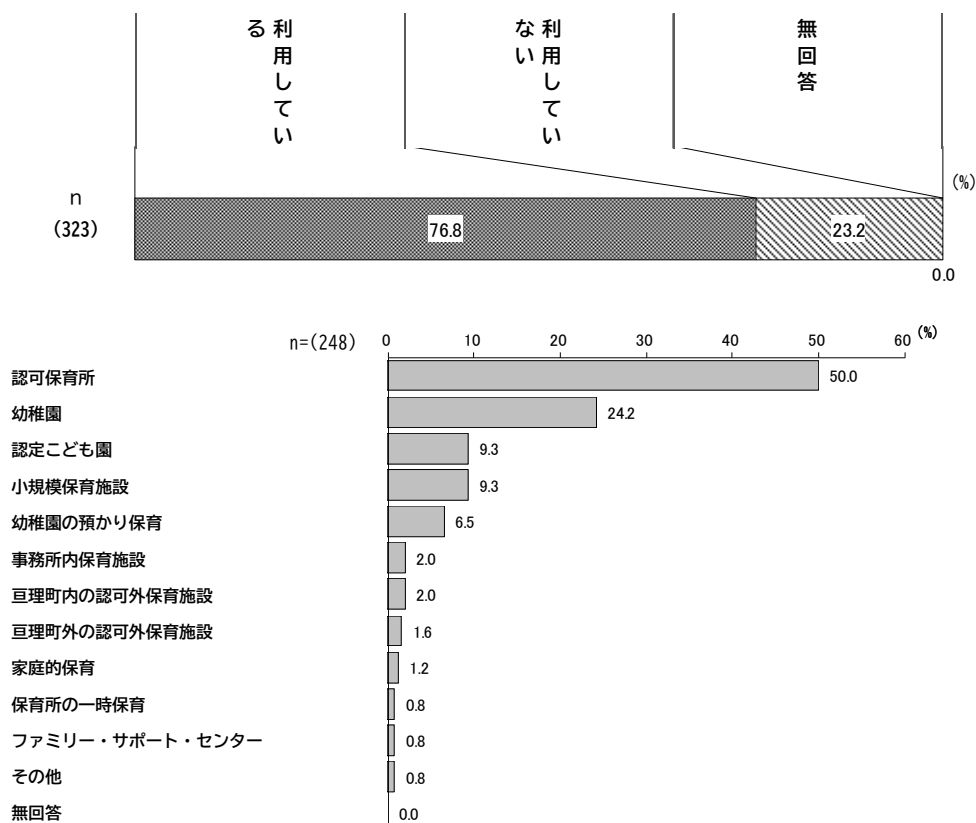


■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望（未就学児童）

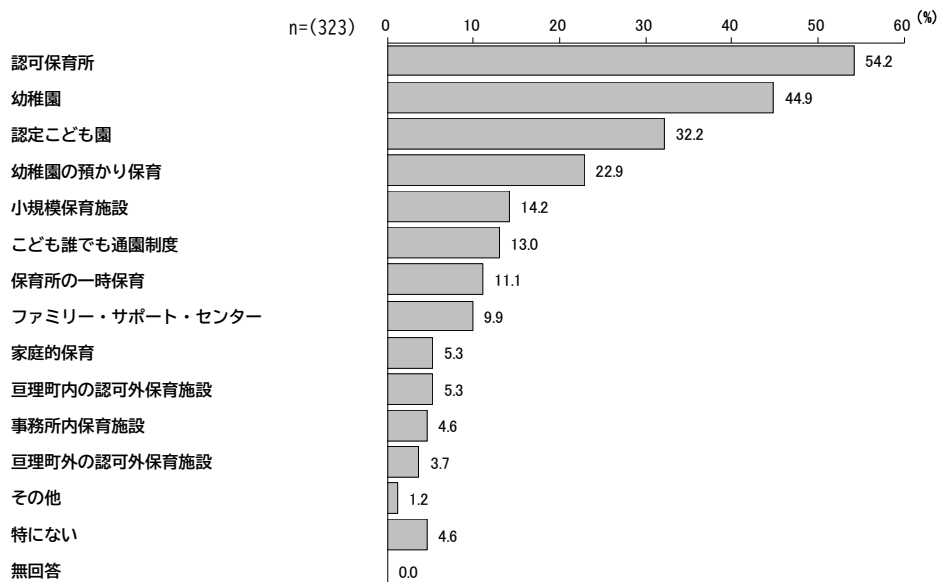
平日の定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」方が約8割となっています。利用している事業は「認可保育所」が50.0%と最も多く、以下、「幼稚園」（24.2%）、「認定こども園」「小規模保育施設」（ともに9.3%）となっています。

平日の定期的な教育・保育の利用希望は、「認可保育所」が54.2%と最も多く、以下、「幼稚園」（44.9%）、「認定こども園」（32.2%）、「幼稚園の預かり保育」（22.9%）となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



【平日の定期的な教育・保育事業の利用希望】

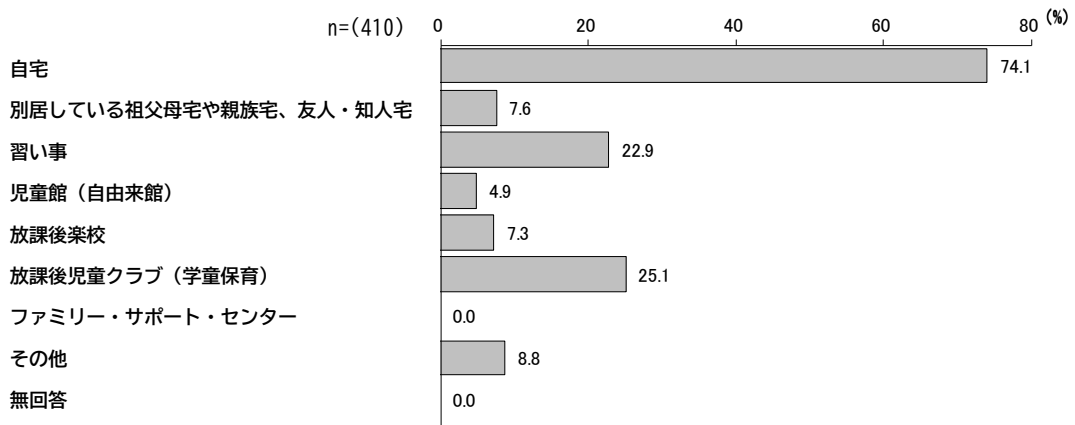


■放課後の過ごし方と過ごし方の希望について（小学生）

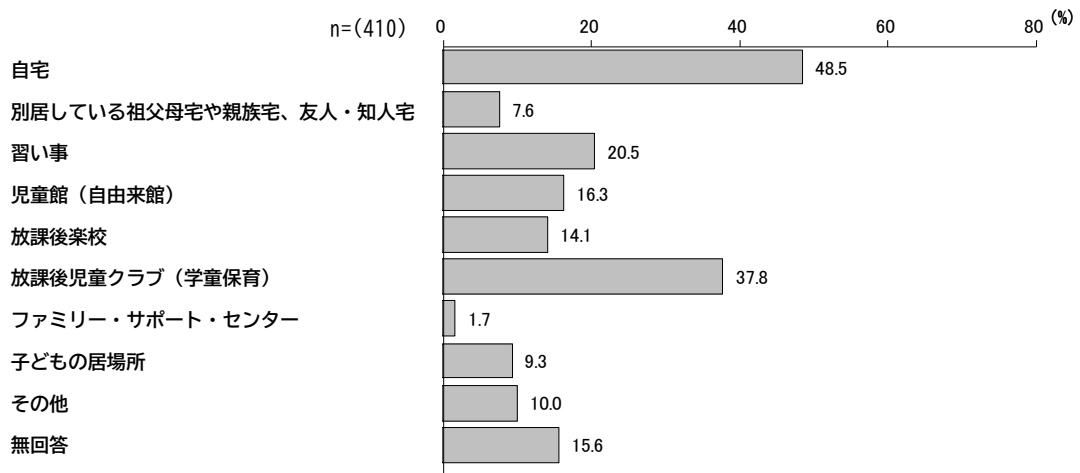
お子さんの放課後の過ごし方は、「自宅」が74.1%と最も多く、以下、「放課後児童クラブ（学童保育）」（25.1%）、「習い事」（22.9%）となっています。

放課後の過ごし方の希望については、低学年では、「自宅」が48.5%と最も多く、以下、「放課後児童クラブ（学童保育）」（37.8%）、「習い事」（20.5%）となっています。高学年については、「自宅」が67.1%と最も多く、以下、「習い事」（31.0%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（20.2%）となっています。

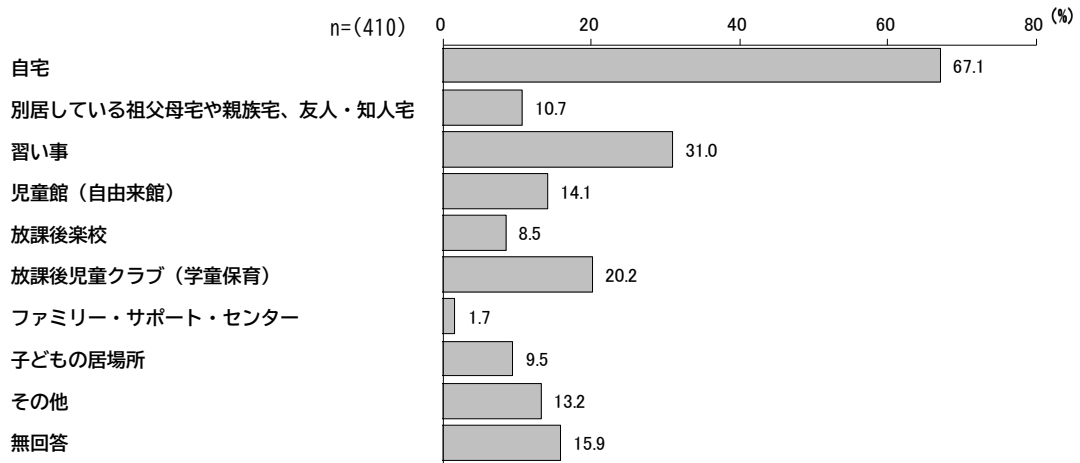
【放課後の過ごし方】



【低学年】

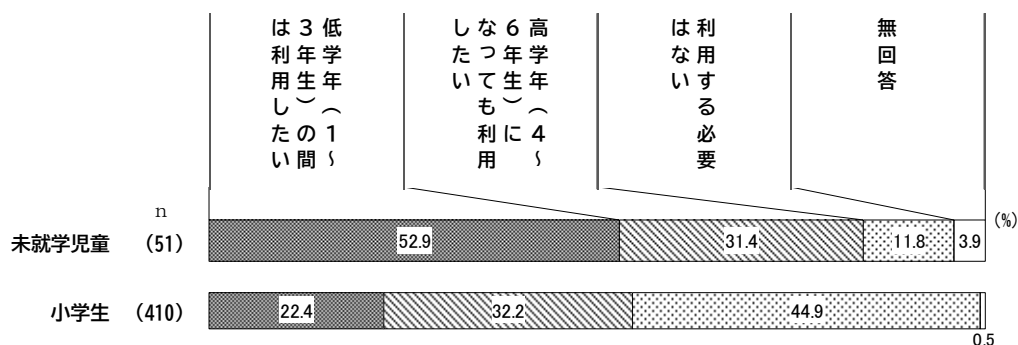


【高学年】



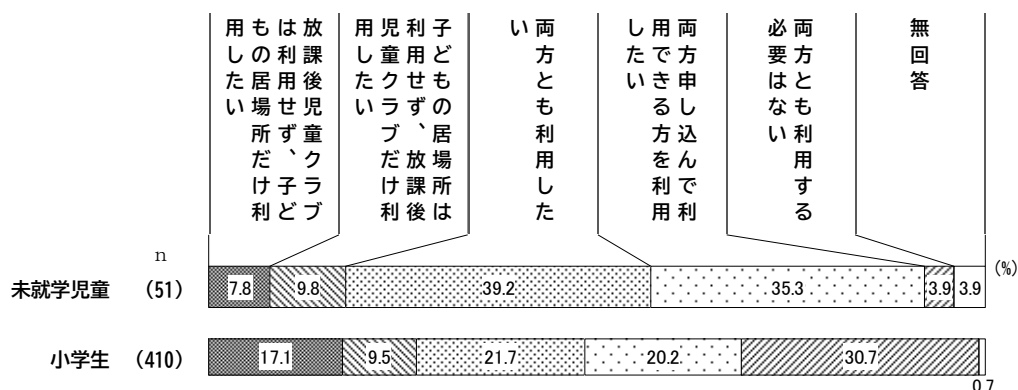
■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望（未就学児童・小学生）

長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望については、“利用したい”が未就学児童は84.3%、小学生は54.6%となっています。



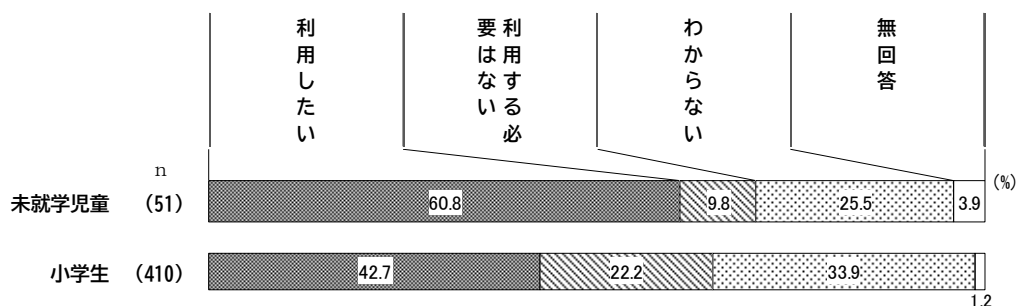
■長期休暇中の子どもの居場所の利用希望（未就学児童・小学生）

長期休暇中の子どもの居場所の利用希望については、“利用したい”が未就学児童は92.1%、小学生は68.5%となっています。



■放課後児童クラブの利用希望（未就学児童・小学生）

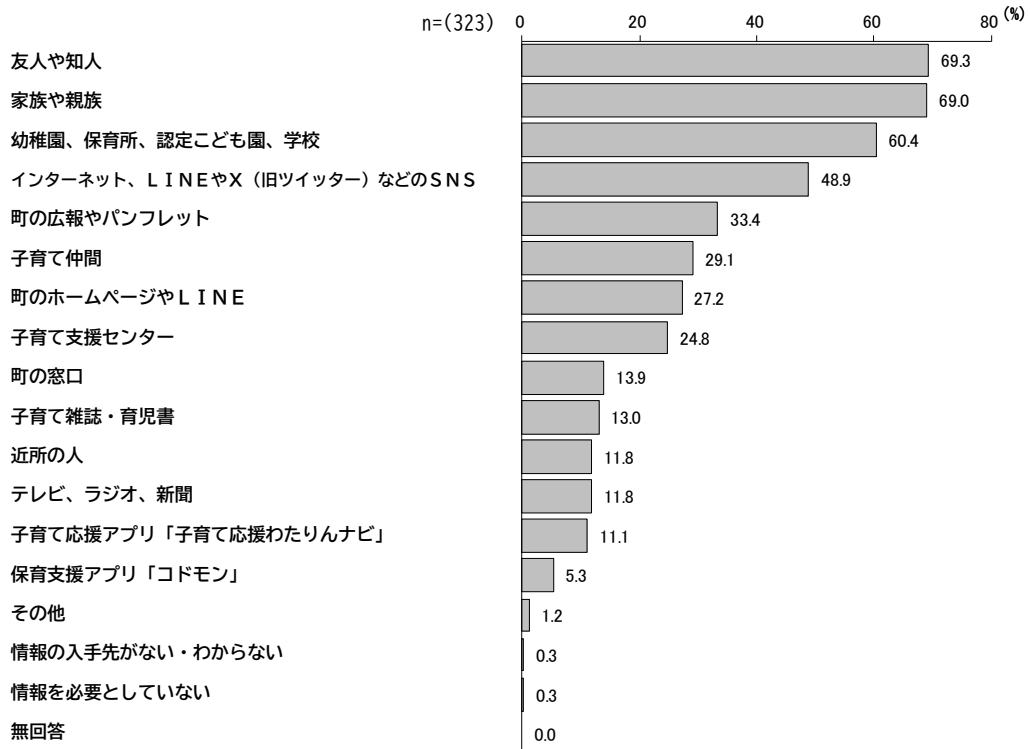
放課後児童クラブ、子どもの居場所の2つを組み合わせて利用できた場合の平日の放課後及び長期休業中の放課後児童クラブの利用希望については、「利用したい」が未就学児童は60.8%、小学生は42.7%となっています。



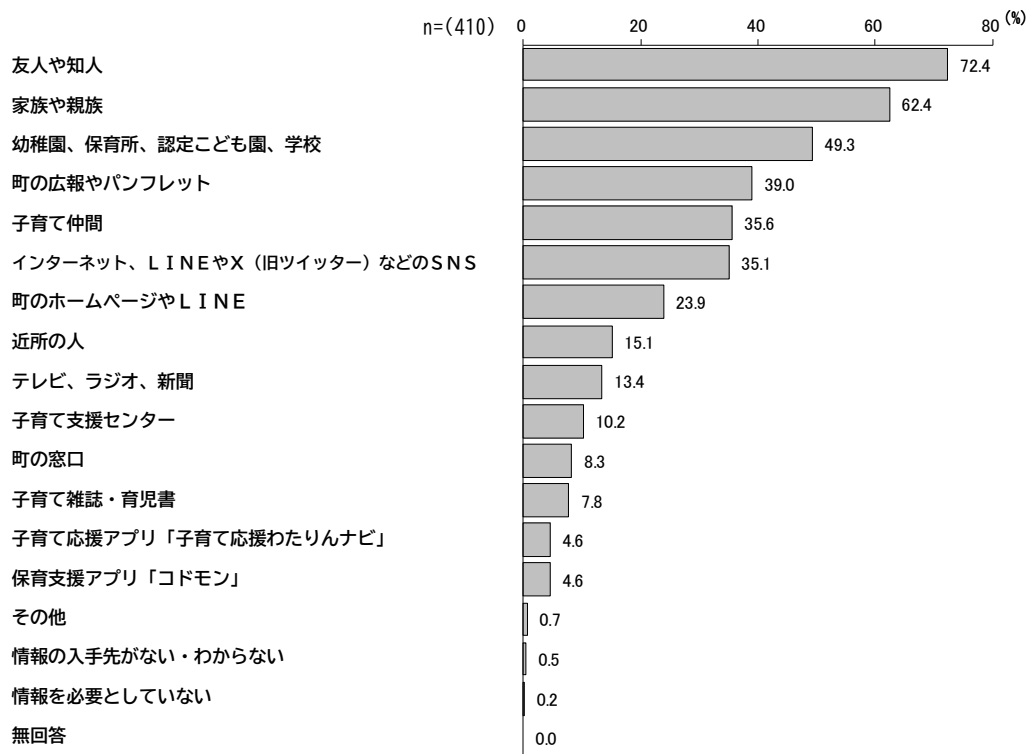
■子育てに必要な情報の入手先（未就学児童・小学生）

子育てに必要な情報の入手先については、未就学児童では、「友人や知人」が69.3%と最も多く、以下、「家族や親族」(69.0%)、「幼稚園、保育所、認定こども園、学校」(60.4%)、「インターネット、LINEやX（旧ツイッター）などのSNS」(48.9%)となっています。小学生では、「友人や知人」が72.4%と最も多く、以下、「家族や親族」(62.4%)、「幼稚園、保育所、認定こども園、学校」(49.3%)、「町の広報やパンフレット」(39.0%)となっています。

【未就学児童】



【小学生】



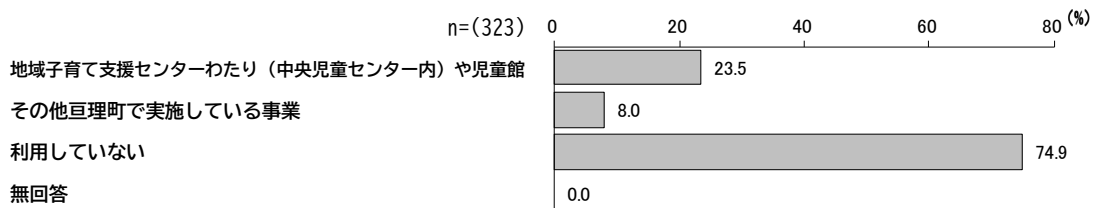
④こどもの心身の健やかな成長について

■地域子育て支援拠点事業の利用状況・今後の利用意向（未就学児童）

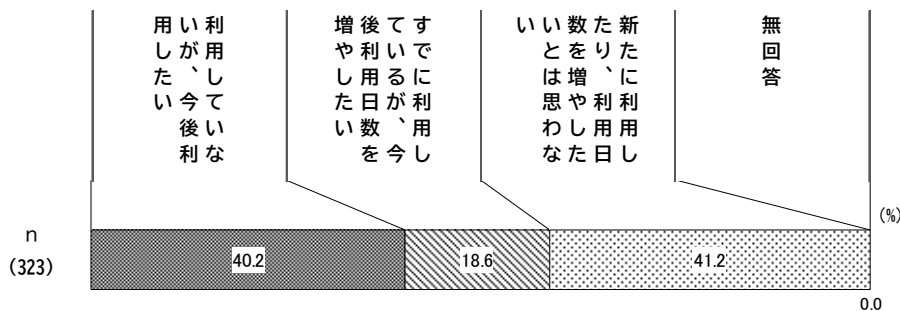
利用している地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援センターわたり（中央児童センター内）や児童館」が 23.5%、「その他亘理町で実施している事業」が 8.0%と利用は少なく、「利用していない」が7割以上となっています。

今後の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が 40.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 18.6%となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



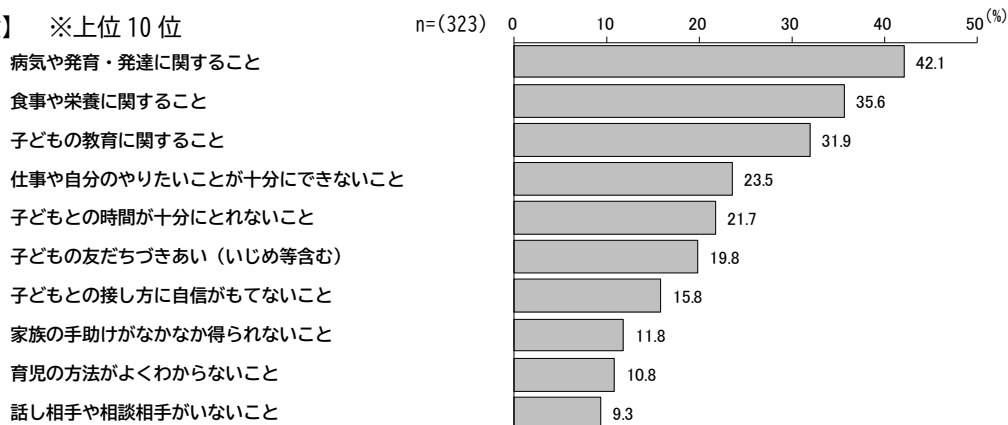
【地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向】



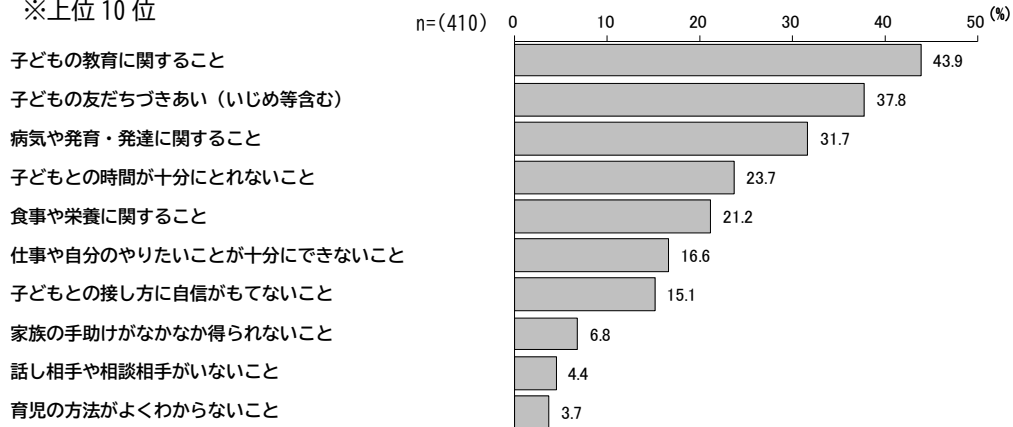
■子育てに関して日常悩んでいること、または気になること（未就学児童・小学生）

子育てに関して日常悩んでいること、または気になることについては、未就学児童では、「病気や発育・発達に関すること」が 42.1%と最も多く、以下、「食事や栄養に関すること」(35.6%)、「子どもの教育に関すること」(31.9%)、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」(23.5%)となっています。小学生では、「子どもの教育に関すること」が 43.9%と最も多く、以下、「子どもの友だちづきあい(いじめ等含む)」(37.8%)、「病気や発育・発達に関すること」(31.7%)、「子どもとの時間が十分にとれないこと」(23.7%)となっています。

【未就学児童】 ※上位 10 位



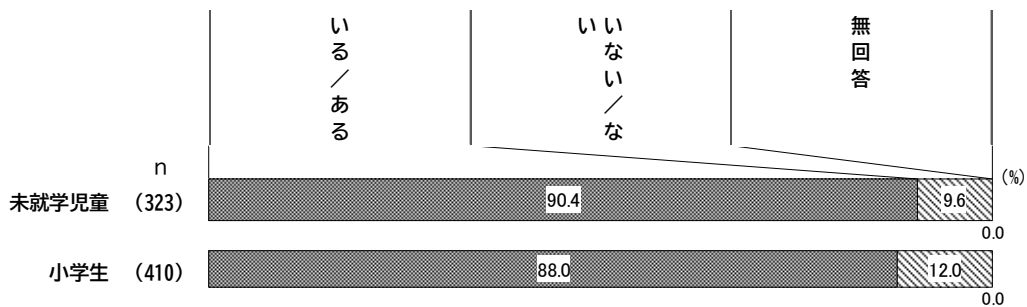
【小学生】 ※上位 10 位



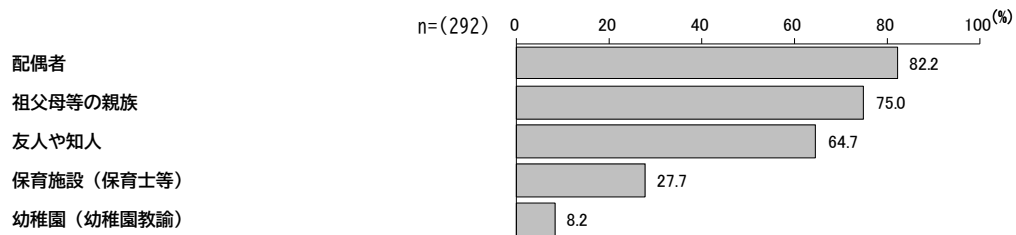
■子育ての相談先 (未就学児童・小学生)

子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無は、未就学児童・小学生ともに「いる／ある」が約9割となっています。

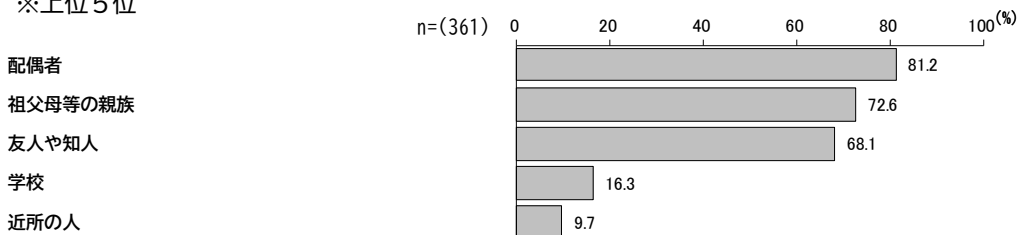
相談先については、未就学児童では、「配偶者」が82.2%と最も多く、以下、「祖父母等の親族」(75.0%)、「友人や知人」(64.7%)、「保育施設(保育士等)」(27.7%)となっています。小学生では「配偶者」が81.2%と最も多く、以下、「祖父母等の親族」(72.6%)、「友人や知人」(68.1%)、「学校」(16.3%)等となっています。



【未就学児童】 ※上位 5 位



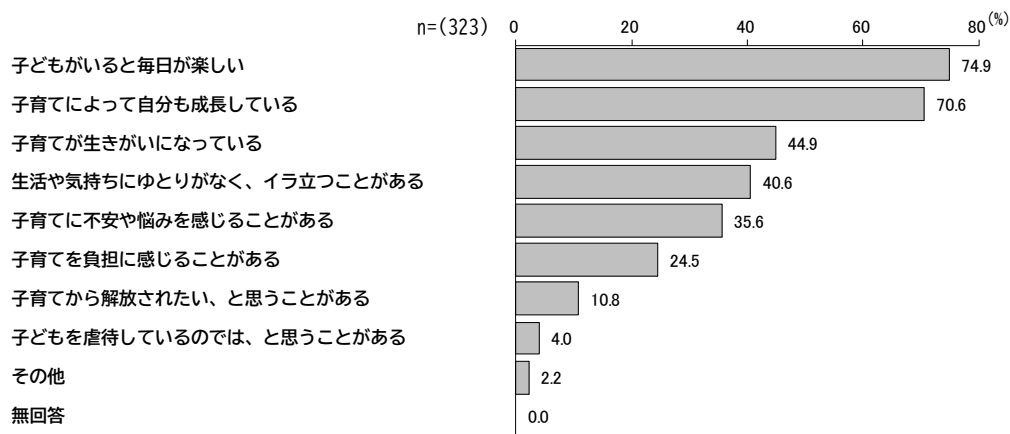
【小学生】 ※上位 5 位



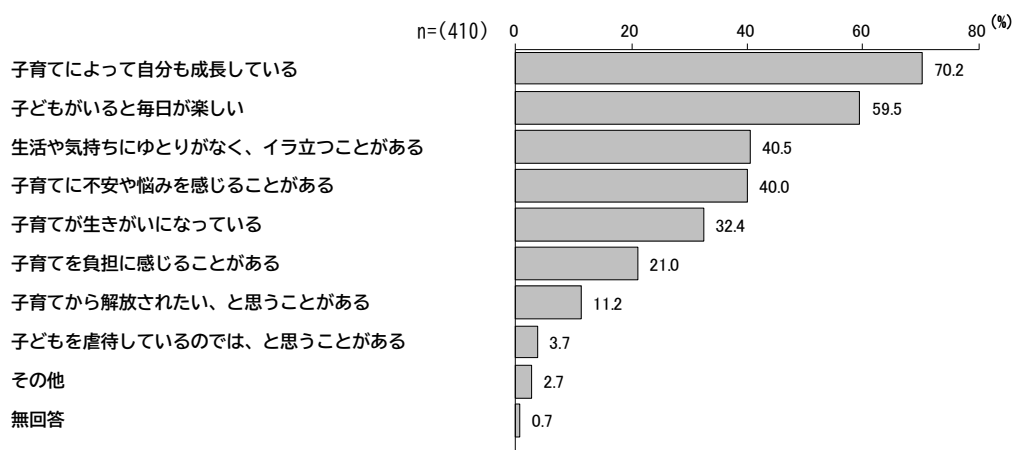
■お子さんを育てている際の気持ち（未就学児童・小学生）

お子さんを育てている際の気持ちは、未就学児童では「子どもがいると毎日が楽しい」が74.9%と最も多く、以下、「子育てによって自分も成長している」（70.6%）、「子育てが生きがいになっている」（44.9%）、「生活や気持ちにゆとりがなく、イラ立つことがある」（40.6%）となっています。小学生では、「子育てによって自分も成長している」が70.2%と最も多く、以下、「子どもがいると毎日が楽しい」（59.5%）、「生活や気持ちにゆとりがなく、イラ立つことがある」（40.5%）、「子育てによって自分も成長している」が70.2%と最も多く、以下、「子どもがいると毎日が楽しい」（59.5%）、「生活や気持ちにゆとりがなく、イラ立つことがある」（40.5%）、「子育てに不安や悩みを感じることもある」（40.0%）、「子育てが生きがいになっている」（32.4%）、「子育てを負担に感じることもある」（21.0%）、「子育てから解放されたい、と思うことがある」（11.2%）、「子どもを虐待しているのでは、と思うことがある」（3.7%）、「その他」（2.7%）、「無回答」（0.7%）となっています。

【未就学児童】

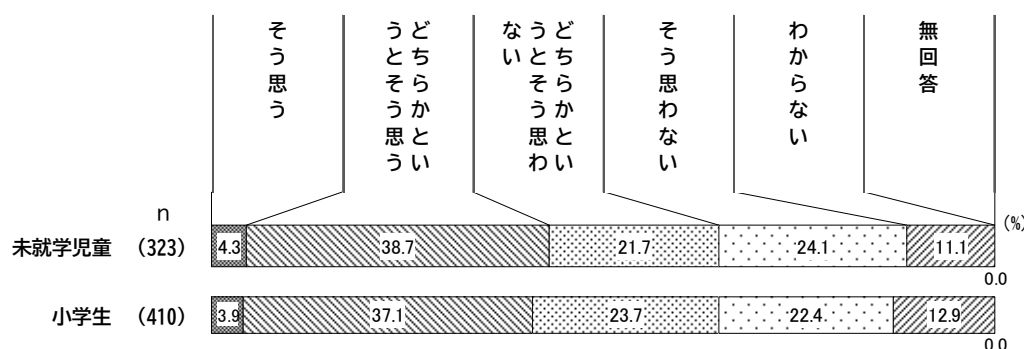


【小学生】



■町での子育てしやすさ感（未就学児童・小学生）

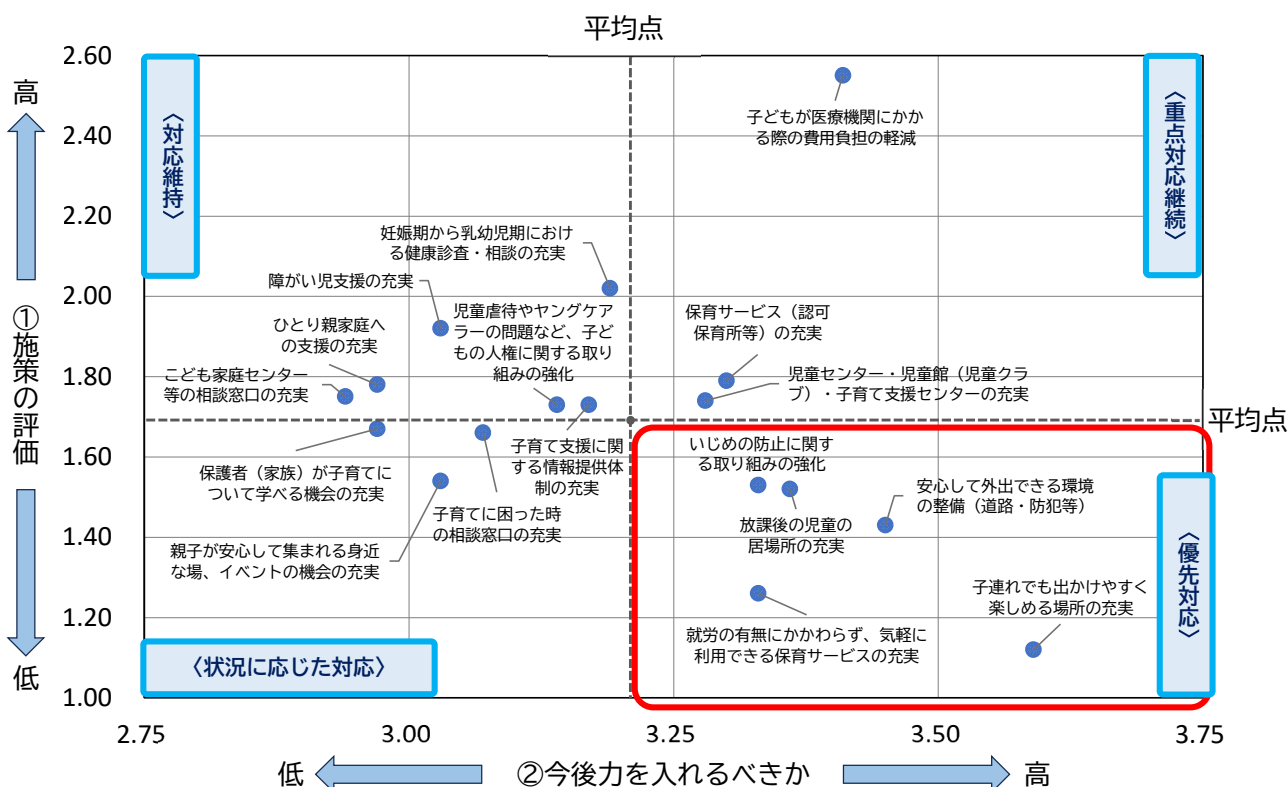
亘理町が子育てをしやすいところだと思うかについては、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた“そう思う”は未就学児童では43.0%、小学生では41.0%となっています。



■施策の評価と今後力を入れるべき施策（未就学児童・小学生）

町の子育て支援の施策への評価と今後力を入れるべき施策を点数化したところ、評価が最も低く、今後力を入れるべき施策の点数が最も高かった項目は、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」、「安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）」、「放課後の児童の居場所の充実」、「いじめの防止に関する取り組みの強化」、「就労の有無にかかわらず、気軽に利用できる保育サービスの充実」となっています。

【未就学児童】

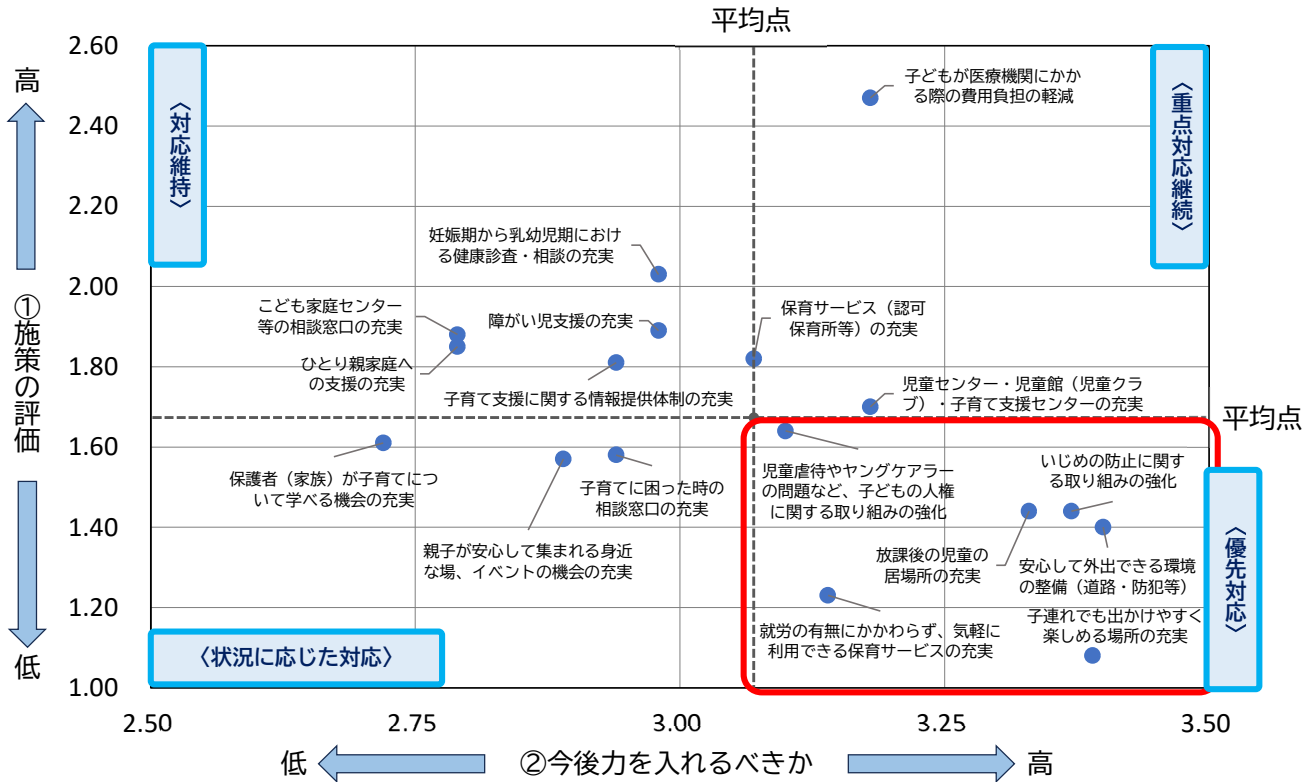


*平均点

子育て支援の充実に向けた取り組み	①施策の評価	②今後力を入れるべきか
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会の充実	1.54	3.03
子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実	1.12	3.59
子育てに困った時の相談窓口の充実	1.66	3.07
保育サービス（認可保育所等）の充実	1.79	3.30
児童センター・児童館（児童クラブ）・子育て支援センターの充実	1.74	3.28
いじめの防止に関する取り組みの強化	1.53	3.33
児童虐待やヤングケアラーの問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化	1.73	3.14
就労の有無にかかわらず、気軽に利用できる保育サービスの充実	1.26	3.33
子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減	2.55	3.41
保護者（家族）が子育てについて学べる機会の充実	1.67	2.97
障がい児支援の充実	1.92	3.03
安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）	1.43	3.45
妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実	2.02	3.19
子育て支援に関する情報提供体制の充実	1.73	3.17
ひとり親家庭への支援の充実	1.78	2.97
こども家庭センター等の相談窓口の充実	1.75	2.94
放課後の児童の居場所の充実	1.52	3.36
全体	1.69	3.21

小学生では、評価が最も低く、今後力を入れるべき施策の点数が最も高かった項目は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」、「安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）」、「いじめの防止に関する取り組みの強化」、「放課後の児童の居場所の充実」、「就労の有無にかかわらず、気軽に利用できる保育サービスの充実」、「児童虐待やヤングケアラーの問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化」となっています。

【小学生】



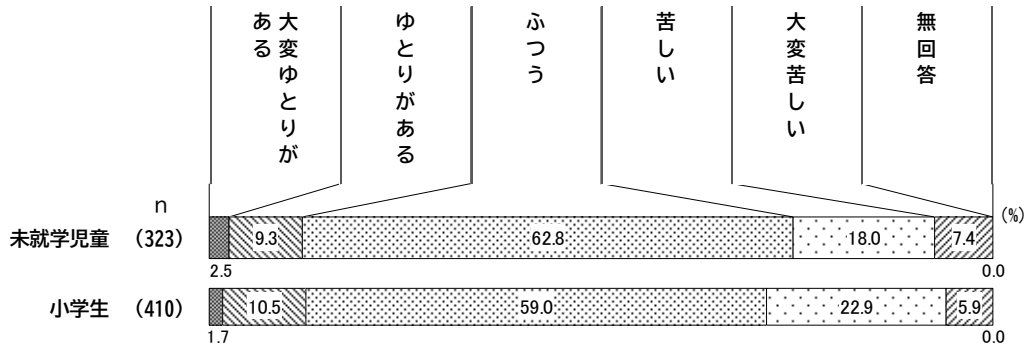
*平均点

子育て支援の充実に向けた取り組み	①施策の評価	②今後力を入れるべきか
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会の充実	1.57	2.89
子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実	1.08	3.39
子育てに困った時の相談窓口の充実	1.58	2.94
保育サービス（認可保育所等）の充実	1.82	3.07
児童センター・児童館（児童クラブ）・子育て支援センターの充実	1.70	3.18
いじめの防止に関する取り組みの強化	1.44	3.37
児童虐待やヤングケアラーの問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化	1.64	3.10
就労の有無にかかわらず、気軽に利用できる保育サービスの充実	1.23	3.14
子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減	2.47	3.18
保護者（家族）が子育てについて学べる機会の充実	1.61	2.72
障がい児支援の充実	1.89	2.98
安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）	1.40	3.40
妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実	2.03	2.98
子育て支援に関する情報提供体制の充実	1.81	2.94
ひとり親家庭への支援の充実	1.85	2.79
こども家庭センター等の相談窓口の充実	1.88	2.79
放課後の児童の居場所の充実	1.44	3.33
全体	1.67	3.07

⑤特に支援を必要とする子どもや家庭への支援について

■現在の暮らしの状況（未就学児童・小学生）

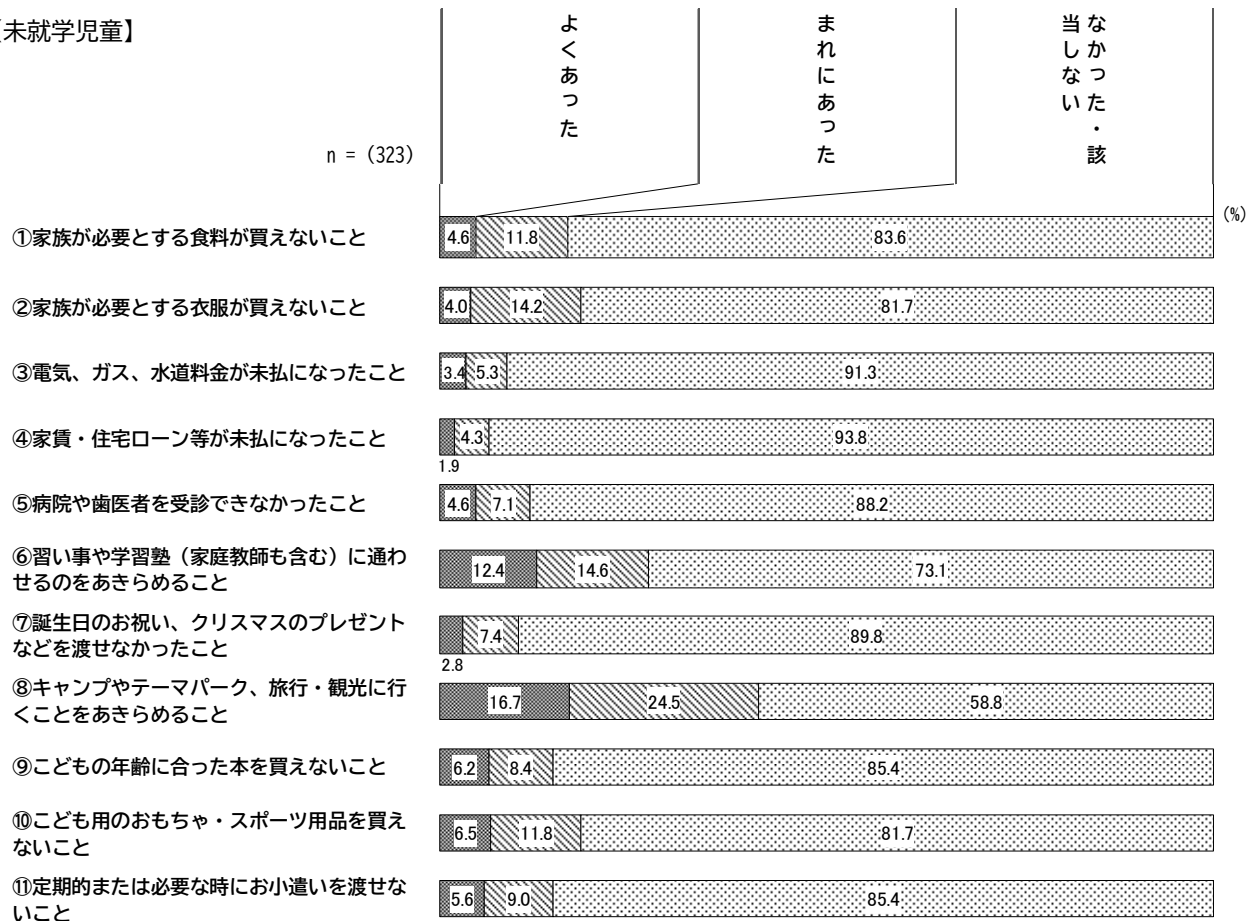
現在の暮らしの状況は、「苦しい」と「たいへん苦しい」を合わせた“苦しい”は未就学児童では25.4%、小学生では28.8%となっています。



■経済的な理由で経験があったこと（未就学児童・小学生）

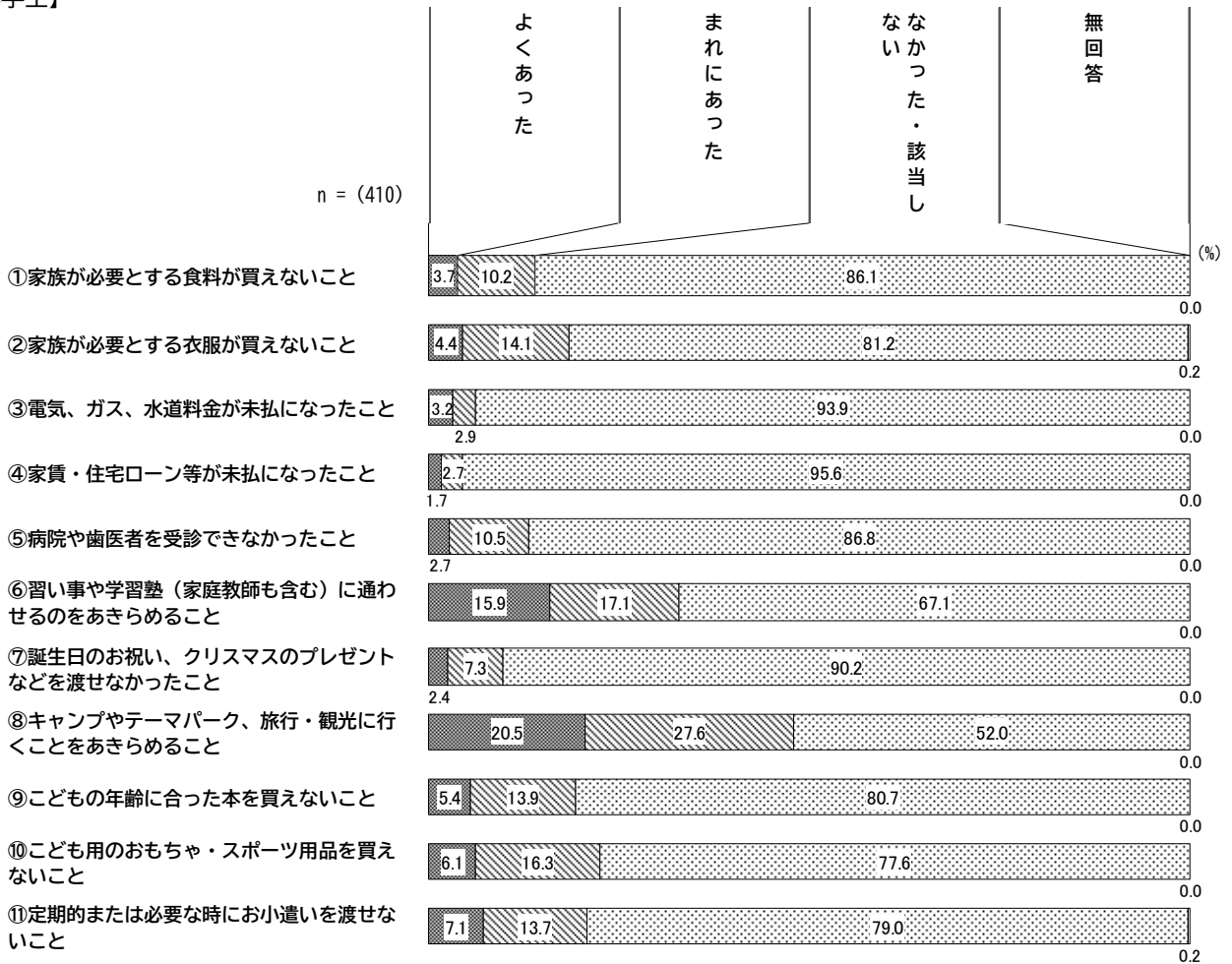
過去1年の間に経済的な理由であった経験について、「よくあった」「まれにあった」を合わせた『あった』の割合が最も多いのは、就学前児童では「キャンプやテーマパーク、旅行・観光に行くことをあきらめること」で41.2%、以下「習い事や学習塾（家庭教師も含む）に通わせるのをあきらめること」（27.0%）、「こども用のおもちゃ・スポーツ用品を買えないこと」（18.3%）となっています。

【未就学児童】



小学生では、「よくあった」「まれにあった」を合わせた『あった』の割合が最も多いのは「キャンプやテーマパーク、旅行・観光に行くことをあきらめること」で48.1%、以下「習い事や学習塾（家庭教師も含む）に通わせるのをあきらめること」（33.0%）、「子ども用のおもちゃ・スポーツ用品を買えないこと」（22.4%）となっています。

【小学生】



4. こどもたちの声

こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが、「こども基本法」第11条に義務付けられています。

本計画を策定するに当たって、こどもたちの声を聴くワークショップを実施し、町内の中学生、高校生からご意見をうかがいました。

(1) ワークショップ概要

日 時	令和6年10月15日(火)		
場 所	巨理町保健福祉センター はつらつホール		
参加者	16名	町内中学生	1年生5人、2年生7人
		巨理高校生	1年生2人、2年生2人
プログラム	①子どもの居場所として、安心できる場所とは？ ②放課後や週末に何をしたい？		
ファシリテーター	グループ① 子ども・子育て支援審議会委員 グループ② 中央児童センター 主査 グループ③ 鹿島保育所 保育士		

グループ編成

グループ①	6名(吉田中学校2名、荒浜中学校2名、巨理高校2名)
グループ②	5名(巨理中学校2名、吉田中学校1名、巨理高校2名)
グループ③	5名(巨理中学校2名、吉田中学校1名、逢隈中学校2名)

(2) ワークショップ結果

①子どもの居場所として、安心できる場所とは？

身近で安心できる居場所として「学校」を挙げる生徒が多く、次いで「町立図書館(悠里館)」、「町民体育館・運動場(グラウンド)」等のスポーツ施設でした。

○学校

学校は、生徒が安心できる身近な場所であるため、放課後に教室、体育館、校庭などが利用できるのなら勉強や自主活動、友達との交流を学校内で行いたいと考える生徒が多いことがうかがえました。

特に放課後(部活後)は時間が限られており、他の場所へ移動しにくいことや、地区によっては近くに公共施設や飲食店がないことから、学校施設の利用を強く希望する意見が多く出されました。

○公共施設

町立図書館については、学習スペースの座席が少ないため、増設を希望する意見が寄せられました。また、現在の図書館のように静かに一人で集中できる場所とは別に、友達と勉強を教え合ったり、話ができるスペースが欲しいという声も聞かれました。

さらに、交流や飲食が可能な場所の設置など、子どもたちが入りやすく居心地の良い環境への改善についての意見も見受けられました。加えて、コワーキングスペースの利用に関しては、学生は経済的に厳しいため、無料または学割で利用できるとよいという要望が出されました。

○スポーツ施設

体育館などのスポーツ施設については、町内にある体育館を一つにまとめ、どの地区の人も気軽に利用できる総合体育館の設置を検討してほしいという意見が出されました。その施設には、飲食スペースや交流できる場所、スポーツができる場所を備え、1か所に人が集まるような環境を整えてほしいとの要望があります。

②放課後や週末に何をしたい？

ワークショップで出された放課後や週末にしたいことは大きく分けて「学習・体験」「地域活動・ボランティア」「その他（趣味など）」の3つに分類されました。

○学習・体験

学習や体験の分野では、勉強、スポーツ、モノづくりなどが挙げられ、各分野の詳しい人に教わりたいという意見が出されました。また、自分の夢の実現に向けて自己研磨に取り組みたいと考える参加者も複数名いました。

○地域活動・ボランティア

地域活動・ボランティアの分野では、地域のイベントに運営側として参加したいという声や、環境美化などのボランティア活動への参加意向がうかがえました。

課題については、体験に関する情報収集や体験に要する費用負担が問題視されており、また、さまざまな活動に取り組むための拠点となる場所が少ないという意見もありました。

また、放課後や週末にしたいことを実現するために、町や大人に応援してほしいことについては、以下のような意見が出されました。

1. イベントやさまざまな体験機会の創出
2. 学習や体験、活動などに要する費用の支援（備品等の購入・貸出支援）
3. 移動するためのバスの増便
4. 町・学校づくりに学生の意見が反映できるよう、今後も今回のような話し合いの機会を設けることやSNSを活用した意見箱の設置等の検討
5. 町政の情報を小・中学生にも理解できるように知らせてほしい

5. 子育てを取り巻く現状と課題

町の現況やアンケート調査結果などから、本計画を策定するに当たり、本町の子育て支援・子育て環境の課題を以下の通り整理しました。

(1) 少子高齢化・核家族化の進行について

本町では少子高齢化の進行により、今後もこどもの人口は減少していくものと考えられます。また、世帯数の増加と1世帯当たりの人員数の減少によって核家族化が進行していることから、今後も引き続き、少子高齢化・核家族化社会における子育て支援を総合的に図る必要があります。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりをより一層推進していくため、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

(2) こどもの人権の尊重について

今回のアンケート調査結果によると、児童虐待の通報先を「知っていた」は6割半ばと前回よりも認知度が上がっており、関心が徐々に高まってきていることがうかがえます。一方、町の子育て支援施策に対する評価では、「いじめの防止に関する取り組みの強化」「児童虐待やヤングケアラーの問題など、こどもの人権に関する取り組みの強化」については評価が低く、今後力を入れるべきの点数が高くなっており、さらなる取り組みが求められています。

子どもを児童虐待から守るためには、早期発見及び迅速な対応が重要です。通報先も含め、虐待に関する啓発活動を続けるとともに、こどもの虐待（疑いを含む）を発見した際には、速やかに通告し連携、支援できる体制の充実を図る必要があります。加えて、こどもの人権を守っていくため、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。

(3) こどもと母親の健康の確保及び増進について

少子化の進行や出生率の低下の要因として、未婚・晩婚化の進行、子育てにかかる金銭的な負担感、子育て中の孤立などが考えられています。そうした中、妊娠・出産・育児期間における母子の健康を確保し、女性が子どもを産み育てやすい環境の整備がより一層必要とされています。

今回のアンケート調査結果によると、町の子育て支援施策の「こどもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」と「妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実」は評価が高くなっています。一方、子育てに関して日常悩んでいることは、「病気や発育・発達に関すること」が未就学児童は4割、小学生では3割となっています。また、子育ての相談相手・場所で必要なことについては「医療、療育、教育などについての専門的な相談機能の充実」が未就学児童・小学生ともに約5割で最も多く、医療や健康に関する要望が高いことがうかがえます。

母子の健康を守るため、医療整備や相談体制の充実等の取り組みが必要です。

(4) 子育てサポート体制の強化について

女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加から、教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。

今回のアンケート調査結果によると、母親の就労状況は未就学児童では「フルタイム」が3割、「パート等」が2割半ばと、就労している人は約6割です。小学生では「フルタイム」が4割半、「パート等」が3割で、約7割が就労しています。父親は、「フルタイム」が未就学児童・小学生ともに約9割を占めています。

こどもを見てもらえる親戚・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が未就学児・小学生ともに6割程度、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が未就学児・小学生ともに3割程度となっている一方で、見てもらえる親戚・知人がいない等、サポートの必要な保護者がいます。

共働き家庭の増加、就労形態の多様化、ニーズの変化などにあわせた子育てサポート体制の強化が必要です。

(5) 仕事と家庭生活の両立について

仕事と家庭の両立について、女性の育児休業取得率は、全国的に制度の着実な定着が図られています。男性の育児休業取得率は増加傾向にありますが、依然として低い割合となっています。

今回のアンケート調査結果によると、未就学児童の育児休業の取得状況は、母親では約6割、父親の取得は1割半ばとなっています。母親・父親ともに前回調査よりその割合は増加しているものの、父親の育児休業取得割合は低く、育児休業に対する意識の希薄がみられます。未取得の主な理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」、父親では「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などとなっています。

母親と父親がともに子育てに参加し、働きながら安心してこどもを育てることができるよう、家庭内だけでなく、企業、地域、社会全体で「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を推進していく必要があります。

(6) こどもの遊び場や放課後の過ごし方、居場所について

今回のアンケート調査結果によると、本町の子育て支援施策のうち今後力を入れるべき項目として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」が上位にあげられており、未就学児童では1位、小学生では2位となっています。自由回答でも公園の整備や、夏の暑い時期でもこどもを安心して遊ばせられる屋内施設、小学校のプール利用などへの要望が多く、早急な取り組みが求められています。

放課後児童クラブは依然として利用希望が多く、長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望では、「利用したい」が未就学児童は8割、小学生は5割となっています。また、今後こどもの居場所を「利用したい」と回答した割合は未就学児童では9割、小学生は7割と多く、ニーズに対応していくとともに安全・安心な居場所づくりが必要です。

また、中高生を対象としたワークショップ結果によると、こどもの居場所として安心できる場所としては「学校」が多く挙げられており、自分たちにとって最も身近な学校施設をできる限り活用したいという意向がうかがえました。放課後や週末に行いたいことについては、さまざまな体験、経験する機会や場所を強く求めていることが浮き彫りとなりました。未来を担う若い世代が思う存分活動できるよう、居場所づくりや活動の場、機会の創出をはじめ、町全体での支援が重要です。

(7) 特に支援を必要とする子どもや家庭について

近年は、障がいがあったり、発達が気になる児童が増加しており、こどもの発達の状況に応じた支援が求められています。発達に課題のある子どもと家族へ向けて、継続した相談支援・発達支援等、関係機関と連携を図りながら取り組みを進めていくことが必要です。

また、ひとり親家庭の経済的な状況やこどもの貧困がこどもの育ちに影響を及ぼすことが全国的に問題となっています。

今回のアンケート調査結果によると、現在の暮らしの状況が“苦しい”と回答した割合は未就学児童では25.4%、小学生では28.8%となっており、3割近くの家庭が経済的に苦しい状況です。こどもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されないよう、こどもの貧困対策を推進していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画においては、こどもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体でこどもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、前期計画の基本理念である「すべてのこどもの幸せの実現に向けて、地域のあらゆる人たちが、こどもと子育て家庭を支え合うまちづくり」を継承します。

すべてのこどもの幸せの実現に向けて、
地域のあらゆる人たちが、
こどもと子育て家庭を支え合うまちづくり

2. 基本目標

本計画では、「子ども・子育て支援新制度」や次世代育成支援行動計画においてこれまで取り組んできたこどもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画を推進し、計画の柱（基本目標）については、以下のように設定します。

基本目標 1 こどもの人権の尊重

基本目標 2 こどもと母親の健康の確保及び増進

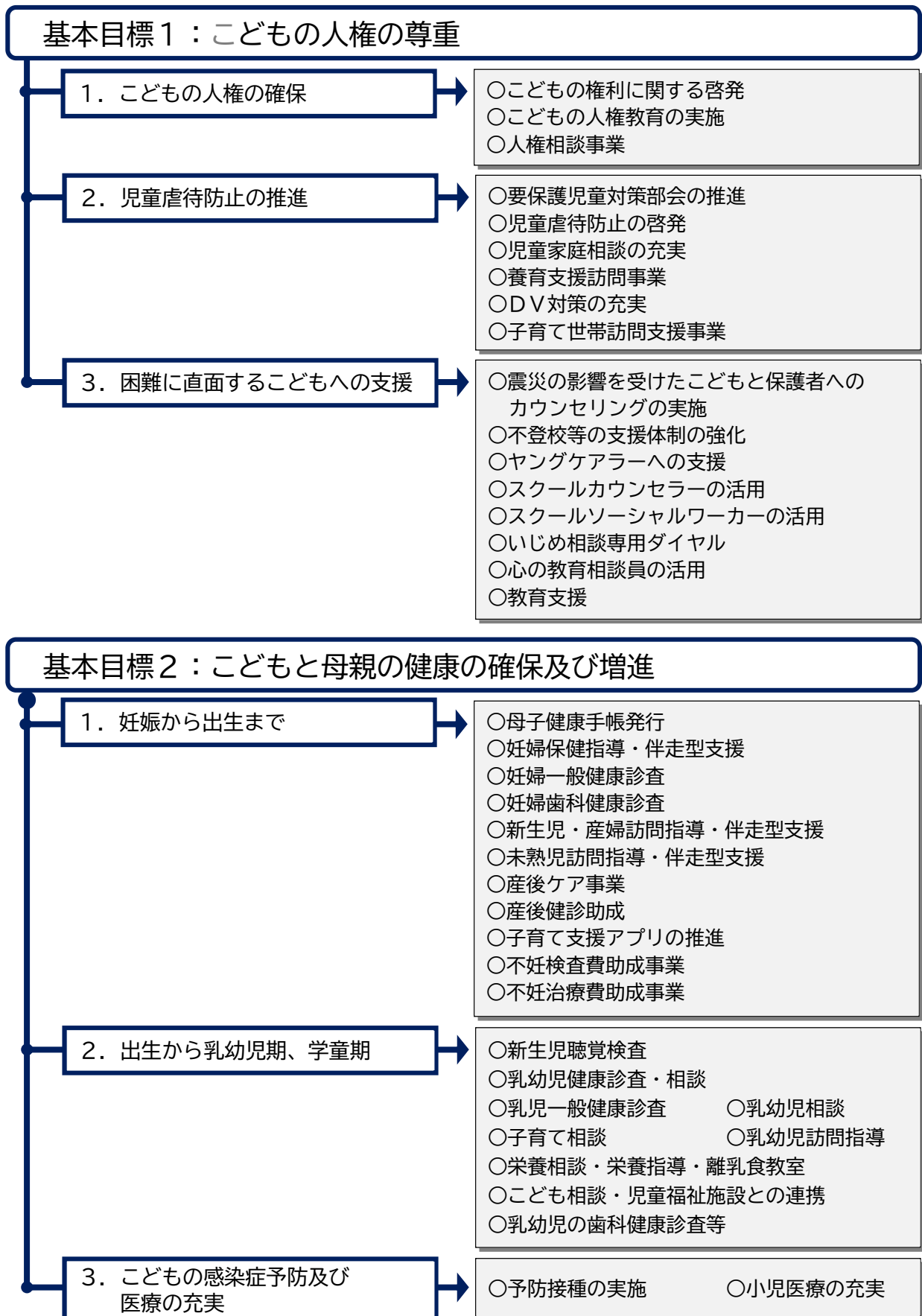
基本目標 3 子育てサポート体制の充実

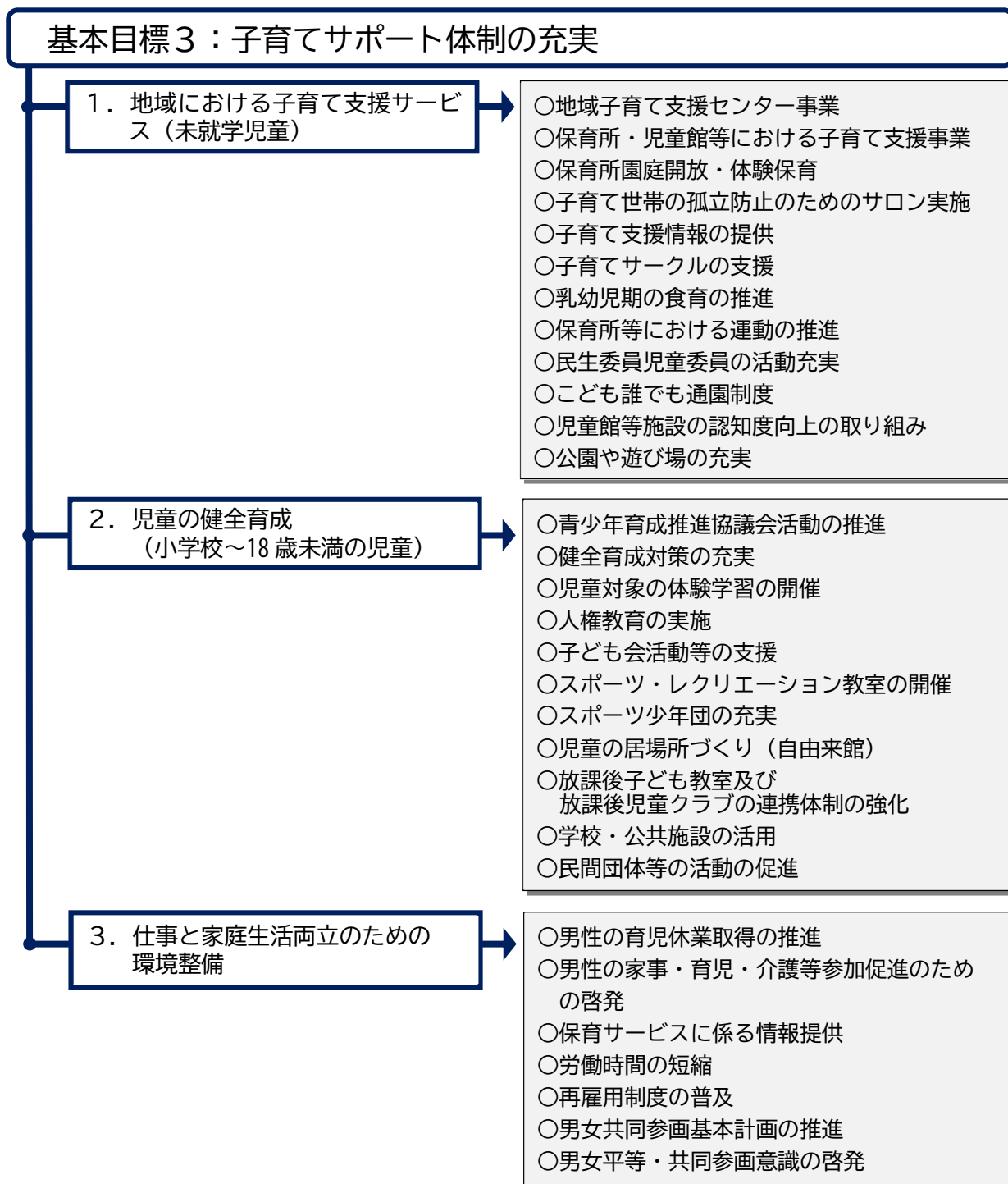
基本目標 4 こどもが健やかに成長する環境づくり

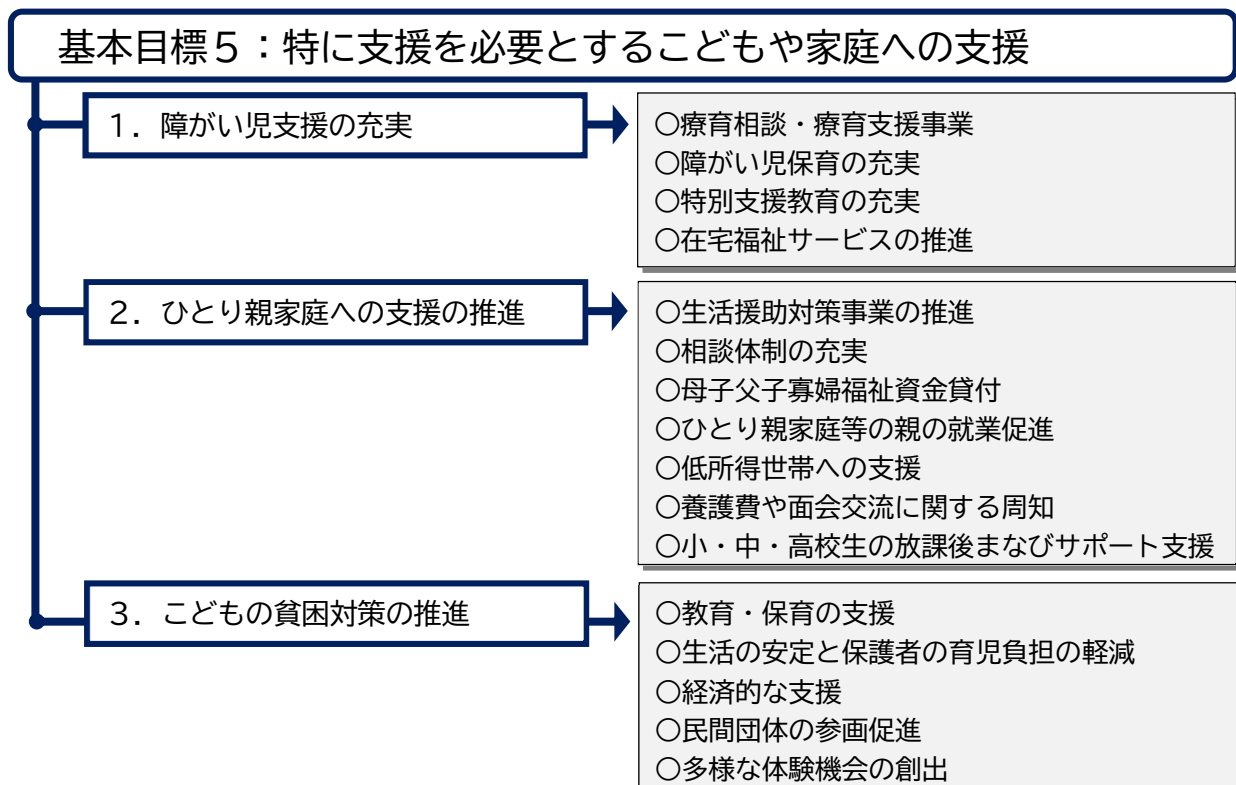
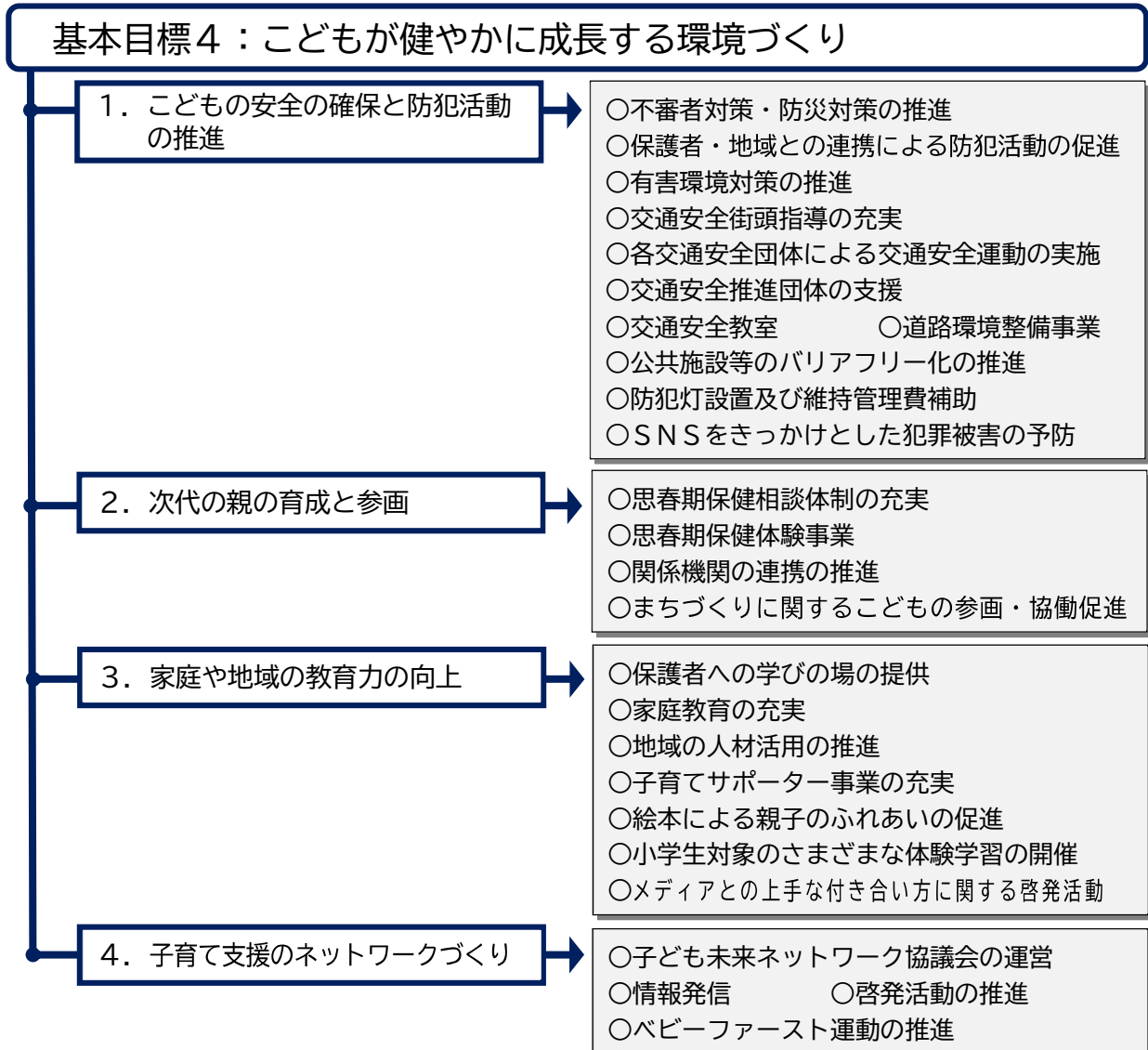
基本目標 5 特に支援を必要とするこどもや家庭への支援

3. 施策体系

本計画における施策体系は以下の通りです。







第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1：こどもの人権の尊重

こどもの生活や成長に影響を及ぼす児童虐待やこどもの貧困問題など、こどもを取り巻く課題が深刻化する中、こども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重する社会の構築が求められています。

今回のアンケート調査結果によると、本町の子育て支援施策のうち「いじめの防止に関する取り組みの強化」及び「児童虐待やヤングケアラーの問題など、こどもの人権に関する取り組みの強化」は評価が低く、今後力を入れるべき施策として上位に挙げられています。こどもの人権を守るため、積極的にさまざまな啓発活動を行うとともに、権利を守る取り組みの強化が必要です。

すべてのこどもが人として尊重され、次代の亘理町を担う存在として尊重されるよう、こどもの権利条約に基づき、各担当課やこども家庭センターを中心にこどもたちへの人権教育の実施と啓発活動を進めます。

1. こどもの人権の確保

こどもの人権を確保するためには、こども自身がお互いの人権を尊重しあうことの大切さを理解することが大切です。複雑化する社会の中で、さまざまな人々が価値観の多様性を認めて理解しあい、協力していくため、地域全体においても基本的な人権についての理解が必要不可欠です。

小・中学校の学校教育をはじめ「子どもの権利条約」及び「いじめ防止対策推進法」の啓発・普及に努めるとともに、人権教育や専門性の高い相談体制の整備や関係機関との連携による情報の共有化を図り、こどもの人権擁護のための取り組みを推進します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
こどもの権利に関する啓発	こどもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」及び「いじめ防止対策推進法」の啓発・普及に努めます。	町民生活課 教育総務課
こどもの人権教育の実施	いじめ問題防止策と人を思いやる心を育てるために、町内全小学校を対象に人権教室を実施するとともに、中学生、高校生を対象とした人権教室の実施も検討していきます。また、中学生を対象に、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に人権作文コンテストの応募案内を実施します。	町民生活課
人権相談事業	人権相談を定期的開催するほか、安心して相談できる環境の充実を図るため、関係機関と連携し専門性の高い相談員の確保に努めます。	町民生活課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
人権教室の実施小学校数【小学3年生・4年生】	6校	6校
中学生・高校生を対象とした人権教室の実施回数(実施学校数)	0回 (0校)	3回 (3校)
スマホ・ネット安全教室の実施小学校数	1校	6校

2. 児童虐待防止の推進

児童虐待は、育児不安など親の要因や、障がい、疾病などこどもの要因、経済的不安など家族を取り巻くさまざまな要因が複雑に絡みあって起こると考えられています。全国的に深刻な虐待事件が発生する中、虐待防止や発生時の適切な対応が喫緊の課題となっています。

本町では、児童虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応を図ることができるよう、児童家庭相談や養育支援訪問事業の実施、要保護児童対策部会の開催のほか、児童相談所や警察等の関係機関と連携を強化し、問題への早期・的確な対応を図っています。乳幼児等を対象とする健康診査・相談事業や福祉サービスを受けていない家庭等の居住実態が把握できない家庭については、町内のこどもに関わる関係部署等と連携して当該家庭の実態の把握に努め、要保護児童対策部会において関係機関で情報を共有し、対応を検討しています。

市町村は、すべてのこどもの権利を擁護するため、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こどもに関する相談全般から訪問等による継続的なソーシャルワークといった機能を担う拠点を整備するよう求められています。

本町においては、こども家庭センターを拠点として、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うとともに、関係機関との連携を強化する等、拠点としての機能を果たすことができるよう一層の充実を図るとともに、地域住民に対しては、児童虐待防止に向けた啓発活動を継続して実施することが重要であるため、引き続き啓発活動の充実に努めます。

基本目標1：こどもの人権の尊重

取り組み	取り組みの内容	担当課
要保護児童対策部会の推進	子ども未来ネットワーク協議会の要保護児童対策部会(4か月に1回実施)は、児童福祉法に基づく要保護児童対策調整機関として設置しており、当部会は児童虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携し、こどもや家族への援助の方法や対策を協議しています。 また、専門性をより強化するために、調整担当者は厚生労働大臣が定める研修を受講します。	子ども未来課 (こども家庭センター)
児童虐待防止の啓発	毎年、児童虐待予防に関する内容を町の広報紙や町の公式ホームページに掲載します。 また、講座等で児童虐待が生まれる環境、虐待の兆候、虐待とは何か等、虐待についての理解促進を図ることで、児童虐待の防止につなげていきます。	子ども未来課 (こども家庭センター)
児童家庭相談の充実	家庭における適切なこどもの養育と、養育に関連して発生するこどもの問題の解決を図るため、児童家庭相談員を配置し、児童家庭の福祉に関して専門的な相談に応じるとともに、支援を行います。児童虐待の通告や相談があった場合には、速やかにこどもの安全を確認し、対処できるよう努めます。	子ども未来課 (こども家庭センター)
養育支援訪問事業	望まない妊娠、若年の妊産婦、強い育児不安やストレスを抱えている養育者に対し、育児不安の解消や子育て方法等の助言等を行うため家庭訪問を行います。	子ども未来課 (こども家庭センター)
DV対策の充実	DVにより被害を受けた母親及びそのこどもに対して、保護することができるよう情報提供や関係機関との連携を図る等の対応に努めます。	福祉課
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童・要保護児童及びその保護者・特定妊婦やヤングケアラー等に対し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する助言等を行うため家庭訪問を行います。	子ども未来課 (こども家庭センター)

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
児童虐待の連絡先「189」の保護者の認知度	未就学児 66.6% 小学生 24.9%	割合の増加
児童虐待やヤングケアラーなど、こどもの人権に関する取り組みに対する保護者の評価割合 ※子育てに関する調査の「評価する」「どちらかといえば評価する」の合計割合	未就学児 19.2% 小学生 24.9%	割合の増加
児童虐待防止の啓発活動回数(講座等)	2回	2回
DV予防講座開催回数	0回	1回

3. 困難に直面する子どもへの支援

子どもたちが抱える悩みや困難は多岐にわたりますが、こころの問題やいじめ、ひきこもり、不登校、ヤングケアラーなど、解決が難しく、子ども自身や家庭が抱える困難が複雑・深刻化してしまうケースも少なくありません。

専門的な支援を必要とする子どもや家庭の早期発見に努めることが重要であり、課題解決に向けて、関係機関と連携しながら継続的に支援を続けていくことが必要です。

子ども自身やその家族が抱えるさまざまな悩み、課題を身近に相談できる体制を強化するとともに、関係機関・団体と連携し、専門的な見地から、支援を継続的に実施可能な体制づくりを図ります。

取り組み	取り組みの内容	担当課
震災の影響を受けた子どもと保護者へのカウンセリングの実施	スクールカウンセラー等の配置による相談体制を継続し、児童の心のケアを継続していきます。	教育総務課
不登校等の支援体制の強化	学校、家庭、関係機関等が連携を図り、不登校で悩む家庭への対応について検討できるよう支援体制の強化を図ります。 また、中学校卒業後も、引き続き児童家庭相談等を通じ状況を把握し、支援を実施します。	教育総務課 子ども未来課 (こども家庭センター)
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーについての周知・普及啓発を図るとともに、その把握に努め、支援を行います。	子ども未来課 (こども家庭センター)
スクールカウンセラーの活用	子どもたちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、スクールカウンセラーを活用します。	教育総務課
スクールソーシャルワーカーの活用	小中学生、高校生、保護者、教職員に対して福祉の立場から、生徒指導上の課題について支援を行います。 また、スクールカウンセラーと連携してヤングケアラーなど、支援が必要な子どもを特定し、関係機関に紹介します。	教育総務課
いじめ相談専用ダイヤル	教育委員会内に専用ダイヤルを設け、小中学生、高校生、保護者、教職員等からのいじめ相談に応じます。	教育総務課
心の教育相談員の活用	子どもたちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、県スクールカウンセラー未配置校に臨床心理を学んだ心の教育相談員を派遣します。	教育総務課
教育支援	長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学習等の援助を行いながら、社会的自立を目標とした支援を行います。	教育総務課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
亘理町いじめ問題対策連絡協議会及び 亘理町いじめ問題対策専門委員会の開催回数	1回 0回	2回 1回
いじめ予防教室の実施小中学校数	2校	6校
教員等カウンセリング研修会の実施回数	0回	2回
ヤングケアラーに関する啓発活動	1回	1回

基本目標2：こどもと母親の健康の確保及び増進

こどもの健やかな成長のためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するとともに、妊娠・出産・子育てにおいて切れ目のない支援によって保護者の子育てに対する不安の解消に努め、親子の心身の健康を保持・増進することが必要です。

母子保健法では、母親は「すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。」と明記されており、乳幼児についても「乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。」とされています。

子ども・子育て支援事業計画の実施に当たっては、①母子保健におけるライフステージの各期間を通じた健康な体づくり、②親が体のメカニズムを知り、わが子の発達発育を経年的に理解できる力をつけること、③親が安心して子育てができるようになることを目的に、関係機関と連携した母子保健関連施策の推進が必要です。特定妊婦及び精神的に不安定な妊婦が増加傾向にあることから、こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、切れ目のない支援を行います。

また、安心して妊娠・出産・育児ができ、こどもの健やかな成長を見守ることができるよう、子育て環境を整え、妊娠・出産・育児の各時期に応じた定期健診や疾病予防等、健康増進のための様々な母子保健事業を関係機関と連携を図りながら推進していきます。

1. 妊娠から出生まで

妊婦が安全な妊娠・出産を迎えるためには、妊婦自身が体の変化と胎児の成長について理解し、望ましい食・生活習慣を送ることが重要です。

妊婦がやせ（BMI 18.5未満）や肥満（BMI 25以上）であった場合は低出生体重児出生や妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病発症のリスクを高めます。妊婦が適正体重を保つよう支援し、低出生体重児の出生率の低下及び生活習慣病発症予防を目指し、支援します。

また、妊婦（授乳婦）の喫煙や飲酒、受動喫煙による、胎児やこどもに与える悪影響を伝え、こどもの受動喫煙等を防ぐ行動がとれるよう支援するとともに、妊婦歯科健康診査受診の勧奨を行い、望ましい歯科保健行動が日常的に生活習慣として実践できるよう支援します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
母子健康手帳発行	母子健康手帳発行時の相談・保健指導、栄養指導を充実し、胎児の健やかな成長を促すとともに、全妊婦が安心して安全な出産を迎えることができるよう努めます。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)
妊婦保健指導・伴走型支援	母子健康手帳の交付、8か月の妊婦面談、その他随時相談をとおし、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない伴走型支援を行います。 また、妊娠前にやせや肥満だった妊婦、初めて出産される妊婦については集団や個別の保健指導を実施し、ハイリスクの妊婦については、サポートプランを策定します。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)
妊婦一般健康診査	胎児の健やかな成長を促すとともに、全妊婦が安心して安全な出産を迎えることができるよう妊婦一般健康診査を実施します。また、県外へ里帰りされている妊婦には、妊婦一般健康診査の助成を行います。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)
妊婦歯科健康診査	妊娠期はホルモンの影響でむし歯になりやすく、口腔衛生が保ちにくい時期です。妊娠期から歯及び口腔内の健康を守ることを目的に、妊婦歯科健康診査を実施します。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)
新生児・産婦訪問指導・伴走型支援	新生児及び産婦の家庭を保健師等が訪問し、保健指導や相談を行い、母親の不安解消や新生児の健やかな成長のための伴走型支援を行います。 また、必要に応じて個別に支援プランを策定し、地域の関係機関等との連携による切れ目のない支援を行います。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)
未熟児訪問指導・伴走型支援	未熟児の出生連絡票や養育医療の申請から早期に産婦訪問及び未熟児訪問を実施します。また、産科医療機関と連携をしながら、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)
産後ケア事業	出産・退院後から一定期間、家族等から十分な援助が受けられない産婦・乳児に対し母子とその家庭が健やかな育児ができるよう、委託医療機関における身体・心理・社会面の支援体制を整備し、支援します。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)
産後健診助成	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期に健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等)を行い、産後の初期段階における母子に対して支援します。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)
子育て支援アプリの推進	妊婦健診や予防接種、乳幼児健診等のスケジュール管理や、母子健康手帳機能による成長の記録の管理、プッシュ通知による子育て支援情報を配信することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に繋ぎ、より子育てしやすい環境づくりを目指します。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)
不妊検査費助成事業	不妊を心配する夫婦の両方が不妊検査を受けた場合に費用の一部を助成することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、こどもを生み育てやすい環境をつくります。	健康推進課
不妊治療費助成事業	不妊症の夫婦が不妊治療のうち先進医療として告示された治療を受けた場合にその費用の一部を助成することにより、先進医療の実施を希望する夫婦の経済的負担を軽減し、不妊治療に取り組みやすい環境をつくります。	健康推進課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
母子健康手帳の早期（11週以内）発行割合	95.7%	割合の増加
母子健康手帳発行時の妊娠前 BMI 値の肥満割合、 やせ割合（BMI25以上、BMI18.4以下）	肥満 18.4% やせ 14.7%	割合の減少
妊娠時の喫煙率の減少（母子手帳発行時）	1.2%	0%
妊娠時の飲酒率の減少（母子手帳発行時）	0.0%	0%
妊婦歯科健康診査の受診率	38.0%	受診率増加
全出生中の低出生体重児の割合	6.0%	10.5% （過去5年間の平均）以下

2. 出生から乳幼児期、学童期

こどもの頃の生活習慣は成人後の健康にも大きな影響を及ぼすことから、こどものうちから望ましい生活習慣を身につけることが大切です。例えばこどもの肥満は、将来の肥満や生活習慣病に結びつきやすいことが知られています。国の指標となっている小学5年生の肥満児割合をみると、本町では、男子・女子ともに全国や県より高い状況です。保健指導が必要な学童に対しては、学校関係者（養護教諭）と連携しながら、個別的に保健・栄養指導を実施し、今後も引き続き、肥満傾向児の減少に努めます。

また、乳幼児期のむし歯の発症は、生活習慣・環境によって大きく左右されるため、規則的な生活や適切な間食のとり方、歯みがきの仕方、フッ素の利用等の重要性の普及啓発に努めるとともに、ハイリスクのこどもについては個別指導やその後の経過を確認・支援します。

育児中は不安や悩みを持つ事が多くありますが、保護者が地域から孤立することなく支援を受けることができるよう、関係機関と連携するとともに、保健師・栄養士・保育士など多職種の連携により保護者に寄り添い支援できるよう努めます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な時期に早期療育を図り、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるために検査を実施します。（令和4年度から実施）	健康推進課 子ども未来課 （こども家庭センター）
乳幼児健康診査・相談	3・4か月児健康診査、6・7か月児相談、12か月児相談、1歳8か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査を実施し、親自身がわが子の発育発達を経年的に理解し、より良い環境をつくっていくことができるよう、適切な資料等を用いて親とともに学習を深めます。 また、発育・発達の確認（1歳8か月児健康診査でM-CHAT導入）や疾病の早期発見のほか、家庭での食事や歯の健康を通し、こどもの健やかな成長と保護者が安心して育児できるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士、保育士等の多職種が連携し支援します。 1か月児健康診査、5歳児健康診査については、県内市町村の動向を見ながら亘理郡医師会と検討していきます。	健康推進課 子ども未来課 （こども家庭センター）
乳児一般健康診査	こどもの健やかな成長と保護者が安心して育児できるよう、乳児一般健康診査（2か月児及び8～9か月児）を実施します。	健康推進課 子ども未来課 （こども家庭センター）
乳幼児相談	保健師、栄養士、保育士等が個別性に応じた相談を実施します。	健康推進課 子ども未来課 （こども家庭センター）
子育て相談	妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対し、健やかなこどもの成長を支えていけるよう、切れ目のない包括的な相談支援を専門職（助産師・保健師・看護師・歯科衛生士・保育士・栄養士・社会福祉士・利用者支援相談員等）が行います。	子ども未来課 （こども家庭センター）
乳幼児訪問指導	発育・発達について継続的な支援が必要な乳幼児に対して、個別に指導を行います。	健康推進課 子ども未来課 （こども家庭センター）

基本目標2：こどもと母親の健康の確保及び増進

取り組み	取り組みの内容	担当課
栄養相談・栄養指導・離乳食教室	乳幼児健康診査や乳幼児相談、離乳食教室において、栄養士が食を通した健康づくりを支援します。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)
こども相談・児童福祉施設との連携	発達に問題を抱えるこどもに対して、障害を早期に発見し、乳幼児の健康の保持増進を図るため、こども相談(心理相談・発達検査・事後指導)を心理職・保健師・保育士の多職種で実施します。保護者に対しては育児不安を軽減するため、発達特性を踏まえた助言や心理的フォローを行います。 また、児童福祉施設との連携を図り、適切な関わりに繋がっていきます。	子ども未来課 (こども家庭センター)
乳幼児の歯科健康診査等	歯科健康診査及び歯科衛生士の指導を実施します。全ての乳幼児健康診査、相談事業において歯科衛生士の集団または個別指導を実施します。2歳6か月児歯科健康診査では、フッ化物歯面塗布を実施します。また、町内の希望する保育施設・幼稚園において、4・5歳児を対象にフッ化物洗口や歯みがき指導を実施します。	健康推進課 子ども未来課 (こども家庭センター)

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
3・4か月児健康診査の受診率	101.8%	100%
1歳8か月児健康診査の受診率	101.5%	100%
1歳8か月児の適正体重児(肥満度ふつう)の割合	93.2%	割合の増加
1歳8か月児のむし歯有病者率	0.5%	割合の減少
3歳6か月児健康診査の受診率	97.5%	100%
3歳6か月児のむし歯有病者率	15.0%	割合の減少
3歳6か月児の適正体重児(肥満度ふつう)の割合	93.0%	割合の増加
小学5年生の肥満児の割合	18.8%	割合の減少
小学5年生のむし歯有病者率	47.2%	割合の減少

3. こどもの感染症予防及び医療の充実

安心して子育てができる環境整備の一環として、本町では小児医療体制の整備や子ども医療費助成制度を行っています。医療費助成については、令和4年10月より所得制限を撤廃し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

また、感染症の発症及びまん延防止のため、予防接種を実施しています。

今回のアンケート調査結果によると、未就学児・小学生児童ともに、本町の子育て支援施策の「こどもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」と「妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実」は評価が高くなっており、今後力を入れるべき施策としても「こどもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」は全体平均点よりやや高くなっています。

今後も、医療施策に対する保護者の期待は高いことから、県や近隣市町村、病院、消防署等の関係機関と連携し、救急体制も含めた小児医療体制の整備を図るとともに、さまざまな媒体を活用し、小児医療情報提供の充実に努めます。

予防接種については、予防効果の高い標準的な接種期間に接種を受け、健康を保つことができるよう、予防接種のスケジュール管理が可能な子育て支援アプリの利用促進や従来の個別通知等で啓発し、医療機関と連携しながら、更なる接種率の向上に努めます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
予防接種の実施	予防接種法で定められた各予防接種の実施と啓発を行うことにより疾病の発生とまん延を予防し、こどもたちの健康の保持増進を図ります。	健康推進課
小児医療の充実	小児医療体制は、安心してこどもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣の市町村及び救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携により、救急体制の強化に努めます。また、各家庭に対しても「かかりつけ医」を持つよう普及促進を図るほか、インターネット等を活用して休日・夜間の救急医療の周知を図ります。 子ども医療費助成制度については、入院、通院費は平成30年4月から高校3年生まで拡大し、令和4年10月には所得制限を廃止しましたので、今後も医療機会の確保に努めます。	健康推進課 子ども未来課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
麻しん風しん接種率	99.0%	99%
こどもが医療機関を受診した際の費用負担の軽減の取り組みに対する保護者の評価割合	未就学 86.7%	未就学 95%
※子育てに関する調査の「評価する」「どちらかといえば評価する」の合計割合	小学生 84.3%	小学生 95%

基本目標3：子育てサポート体制の充実

こどもの身体と精神面は、幼児期から学童期、学童期から思春期にかけて大きく変化し、この時期に受けた影響は人格形成の基盤づくりに深く関わってきます。各発達段階に応じた学びが必要不可欠であり、関係機関と連携しながら、多様化するニーズに合った支援を横断的かつ総合的に推進していくことが重要です。

今回のアンケート調査結果によると、本町が子育てをしやすいところだと思うかについては、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた“そう思う”は未就学児童・小学生ともに4割と前回調査と比べ割合が少なくなっています。子育て家庭のニーズを真摯に受け止め、子育てしやすいまちづくりに向けた支援を充実させていきます。

支援を実施するに当たっては、保護者の気持ちを受け止め、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じたこどもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等こどもの健全な発達のための良質な環境を整えること、家庭における教育力(子育て力)の強化に向けた支援の充実を図ることを目指し、各担当課やこども家庭センターを中心に、こどもの心と体の健全育成支援を引き続き総合的に推進していきます。

1. 地域における子育て支援サービス（未就学児童）

地域における子育て支援サービスについては、いつでも気軽に利用でき、安心して子育てできるよう、情報発信し、多くの住民に周知していくとともに、行事やレクリエーション等のさまざまな社会資源を活用した連携を通じてこどもの育成支援を推進し、地域全体でこどもや子育て家庭を支援する体制づくりを目指します。

また、支援が必要な家庭を把握した場合は、必要な子育て支援サービスが円滑に利用できるよう、こども家庭センターが中心となり、母子保健、児童福祉、幼児期の教育・保育等の各分野間で連携を図り、きめ細やかな支援を行います。

共働き世帯の増加や、世帯構成の変化等により、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなっているため、地域で子育て家族を応援できるよう地域力を高め、地域住民主体で支援できる環境の整備に努めます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
地域子育て支援センター事業	<p>育児講座や親子のふれあい・交流機会を設ける等の子育て支援事業を実施するとともに、育児不安等を抱えている保護者からの相談に対応します。子育て支援センターの認知を高め、初めて利用する方が気軽に来られるよう、周知方法等を検討するとともに、託児付き講座等利用しやすい工夫を引き続き行います。</p> <p>また、施設や事業内容等、ニーズにあった子育て支援事業の充実を図るとともに、質を高めることで、利用者の満足度が向上し、将来的な利用者増加につなげる取り組みを実施します。</p>	子ども未来課
保育所・児童館等における子育て支援事業	<p>保育所（園）・認定こども園・児童館・放課後児童クラブにおいて、地域の親子や保育所のこどもたちと行事やレクリエーションを通して、高齢者等の世代間交流や異年齢児による交流を図ります。</p>	子ども未来課
保育所園庭開放・体験保育	<p>保育所の園庭を開放し、保育所のこどもたちと地域のこどもたちがふれあいながら遊び、交流を図ります。また、親子で保育所の生活を体験し、こどもの成長に気づく機会となり、育児不安の解消につながるよう機会の拡大を図ります。</p> <p>さらに、より利用しやすくするために、利用の目的や利用方法、周知について検討します。</p>	子ども未来課
子育て世帯の孤立防止のためのサロン実施	<p>利用者支援事業「わたりんママのはびねすサロン」を実施し、子育て世帯の孤立防止と、きめ細かな情報提供を行います。利用者が適切な施設や事業等を利用できるよう支援し、地域のさまざまな機関とネットワークを構築の上、不足している社会資源の開発をしていきます。</p>	子ども未来課 （こども家庭センター）
子育て支援情報の提供	<p>子育てに関する情報について、ホームページや広報に加え、LINE、子育て支援アプリを活用し積極的に提供します。</p> <p>また、情報が子育て世帯へ確実に届くようLINEや子育て支援アプリの登録者の増加を目指します。</p>	生涯学習課 子ども未来課 （こども家庭センター） 健康推進課
子育てサークルの支援	<p>子育ての各種サークルの活動を支援するため、場所や遊びの提供、また必要に応じて子育ての相談等を行います。</p>	子ども未来課
乳幼児期の食育の推進	<p>保育所では、食を営む力の基礎を培うため、給食をはじめ所庭での野菜栽培の体験への啓発活動等を通して、乳幼児からの家庭における良い食習慣の定着を促し、心身の健全育成に努めます。</p> <p>また、食文化の継承、食物アレルギー等に関する食の安全・安心の推進についても取り組んでいきます。</p>	子ども未来課
保育所等における運動の推進	<p>こどもたちの健やかな発育発達と肥満を予防するためには、栄養指導等に加え、幼児期から積極的に体を使って遊ぶことや、スポーツを楽しむことが重要であるため更に推進します。</p>	子ども未来課 （保育所・児童館）
民生委員児童委員の活動充実	<p>児童福祉部会を中心に、子育てに関する講演会や児童福祉施設の見学研修等により、地域における児童の健全育成に関わる委員の資質の向上を図り、また、地域の子育て支援事業へ協力していきます。</p>	福祉課

基本目標3：子育てサポート体制の充実

取り組み	取り組みの内容	担当課
こども誰でも通園制度	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」を令和7年度から実施します。	子ども未来課
児童館等施設の認知度向上の取り組み	児童館等が地域とつながることやその必要性を理解してもらうためにも、施設の認知度を高める努力と工夫が必要であり、ホームページやSNS等による積極的な情報発信に加え、町内児童館の合同事業等を通して認知度の向上に取り組めます。	子ども未来課
公園や遊び場の充実	今後も公園の適正管理に努め、充実に取り組めます。 また、屋内の遊び場については、将来的な整備に向けて交流人口拡大や定住促進、産業振興など他の部門とも連携しながら検討を進めます。	子ども未来課 施設管理課 企画課 農林水産課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
保育所・地域型保育事業の待機児童数（人）※4月1日現在	23人	0人
地域子育て支援センターの年間利用者数（組・人）	7,017人	10,000人
保育所・児童館の園庭開放の利用者（組・人数）	517人	600人
LINE子育て支援情報の登録件数	1,851件	2,000件
わたりんナビの登録件数 ※3月末現在	1,212件	1,840件
子育て支援における情報提供体制の保護者の評価割合	未就学 52.3%	未就学 70%
※子育てに関する調査の「評価する」「どちらかといえ ば評価する」の合計割合	小学生 45.6%	小学生 60%
保育所における栄養教育の実施回数	栄養教育 68回	栄養教育 72回

2. 児童の健全育成（小学校～18歳未満の児童）

本町では、こどもたちが各種スポーツ、文化、レクリエーション等を通して、心身の健やかな成長・発達及び自立が図られ、地域の一員として主体的に社会参加ができるよう、行政や関係団体、地域が連携し、健全育成のための環境づくりに引き続き取り組むとともに、地域活動へのこどもの意見反映や参加の機会、地域の自然環境や経験豊かな人材の活用による多様な体験活動の機会を充実させてきました。

今回のアンケート調査結果によると、放課後児童クラブ、こどもの居場所の2つを組み合わせ利用できた場合の、平日の放課後及び長期休業中の放課後児童クラブの利用希望については、「利用したい」が未就学児童は6割、小学生は4割となっており、年間を通じた利用希望が高いことがうかがえます。

また、本町の子育て支援施策のうち「放課後の児童の居場所の充実」については未就学児童・小学生ともに評価が低く、今後力を入れるべき施策として上位に挙げられています。

児童クラブについては、令和4年度に逢隈児童クラブの定員数を拡大し、亘理地区に1か所を新設したことで、町内には令和6年度現在、放課後児童クラブが8か所あります。また、放課後子ども教室は5か所となり、安定的に継続していますが、ニーズに対応するためには、こどもの居場所など多角的な視点から児童の放課後、長期休業中の居場所づくりを検討する必要があります。

今後は、放課後児童クラブに登録している児童が放課後子ども教室への参加ができる一体型の実施を計画的に推進し、さらなる受け入れ強化を図ります。

本計画策定にあたり、中・高生を対象としたワークショップにおいて、身近で安心できる居場所について聞いたところ「学校」や「町立図書館」、「運動施設」で勉強や自主活動、友達との交流を行いたいと考えていることがわかりました。特に学校は、放課後（部活後）の時間が限られているため他の場所へ移動しにくいことや、最も安心できる場所であることが挙げられましたので、こどもたちの意向に沿った居場所が確保されるよう取り組みます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
青少年育成推進協議会活動の推進	青少年の健全な育成を町民総ぐるみで推進することを目的に、青少年関係団体、関係機関をもって組織し、あいさつ運動や声かけ運動等、さまざまな活動を推進していきます。	生涯学習課
健全育成対策の充実	こどもが心身ともに健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進します。	教育総務課 生涯学習課 総務課
児童対象の体験学習の開催	青少年が体験活動を通じて、健全な心身の発達を促すための事業を推進します。 また、職業体験等の事業の充実を図ります。	教育総務課 生涯学習課
人権教育の実施	身近な友達や家族、障がいのある人、誰もが社会の大切な存在であることを学び、幼児期から他を思いやる心を育てることにより、人権感覚を身につけることをねらいとした人権教育を実施します。	生涯学習課

基本目標3：子育てサポート体制の充実

取り組み	取り組みの内容	担当課
子ども会活動等の支援	各地区の子ども会活動の支援や異年齢交流の機会の提供を行うとともに、ジュニア・リーダーの育成にも取り組みます。	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション教室の開催	児童・生徒のスポーツ活動を推進するため、各協会と連携を図り、さまざまなスポーツ・レクリエーションを取り入れながら、初心者から参加できるスポーツ教室や大会を開催します。	生涯学習課
スポーツ少年団の充実	スポーツ少年団の充実を図り、児童・生徒のスポーツ活動を支援します。	生涯学習課
児童の居場所づくり（自由来館）	小・中学生や高校生が自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所として、巨理町中央児童センターや各児童館の利用促進を図ります。 また、児童センター等は、小さな子どもが利用するイメージが強く、特に中・高生が利用しにくいとの声があることからPRに努めます。	子ども未来課
放課後子ども教室及び放課後児童クラブの連携体制の強化	小学生を対象とした「放課後子ども教室」の実施については、指導者の育成や教室の運営、放課後児童クラブとの一体的活動を計画的に推進していきます。 ※国の放課後子ども総合プランの趣旨を継承し取り組みます。	生涯学習課 子ども未来課
学校・公共施設の活用	児童にとって身近で安心できる居場所として、学校や公共施設等が活用できるよう関係機関と検討のうえ確保に取り組めます。	教育総務課 生涯学習課 子ども未来課
民間団体等の活動の促進	民間団体や地域組織によるこどものさまざまな活動の支援や居場所の創出等を推進するため、民間団体等の活動を促進します。	子ども未来課 生涯学習課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
放課後児童クラブの待機児童数（人） ※4月1日現在	70人	0人
町内合同巡回指導の実施回数	1回	1回
社会人講師特別授業の参加校数【小学生】	0校	3校
キャリアセミナーの地域講師数【中学生】	31人	35人
人権教育体験の実施回数	10回	12回
小学生海洋性スポーツ体験学習の実施回数	10回	16回
スポーツ少年団の団員数	364人	336人
児童センター・児童館の自由来館実施箇所数	2か所	4か所
放課後子ども教室の箇所数	5か所	5か所
放課後子ども教室の放課後児童クラブとの合同活動回数	1か所 1回	5か所 5回

3. 仕事と家庭生活の両立のための環境整備

女性の就業率の上昇に伴い、仕事と家庭生活の両立がなされるためには、男女がバランスよく参画し、仕事と家庭生活をやりくりする必要があります。

今回のアンケート調査結果によると、保護者の育児休業の未取得理由として、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（21.4%）、父親では、「仕事が忙しかった」（52.5%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（41.6%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（36.1%）などがあげられています。企業等へ育児休業取得の推進や労働環境の改善・整備の働きかけを強化していくとともに、男性の家事への参加促進など、家庭生活と仕事を両立できる働き方の啓発が必要です。

個人が多様な働き方を自由に選べ、個性と能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活の調和を実現できるよう、県や企業、労働者や子育て支援等の関連団体、宮城労働局等と密接に連携をとり、町の実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民等へ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進していきます。

また、産休・育休後の同じ職場への復職のための啓発や仕事と生活の調和の実現に取り組む企業に対する「認定制度・認定マーク（くるみん）」や「特例認定制度・特例認定マーク（プラチナくるみん）」の活用、女性の活躍推進に取り組む企業に対する「えるぼしマーク」の活用など、企業に対する啓発は今後も積極的に行うとともに、子育て支援サービスを充実させ、仕事と生活の両立のための体制整備を進めていきます。

さらに、「男女がともに責任を持つ」という男女共同参画社会をより一層推進するため、男女共同参画基本計画に基づき、意識啓発と高揚、女性団体の資質向上、女性の登用状況の把握を進める等、地域社会における活動や家庭生活において男女がともにバランスよく参画し、互いの考え方や意見が反映されるよう推進します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
男性の育児休業取得の推進	男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、地域や職場の雇用環境の改善・向上に向け事業所訪問や広報にて、普及活動に努めます。	商工観光課
男性の家事・育児・介護等参加促進のための啓発	男女共同の家庭づくりを進めるため、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加するよう広報等による啓発に努めます。	企画課 商工観光課
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、ホームページや広報、LINE、子育て支援アプリを活用して、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	子ども未来課
労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動にともに参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発に努めます。また、ノー残業デーの推進を図ります。	商工観光課
再雇用制度の普及	若年層に魅力ある就業の場の提供や、就業機会の拡充に努めるため、事業所、国、県、関係機関との連携を図り、啓発活動や情報提供を積極的に推進していきます。	商工観光課
男女共同参画基本計画の推進	男女共同参画基本計画に基づき、計画的な事業の実施を推進します。	企画課

基本目標3：子育てサポート体制の充実

取り組み	取り組みの内容	担当課
男女平等・共同参画意識の啓発	男女平等・共同参画意識の啓発を行います。	企画課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
啓発活動した企業・事業所数	12社	15社
父親の育児休業取得率 ※子育てに関する調査の「父親・取得した（取得中である）」の割合	15.8%	割合の増加
子育てに必要な情報入手先のうち、町公式のホームページやLINE、子育て応援わたりんナビの割合 ※子育てに関する調査の「町のホームページやLINE」「子育て応援わたりんナビ」合計割合	未就学児 38.3% 小学生 28.5%	未就学児 50.0% 小学生 50.0%
男女共同参画に関するイベント等の実施回数	3回	3回



基本目標4 こどもが健やかに成長する環境づくり

少子化や核家族化の進行が謳われて久しいものの、こどもの心身の成長、家庭教育の重要性、生活環境における安全の確保、社会性の育成、子育てをしている人の交流の場など、こどもの健やかな成長に必要とされることは変わりありません。町全体が一体となり、こどもと子育て家庭を温かく見守り、成長を支援していく環境づくりが必要です。

今回のアンケート調査結果によると、地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援センターわたり（中央児童センター内）や児童館」が23.5%、「その他亘理町で実施している事業」が8.0%、「利用していない」が7割以上と利用が少ない状況です。今後については「利用していないが、今後利用したい」が40.2%となっていることから、実際の利用を後押しする取り組みや、地域子育て支援事業のさらなる周知が必要です。

こどもが健やかに成長する環境づくりに向けた支援を実施するにあたっては、幼児期から学童期、思春期といった発達段階に応じて必要とされるニーズを踏まえつつ、安全・安心な生活環境や活動場所の確保、こどもとの関わり方等に関する学びの支援、家庭における教育力（子育て力）の強化、子育て支援のネットワークづくりなどを総合的に推進していきます。

1. こどもの安全の確保と防犯活動の推進

こどもが住み慣れた地域で安心して過ごしていくためには、こどもを取り巻く環境の安全が確保されていなければなりません。

今回のアンケート調査結果によると、教育・保育・学校の環境について望むこととして、未就学児童・小学生ともに「子どもの安全体制が十分なこと」が約6割と最も多くなっています。また、本町の子育て支援施策のうち「安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）」は評価が低く、今後力を入れるべき施策として上位に挙げられています。

こどもが安心して外出できるよう、PTAや地域の自治町会、民生委員児童委員等と連携し、安全が確保されるまちづくりに向けた取り組みの強化を図り、地域協働のまちづくりを推進するとともに、安全な歩道の整備や公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

交通安全については、こどもたちを痛ましい交通事故から守るため、関係機関や地域と連携しながら、引き続き交通安全教育や交通安全運動の推進、交通安全施設の整備に取り組みます。地域住民の方の意識を、交通安全運動等の対策期間中だけではなく、年間を通して高揚できるよう、各団体のご協力を得ながら啓発等の対策を進めます。

また、こどもが犯罪に巻き込まれることがないように、今後も防犯意識の高揚や防犯灯等の整備を進めるとともに、地域の自主的な防犯活動を育成・支援しながら、関係機関との密接な連携のもと地域協働での防犯体制を強化していきます。

さらに、スマートフォン等の利用普及に伴い、有害サイトを通じた犯罪等への対策も必要であることから、「青少年インターネット環境整備法」に基づき、小・中学校の学校教育をはじめさまざまな機会を活用して、インターネットの適切な利用や保護者への普及・啓発の推進の強化を図ります。加えて、喫煙や飲酒、薬物乱用等を防止するための教育機会の創出を推進します。

基本目標4：こどもが健やかに成長する環境づくり

取り組み	取り組みの内容	担当課
不審者対策・防災対策の推進	学校では児童の安全管理を図るため、防災マニュアル及び不審者対応マニュアルに基づき避難訓練や防犯学習を行います。また、児童福祉施設においても、「安全計画」等に基づき、学校同様に訓練等を行います。	教育総務課 子ども未来課
保護者・地域との連携による防犯活動の促進	保護者や地域の住民や団体、学校、警察等が連携し、「子ども110番の家」や「子どもをみまもり隊」等による防犯活動を促進します。 ・「子ども110番の家」は、小学校やPTA等が主体となって実施しており、警察署や防犯協会等の団体が連携しながら支援を行っています。 ・「子どもをみまもり隊」は、地域住民による見守り活動で、児童の登下校時の安全確保を目的としています。	教育総務課 生涯学習課 総務課
有害環境対策の推進	こどもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ法を普及・啓発します。また、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピューター・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、地域住民等との連携・協力により、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。さらに、インターネットや携帯電話による有害サイトについても、被害に遭うことのないよう、児童・PTA等に働きかけていきます。	教育総務課 総務課
交通安全街頭指導の充実	小学生の登校、下校時の交通安全等を図るため、町内通学路の交差点で交通指導員による街頭指導を実施します。	総務課
各交通安全団体による交通安全運動の実施	町、警察署をはじめとする交通安全関連団体、機関により春と秋に交通安全運動、交通事故防止運動を行います。	総務課
交通安全推進団体の支援	交通安全協会・交通安全母の会等の交通安全推進団体を支援し、交通安全に関する啓発普及を推進します。	総務課
交通安全教室	こどもたちを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、小学生を対象に各学校等を巡回または交通安全物品（DVD等）を貸し出しし、交通安全教室を実施します。	総務課
道路環境整備事業	通学路・通園路を中心に歩道整備を進めるとともに、カーブミラーや街路灯、道路の舗装により、安全な道路環境の整備を進めます。また、通学路の点検やキッズゾーンの設定について協議します。	都市建設課 子ども未来課
公共施設等のバリアフリー化の推進	県福祉のまちづくり条例に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を計画的に進めます。	都市建設課 各施設管理担当課
防犯灯設置及び維持管理費補助	夜間における犯罪等の防止を図るため、防犯灯の設置・LED化を進めており、管理する町内会に補助金を交付します。	総務課
SNSをきっかけとした犯罪被害の予防	進学や進級の時期は、初めてスマホを持ち始める児童生徒が多く、SNSで友達とつながったりして楽しい反面、トラブルや犯罪被害を受ける事例も全国的に増加しています。そのため、中学校を中心に児童生徒に対しトラブルを回避するための研修等の実施に取り組みます。	教育総務課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
「子どもをみまもり隊」の隊員数	236人	250人
防犯パトロール活動の実施回数	98回	100回
子ども110番の家の登録件数	98件	件数の増加
こどもが関係する町内交通事故発生件数	3件 (R6.3月末)	0件
SNSをきっかけとした小中学生の犯罪被害を予防するための研修等の実施学校数	小学校4校	小学校6校 中学校2校

※交通事故発生件数は、亘理警察署交通課調べ。中学生以下のこどもが歩行中または自転車乗車中の人身事故・死亡事故の件数

※中学校は、令和10年4月に4校から2校へ再編される。

2. 次代の親の育成と参画

少子高齢化によるこどもの数の減少に伴い、幼い弟や妹の世話をしたり、近所のこどもと遊んだりすることが少なくなっているため、親になる前に幼児とふれあう機会が少なくなっています。

将来自分が家庭を持ったときに備え、こどもの頃から次代の親としての自覚と正しい知識を持たせ、家庭を築くことの大切さについて、年齢や個人の発達段階に応じた啓発機会を充実させていくことが重要です。

こどもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性等について自覚し、知識を深められるよう、幼稚園や保育所での交流事業や学校教育等、多くの機会をとらえた啓発事業の一層の推進に取り組みます。

未来のまちづくりの主角は、こどもたちです。すべてのこどもたちが、まちづくりを担う町民のひとりとして、自覚と責任を持って主体的に参画していけるよう、仕組みづくりを進めていきます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、相談体制及び関係機関との連携の充実を図ります。	教育総務課 子ども未来課 (こども家庭センター)
思春期保健体験事業	思春期の中学生に対し、助産師等による妊娠・出産に関する「明日の親となる中学生を対象とした子育て理解講座」、幼稚園や保育所等での幼児とのふれあい体験を進めます。	生涯学習課 子ども未来課 (こども家庭センター)
関係機関の連携の推進	学童期・思春期における心とからだの問題について、関係機関と連携を図り、課題や取り組みについて検討していきます。	教育総務課 健康推進課
まちづくりに関するこどもの参画・協働促進	こどもが自分の‘まち’に関心と愛着を持ち、積極的にまちづくりに参画し各種政策等への反映を促進できるよう、各年齢層に応じた機会づくりに向け、関係機関と検討します。 ・こどもにもわかりやすい町政情報の発信 ・こどもが企画段階から参画できるイベントや体験機会の創出 ・こどもを対象としたアンケート・ワークショップの実施	企画課 子ども未来課 教育総務課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
スクールカウンセラ一定例会議の実施回数	2回	2回
明日の親となる中学生を対象とした子育て理解講座の実施回数及び参加延べ人数【中学3年生】	17回 876人	12回 800人
10歳児（小学5年生）肥満児の割合	18.80%	割合の減少
各種政策等に反映するための、こどもを対象としたアンケートやワークショップなどの実施回数	6回 (4中学校) ※令和6年度	回数の増加

※令和6年度のアンケート、ワークショップの内訳

アンケート

企画課実施 1回（4中学校対象）

ワークショップ

企画課実施 4回（中学校対象・4校）

子ども未来課実施1回（中・高生対象）

3. 家庭や地域の教育力の向上

家庭は、こどもたちの健やかな育ちの基盤で、家庭教育は、すべての教育の原点ですが、地域のつながりの希薄化や親が身近な人から子育てを学び助けあう機会の減少による家庭環境の多様化や地域社会の変化により、子育ての場である家庭の教育力（子育て力）の低下が課題となっています。

こどもたちの健やかな成長を支援していくためには、家庭、学校、幼稚園、保育所等、地域が連携し地域全体で子育て家庭を支援していく体制づくりが必要です。

保護者に対する学びの場や家庭教育の充実等、家庭に求められる教育力の向上を支援するとともに、中央児童センターや児童館での活動の中に、親子のふれあい機会を充実させる企画を取り組む等しながら、親子が地域と接する機会を一層提供できるよう、学校や地域と連携し、家庭教育や地域交流機会の充実を目指します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
保護者への学びの場の提供	乳幼児期のこどもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくり等、育児や家庭教育に関する学習機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります。中央児童センターや児童館での活動の中に、親子の遊びや運動を取り組み、親子のふれあい機会を充実させます。 また、乳幼児を持つ保護者に対し、こどもの成長・発達や正しい関わり方等の周知を図るため「子どもノート」を配布します。	生涯学習課 子ども未来課 (こども家庭センター) 健康推進課
家庭教育の充実	小学校入学前・小学校のこどもを持つ保護者を対象として、専門的な知識や経験を有する者を講師として招き、家庭教育に関する学習機会を提供することにより家庭の教育力の向上を図ります。親の学びのプログラム「親のみちしるべ」、家庭教育支援チームワンポイントアドバイス、各児童福祉施設における子育て講座等を充実させていきます。	生涯学習課
地域の人材活用の推進	地域の人材を授業、行事、部活動等に活かすことにより、児童の興味・関心を高め、学校の活性化の推進を図ります。	生涯学習課 教育総務課
子育てサポーター事業の充実	子育てサポーター養成講座を開講し、県レベルの研修会等への参加を促すとともに、子育てサポーターの養成、活用を行います。	生涯学習課
絵本による親子のふれあいの促進	読み聞かせを通じて親子のふれあいを深められるよう、定期おはなし会、スペシャルおはなし会、ブックラリー、おすすめ絵本の紹介や展示を行います。 また、乳幼児健康診査等の場で、絵本の読み聞かせや親子のふれあい遊びを体験することで、絵本や子育てを楽しむきっかけを作るための活動を行います。	子ども未来課 (こども家庭センター) 生涯学習課 (図書館)
小学生対象のさまざまな体験学習の開催	公民館、図書館、郷土資料館等の社会教育施設で児童を対象としたさまざまな体験学習・催しを開催します。	生涯学習課

取り組み	取り組みの内容	担当課
メディアとの上手な付き合い方に関する啓発活動	メディアの長時間視聴による子どもへの影響を知ってもらい、自然に親しみ土に触れる遊びを親子で楽しめるよう、子ども未来ネットワーク協議会が中心となりその啓発に取り組めます。	子ども未来課 (こども家庭センター) 健康推進課 教育総務課 生涯学習課

※この項目でのメディアとは、テレビ、DVD、スマートフォン、タブレット、PC、インターネット動画、家庭用ゲームなどの総称です。

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
中央児童センターにおける育児講座の実施回数	10回	10回
親の学びのプログラム「親のみちしるべ」の実施回数	10回	14回
家庭教育ワンポイントアドバイスの実施回数	8回	10回

4. 子育て支援のネットワークづくり

近年は、世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などによって、保護者や家庭を取り巻く状況が変化し、子育てに負担や不安、孤立感を感じる人も多くいます。こどもや子育て家庭の置かれた状況に応じた、きめ細かな支援策が求められていますが、子育て支援ニーズやライフスタイル、価値観が多様化した時代にあっては、公的な取り組みだけでは十分な対応が困難な場合もあり、町民の協働による重層的な子育て支援のネットワークづくりを推進していく必要があります。

今回のアンケート調査結果によると、日頃こどもをみてもらえる親族・知人について、「だれもいない」と回答した割合は、未就学児・小学生児童ともに約1割となっており、緊急時や日常的に地域からの手助け・支援を必要としている人がいます。

町民や関係団体の協力を得ながら、こども自身が健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみが感じられ、安心してこどもを生き育てることができる社会の形成のため、子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供や収集できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける子育て支援のネットワークの強化に努めます。

また、亘理町は、子育て世代がこどもを“産み育てたくなる”社会の実現に取り組むため、令和5年3月24日、日本青年会議所が提唱する「ベビーファースト運動」への参画を、みやぎ亘理農業協同組合、亘理山元商工会、宮城県漁業協同組合仙南支所（亘理）、亘理町社会福祉協議会と共に宣言し、各団体と連携しながらその機運を高める活動を推進しています。

今後も、「子育てに優しいまち」を実現するため、こどもと子育てを支援する機運の醸成に取り組めます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
子ども未来ネットワーク協議会の運営	こどもと親が安心して、自信を持って生きていくことができる地域づくりを目指し、未来あるこどもの人権を保障することを目的として、関係機関が連携し課題の共有や対応を協議する『子ども未来ネットワーク協議会』の運営を強化していきます。	子ども未来課 (こども家庭センター)
情報発信	町ホームページ、LINE、子育て応援ナビ、広報紙等を活用し、情報の発信に努めます。	企画課 子ども未来課 (こども家庭センター)
啓発活動の推進	子育て中の方が、親子で安心して公共交通機関や公共施設、飲食店、小売店等を利用できるよう、施設等の設置者による配慮に加え、町民が思いやりの心で見守り、応援できる環境を醸成するため関係団体と連携しながら啓発活動に取り組めます。	企画課 商工観光課 子ども未来課 その他関係各課
ベビーファースト運動の推進	役場等の窓口において、書類記入等の手続きがスムーズに進むよう、保護者の希望により職員が代わりに小さなこどもの対応をする等さまざまな取り組みを行います。	企画課 子ども未来課 (こども家庭センター)

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
子ども未来ネットワーク協議会全体（部会含む）の開催回数	6回	実務者会議の増加
子育てのしやすさ感に対する保護者の評価割合 ※子育てに関する調査の「そう思う」「どちらかというと思う」の合計割合	未就学児 43.0% 小学生 41.0%	50%以上



ベビーファーストとは

子どもを産み育てたくなる社会を実現するために、企業・自治体・個人が妊産婦をはじめ、子育て世代が過ごしやすい環境を醸成することを目指す運動です。

日本青年会議所のベビーファースト運動ロゴマーク

基本目標5：特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

子育て支援において、障がいのある子どもをはじめ、ひとり親家庭や子どもの貧困等、特に支援や配慮を必要とする子どもやその家庭に対しては、地域で安心して生活を営めるよう、精神的・経済的支援を手厚くし、一人ひとりの特性や家庭に応じた適切な支援を行うことが必要です。

本町では、障がいのある子どもたちが、地域社会の一員として積極的に社会参加し、地域において自立した生活を送ることができるよう、成長段階に応じて、療育から地域での自立生活支援に至るまで一貫した支援策を推進します。

また、家族の精神的、身体的、経済的負担の軽減のための支援の充実を図っています。

ひとり親世帯については、特に母子家庭では貧困の課題があり、経済的自立の支援から日常的な子育て支援に至るまで支援ニーズが多岐にわたるため、世帯の状況に応じたニーズの発掘と適切な支援策が必要です。

なお、専門的知識・技術を要する支援が必要なケースについては、県が実施する施策や各関係機関との連携が必須となるため、状況に添ったきめ細やかな支援を行っていきます。

1. 障がい児支援の充実

本町では、子どもの発育・発達に不安や悩みを抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援サービスを受けることができるよう、子どもの発達相談や障がい児保育について、ハード・ソフト両面において充実させる取り組みを進めてきました。

今回のアンケート調査結果によると、本町の子育て支援施策のうち「障がい児支援の充実」は評価が高くなっていますが、今後も、障がい児やその家族の状況に応じて必要なサービス提供が受けられ、子どもが地域の一員として「最善の利益」を実現できるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障がい児施策の体系的な推進に取り組んでいきます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
療育相談・療育支援事業	<p>子どもの発達や障がいに関する相談に対して、子ども家庭センターの保育士、保健師等が中心となり応じます。</p> <p>状況に応じて、専門職が対応する「子ども相談」等の利用につなげたり、児童福祉施設や医療機関及び県の発達障害児相談体制事業との連携を図りながら支援します。</p> <p>また、発達応援教室「なかよしひろば」や児童福祉施設等訪問支援、ペアレントプログラムを実施するとともに、町内児童福祉施設の保育士等に対して療育支援研修会を実施し、職員の資質向上に努めます。</p>	子ども未来課 (子ども家庭センター)
障がい児保育の充実	<p>障がいや発達に偏りのある子どもの中で、集団保育が必要とされた子どもに対し、認可保育所等にて受け入れを行います。障がいのある子どもとともに生活することで、子どもたちの人を思いやる心や助けあう心を育てます。</p>	子ども未来課

取り組み	取り組みの内容	担当課
特別支援教育の充実	<p>こどもが保育所や幼稚園から円滑に小学校へ移行できるよう、保護者の了解のもと、就学前には保育・教育・福祉・保健で情報共有できるよう努めます。</p> <p>また、障がいのあるこどもが学校に通い、ともに育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努めます。特別支援学校における地域支援の活用や、障がいや発達に偏りのあるこどもに対する教員や職員の理解を深める研修会等の機会を増やします。</p>	教育総務課
在宅福祉サービスの推進	<p>障がいや発達に偏りのあるこどもが、できる限り住み慣れた地域で生活することができ、また、家族の負担の軽減を図るため、社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進します。</p>	福祉課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
療育支援研修会の実施回数	3回	3回
障がい児保育実施施設の巡回相談	全施設	全施設
教員・職員研修会の実施回数	3回	3回
障害児通所支援事業所支給決定者数	71人	117人
発達応援教室「なかよしひろば」の実施回数	23回	24回
障害児保育指導委員会の開催	1回	2回

2. ひとり親家庭への支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと就業の両立負担が大きく、子育てに関する悩みだけでなく、日常生活や就労面でも不安や悩みを抱えることがあります。

今回のアンケート調査結果によると、本町の子育て支援施策のうち「ひとり親家庭への支援の充実」は評価が高くなっていますが、ひとり親家庭が安定した日常生活を送ることができるよう、引き続き、支援策に関する情報提供や相談体制を充実させるほか、関係機関との連携を密にし、家庭の状況に応じた日常生活支援や経済的支援、就労支援を進め、自立と生活の安定を促します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費支給等の支援を実施します。	子ども未来課
相談体制の充実	母子や父子等のひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介等を行います。	子ども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子・父子家庭の経済的自立や、扶養しているこどもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	子ども未来課
ひとり親家庭等の親の就業促進	ひとり親家庭等の親の就業を促進するため、労働関係機関等と連携しながら、求人情報の提供、技術習得情報の提供等を行います。	子ども未来課
低所得世帯への支援	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児までは、保育料が無償化となりました。0歳から2歳児における保育料については、収入に応じた保育料となりますが、兄弟2人以上の児童が入所している場合、2人目からの保育料の減免を引き続き行います。また、学校費用についても、就学援助制度において助成を引き続き行います。	教育総務課 子ども未来課
養育費や面会交流に関する周知	夫婦が離婚をしても、こどもたちにとって親はかけがえのない大切な存在です。こどもの健やかな成長を支えるため離婚前に養育費と面会交流の取り決めを行うことは重要であるため、関係機関とともに周知に努めます。	子ども未来課
小・中・高校生の放課後まなびサポート支援	ひとり親家庭等のこどもが、経済的な理由等で将来の目標を断念することがないように、地域における学習支援の体制の充実に努めます。 ひとり親家庭で児童扶養手当を受給している世帯の児童（高校生まで）を基礎的な内容の学習・相談サポートし、保護者や児童の経済面、精神面に寄り添う支援ができるよう関係団体等と連携を取りながら支援に努めます。	子ども未来課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
ひとり親家庭への支援の充実に対する保護者の評価割合 ※子育てに関する調査（施策の評価）の「評価する」「どちらかといえば評価する」の合計割合	未就学児 25.1% 小学生 30.0%	割合の増加

3. こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困が全国的に問題となっており、こども食堂など、こどもたちを支援する取り組みが各地で行われています。

国においては、こどもの貧困対策法の改正案が令和6年6月に成立しました。改正により、名称は「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」と改められ、現在のこどもの貧困の解消とともに将来のこどもの貧困を予防すること、妊娠から出産までの切れ目ない支援、こどもの貧困が家族の責任のみではなく社会的に対策を推進する課題であることなどが盛り込まれました。

今回のアンケート調査結果によると、現在の暮らしの状況が“苦しい”と回答した割合は3割近くに上っています。経済的な理由で経験があったことについては、未就学児童・小学生ともに、家族が必要とする食料や衣服を買えなかったと回答した割合が1割半ばとなっており、厳しい暮らしぶりがうかがえます。

生活に困窮する子育て家庭が地域で孤立を深めないようにしつつ、関係機関が連携し、それぞれの家庭の情報を活用し、効果的な支援につなげていく必要があります。

貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが夢や希望を持てるよう、教育・保育支援、生活・就労支援、経済的支援等に取り組んでいきます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
教育・保育の支援	乳幼児期の教育・保育の保障、社会を生き抜く力を育む教育の推進、学習や体験の機会の創造等に取り組みます。	子ども未来課
生活の安定と保護者の育児負担の軽減	親や子どもを見守る地域の取り組み・放課後の居場所づくり、住宅確保に関する支援、就労や自立に向けた取り組みの支援、生活や学びの支援、進学支援・就学継続支援等に取り組みます。	子ども未来課 施設管理課 教育総務課 生涯学習課
経済的な支援	児童扶養手当や生活保護等の制度の周知に努め、対象世帯が制度を活用できるよう相談・指導に取り組みます。 また、町税や学校給食費、保育料等に滞納がある世帯に対する相談と計画的な納入の推進に努めます。	子ども未来課 福祉課 教育総務課
民間団体の参画促進	フードドライブや地域の居場所づくり等の活動について、民間団体の積極的な参画を促進します。 また、実施団体間のネットワーク構築を図り、連絡調整や運営に関する相談・助言の役割を社会福祉協議会が担い、町内全域に活動が浸透するように努めます。	子ども未来課 福祉課
多様な体験機会の創出	生活困窮世帯では、多様な体験の機会が不足している傾向にあることから、こどもたちが学習やスポーツ、文化活動に取り組むことができるよう、地域住民や関係機関と連携し、支援体制の構築に取り組みます。	子ども未来課 生涯学習課

■ 数値目標

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
こども食堂支援事業の実施団体数	1団体	団体数の増加
こどもの居場所づくりを支援する事業の実施団体数	2団体	団体数の増加

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1. 教育・保育の提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況等を勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定しています。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化等、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

	年齢	保育の必要性	認定区分	利用対象施設	圏域
教育・保育事業	0～2歳	保育の必要性あり	3号認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業	町全域
	3～5歳	保育の必要性あり	2号認定	保育所 認定こども園	
		保育の必要性なし	1号認定	幼稚園 認定こども園	
こども誰でも通園制度					
地域子ども・子育て支援事業					

(2) 児童数の将来推計

住民基本台帳を基に、コーホート変化率法を用いて、就学前児童及び小学生児童の各歳別の将来人口推計を行いました。

本町における0歳～11歳の人口は減少傾向で推移し、令和11年には2,245人になると見込まれます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	152	149	145	143	138
1歳	168	161	158	155	151
2歳	173	174	167	164	160
3歳	185	176	177	169	167
4歳	211	186	175	177	169
5歳	210	216	190	179	181
6歳	209	211	215	189	179
7歳	238	212	214	218	192
8歳	225	243	216	217	222
9歳	260	225	244	217	218
10歳	265	263	228	247	219
11歳	280	268	267	231	249
合計	2,576	2,484	2,396	2,306	2,245

2. 教育・保育に関する施設・事業

(1) 計画期間における量の見込みと確保の内容

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼稚園等での幼児教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と「確保の内容（提供体制）」は以下の通りです。

①教育事業：1号認定（3～5歳児）

満3歳以上の保育の必要性がない就学前の児童を幼稚園、幼保園及び認定こども園で受入を行う事業です。

幼稚園や認定こども園の需要は、幼児教育・保育無償化や預かり保育の充実等から一定の需要が見込まれます。令和8年度には、定員80人規模の私立幼稚園が開設を予定していますので、既存の幼稚園も含め町内の社会資源を活かした幼児教育の充実に取り組みます。「量の見込み」と「確保の内容」については、自宅から近い町内幼稚園の利用が増加し、町外の利用が減少すると推測されるため計画期間中の変動はないと見込んでいます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	384	384	384	384	384
1号認定	148	148	148	148	148
2号認定（幼稚園希望者）	102	102	102	102	102
1号認定こども園	22	22	22	22	22
確認を受けない幼稚園	112	112	112	112	112
確保の内容②	384	384	384	384	384
1号認定	148	148	148	148	148
2号認定（幼稚園希望者）	102	102	102	102	102
1号認定こども園	22	22	22	22	22
確認を受けない幼稚園	112	112	112	112	112
②-①	0	0	0	0	0

※確認を受けない幼稚園：子ども・子育て新制度における「施設型給付」を受けない私立幼稚園

②保育事業：2号認定（3～5歳児）

満3歳以上の保育の必要性がある就学前児童を、保護者が就労や病気等のために家庭で保育ができない保護者に代わって、保育所（園）等で保育をします。

地域型保育施設卒園の3歳児が円滑に保育所等に移行できるよう、令和10年度までに定員80人規模の保育所等を開設します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	371	371	371	381	381
②確保の内容	371	371	371	381	381
②-①	0	0	0	0	0

③保育事業：3号認定（0歳児、1～2歳児）

満3歳未満児を対象に、保育所（園）や小規模保育事業、家庭的保育事業等で保育を行う事業です。

令和5年度に、幼保連携型認定こども園を開設しましたが待機児童の解消に至りませんでした。そのため、令和10年度までに定員80人規模の保育所等を開設し待機の解消に努めます。

(人)

0歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	100	94	87	81	75
確保の内容②	69	69	69	75	75
3号認定	45	45	45	51	51
小規模保育事業	22	22	22	22	22
家庭的保育事業	2	2	2	2	2
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②-①	▲31	▲25	▲18	▲6	0

1～2歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	241	241	241	240	239
確保の内容②	234	234	234	256	256
3号認定	161	161	161	183	183
小規模保育事業	64	64	64	64	64
家庭的保育事業	9	9	9	9	9
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②-①	7	7	7	16	17

※小規模保育事業：満3歳児未満児を対象とした定員19人以下の比較的小規模な環境で保育を行う

※家庭的保育事業：家庭的保育者の居宅等で家庭的な雰囲気のもと、少人数（家庭的保育者1人につき3人）を対象に保育を行う

※居宅訪問型保育：障がい・疾患等で個別ケアが必要な場合や地域で施設がなく保育維持が必要な場合等、保護者の自宅で1対1の保育を行う（ベビーシッター）

※事業所内保育：企業内または事業所の近辺に用意された従業員向けの保育施設で、町の定める基準を満たした施設

※居宅訪問型保育の実施予定はありません。また、事業所内保育は、保育所や地域型保育事業での受け入れが概ね可能であるため利用が少ないことから確保の内容は0としています。

■ 3号認定（0～2歳児）の保育利用率の目標値

計画期間における「保育利用率」（満3歳未満のこどもの数全体に占める、3号認定のこどもの利用定員数（確保の内容（提供体制））の割合）の目標値は以下の通りです。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児の推計人口	493	484	470	462	449
確保の内容（提供体制）	303	303	303	331	323
保育利用率	61.4%	62.6%	64.5%	71.6%	71.9%

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 計画期間における量の見込みと確保の内容

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」と「確保の内容」は以下の通りです。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携をとりつつ実施していきます。

①利用者支援事業

こども家庭センターにて妊娠期から子育て期にわたり、こどもまたはその保護者の身近な場所で、多様な教育・保育・保健等の子育て支援事業等が円滑に利用できるよう情報提供及び相談・助言を行います。

令和2年度から令和5年度までは、基本型と母子保健型を併設して実施していました。

令和6年度から、母子保健型に代わりこども家庭センター型を併設し、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など相談支援体制を構築しています。

令和7年度からは、基本型とこども家庭センター型に、新たに妊婦等包括相談支援事業型（詳細は、90ページ⑨利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）を参照）を加えて実施します。

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1
②確保の内容	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

②延長保育事業

通常の利用日及び利用時間以外において、保育所（園）や認定こども園等において保育を実施する事業です。

令和5年度の利用実績値は113人で、今後も100人前後で推移するものと見込んでいます。令和10年度には保育所が1か所新設されることで、見込み量を確保できる予定です。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	90	90	100	100
②確保の内容	90	90	90	100	100
②-①	0	0	0	0	0

③放課後児童健全育成事業

保護者が就労や病人の看護等により昼間家庭にいない小学生（1～6年生）児童の心身の健全な育成を図るため、学童保育室においてこどもたちで過ごし、「放課後児童支援員」が家庭的な雰囲気の中でこどもたちの保育に当たる事業です。

待機児童の解消を図るとともに、効率的で利便性の高い運営を行うため、長期的な方向として、亘理・逢隈小学校区については学校敷地内若しくは隣接地に定員150人～200人規模の児童クラブの整備を検討します。

また、当面の待機児童対策として、令和9年度までに亘理・逢隈小学校区に、それぞれ40人程度の受け皿を確保し、さらに令和10年度に30人程度を確保できるよう努めます。

なお、亘理児童クラブ分室以外で行っている延長保育（午後6時から午後7時まで。土曜日は除く）は、今後も継続して行うとともに、放課後児童クラブと放課後等デイサービスを併用する児童の利用料について、令和7年度から一部を減免できるよう検討します。

[低学年]

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	345	357	365	365	365
1年生	114	114	114	114	114
2年生	121	126	131	131	131
3年生	110	117	120	120	120
②確保の内容	334	354	365	375	375
②-①	▲11	▲3	0	10	10

[高学年]	(人日)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	87	99	112	114	114
4年生	63	73	84	84	84
5年生	18	20	23	25	25
6年生	6	6	5	5	5
②確保の内容	58	78	107	117	117
②-①	▲29	▲21	▲5	3	3

④放課後楽校（放課後子ども教室）

放課後に小学校の教室や校庭等を活用して地域の方々の参画を得て、こどもたちに安全で安心な活動場所を提供する放課後対策事業です。

震災後、平成27年度に吉田小学校（「放課後楽校 in よしだ」）を皮切りに亙理町の「放課後子ども教室」が再スタートしました。平成28年度から逢隈小学校区の「放課後楽校 in おおくま」、平成29年度から亙理小学校学区で「放課後楽校 in わたり」、平成30年度から長瀬小学校学区で「放課後楽校 in ながとろ」、令和元年度荒浜小学校学区で「放課後楽校 in あらはま」を開校しています。なお、高屋小学校は小規模特認校のため、実施はしていません。

	(人)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	115	110	110	105	105
②確保の内容	150	150	150	150	150
②-①	35	40	40	45	45

⑤地域子育て支援拠点事業

子育て親子が身近な場所で気軽に集まり、親子同士の交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業です。

量の見込みは確保できる予定です。地域子育て支援拠点事業では、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和や、こどもの健やかな育ちを支援できるよう、研鑽に努め質の向上を目指していきます。

	(人回)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
②確保の内容	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
②-①	0	0	0	0	0

⑥一時預かり（幼稚園における在園児対象型）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に向けて実施される預かり保育事業です。無償化制度が開始されたことで増加傾向にありますが、量の見込みは確保できる予定です。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697
②確保の内容	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697
②-①	0	0	0	0	0

⑦一時預かり（幼稚園における在園児型以外）

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育所（園）やファミリー・サポート・センター等における預かり保育事業です。

引き続き、一時的にこどもを預かることができるよう実施します。保育所の増設に伴い、利用者数が減少する可能性が高いことから、体制等を随時見直ししていきます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,106	1,130	1,154	1,178	1,202
幼稚園以外	966	990	1,014	1,038	1,062
ファミリー・サポート・センター（病児・病後児以外）	140	140	140	140	140
②確保の内容	1,106	1,130	1,154	1,178	1,202
幼稚園以外	966	990	1,014	1,038	1,062
ファミリー・サポート・センター（病児・病後児以外）	140	140	140	140	140
②-①	0	0	0	0	0

⑧病児・病後児保育

病児・病後児について、保育所（園）や病院等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業です。

現在、町内1か所で実施しており、令和2年度からは山元町の居住者も広域利用者として受け入れています。量の見込みは確保できる予定です。

(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保の内容	100	100	100	100	100
②-①	0	0	0	0	0

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター：就学児童）

乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方が相互に助けあう活動です。

令和11年度までの見込み量を確保できるよう、ファミリー・サポート・センター事業の協力会員と利用会員の増加に努めます。

(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	38	47	55	64	72
低学年	25	33	40	48	55
高学年	13	14	15	16	17
②確保の内容	38	47	55	64	72
低学年	25	33	40	48	55
高学年	13	14	15	16	17
②-①	0	0	0	0	0

⑩妊婦一般健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中適時、医療機関において必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みについては、各年度とも確保できる予定です。

(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,850	1,811	1,772	1,733	1,693
②確保の内容	1,850	1,811	1,772	1,733	1,693
②-①	0	0	0	0	0

⑪乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みについては、各年度とも確保できる予定です。

(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	152	149	145	143	138
②確保の内容	152	149	145	143	138
②-①	0	0	0	0	0

⑫養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を目指す事業です。

量の見込みについては、各年度とも確保できる予定です。

(回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

また、幼児教育・保育の無償化制度の開始により、低所得世帯や第3子以降の副食費（食材費・給食費）に対しても助成対象となりました。

本町においては、副食費に対する助成のみ実施しておりますが、これ以外の実費徴収の費用等の助成については、今後も引き続き検討していきます。

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。第1期計画からの新設事業であり、新規参入に関する動きはなく、取組事項はありません。

⑮産後ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後1年未満の産婦と乳児に対し、身体的な回復と心理的な安定の促進のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業で、訪問、日帰り、宿泊の中から希望するケアを受けることができます。提供体制の整備を図るため、令和7年度より、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	88	88	88	88	88
②確保の内容	88	88	88	88	88
②-①	0	0	0	0	0

⑯子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	3	4	5	6
②確保の内容	2	3	4	5	6
②-①	0	0	0	0	0

⑰児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

令和6年時点で本町においては未実施の事業ですが、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

⑱親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

令和6年時点で本町においては未実施の事業ですが、実施に向け検討を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

⑲利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

妊婦・産婦や配偶者、特に0歳～2歳の低年齢期子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する事業です。

令和4年度より、出産・子育て応援給付金事業として、伴走型相談支援と経済的支援（出産応援給付金・子育て応援給付金）を実施しています。利用者支援事業の規定が一部改正することにより、令和7年度から「妊婦等包括相談支援事業型」として一体的に実施します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	450	450	450	450	450
②確保の内容	450	450	450	450	450
②-①	0	0	0	0	0

⑳乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者の方と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童と関わったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。

また、保育士や教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられますが、令和8年度より新たな通園給付制度として全ての自治体で実施することとされています。令和7年度においては試行的に実施する予定です。

〔必要定員数〕

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	276	720	852	1,020	972
②確保の内容	396	1,584	1,584	1,584	1,584
②-①	120	864	732	564	612

〔必要受入時間〕

(時間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,208	5,760	6,816	8,160	7,776
②確保の内容	3,168	12,672	12,672	12,672	12,672
②-①	960	6,912	5,856	4,512	4,896

※令和7年度は、秋以降に試行的に実施する計画であるため、「量の見込み」「確保の内容」共に6か月分の見込みを記載しています。

4. 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進

(1) 認定こども園の普及について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等に関わらず柔軟に利用できる地域の子育て支援施設で、近年の共働き家庭の増加のより就業率が向上するなか、今後さらにニーズが高まることが考えられます。

認定こども園の設置については新設、既存施設からの移行も含め、その時点での状況に応じて柔軟に対応していきます。

(2) 質の高い幼稚園等での幼児教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期で、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要となります。

こどもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

現在、町内の児童福祉施設に勤務する職員が保育内容の充実のために、県主催等の研修会へ参加するほか、自主研修会を開催しています。自主研修会は保育業務に限らず、主任保育士・主任児童厚生員の業務に関する会議の開催や給食業務、障がい児保育等の研修を行っています。引き続き、こどもの置かれている状況や実情に即した研修会を行い、より一層保育の質の向上に努めます。

地域の子育て支援等については、児童福祉施設職員等で課題を洗い出し、目指すべき方向性や目標を検討し、質の高い子育て支援を円滑に提供することができるよう積極的に取り組みます。

また、亘理町子ども未来ネットワーク協議会では、子育て環境や健康問題、児童虐待防止等の支援体制の整備や関係機関との連絡調整を行っていますが、今後も協議会の活用を図りながら、一人ひとりのこどもの育ちを共に考え、地域全体で推進していくことができるよう努めていきます。

さらに、教育・保育内容や方法、環境の改善等について助言を行う、幼児教育の専門的な知見や豊富な経験を有する幼児教育アドバイザーや保育を希望する保護者の相談を受け、希望にあった保育サービスの情報提供等を行う保育コンシェルジュ（利用者支援相談員）の配置を含め、保護者へ寄り添う支援を促進し、幼児教育・保育の質の向上を目指します。

(3) 幼稚園等での幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続

（幼保小連携）の取組の推進

幼稚園・保育所等において遊びを中心に活動する幼児期の生活と、学校での集団生活のなかで教科学習を中心に活動する学校教育との円滑な接続を図るためには、保育所、幼稚園、小学校の連携が必要不可欠であり、こどもにとって安心して無理のない学校での生活や学習が進められるよう推進する必要があります。

現在、地域の保育所（園）・幼稚園・小学校との連絡会やこども一人ひとりの姿や発達

状況等、こどもの育ちをまとめた保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録が小学校教育につながり大きな役割を果たしています。

また、就学に際して小学校を訪問する等、こどもが小学校生活に対する見通しを持てるよう支援を行っています。

引き続き、こどもの生活や発達の連続性を踏まえ、就学に向けて保育所（園）・幼稚園と小学校の児童との交流や職員同士の交流、情報共有や相互理解等の積極的な連携に取り組めます。

(4) 異年齢のこども同士の交流や世代間交流の取り組みの推進

少子高齢化や核家族化の進行により、近隣のこども同士や家庭の中での兄弟同士で遊ぶ機会や高齢者等とふれあう機会は少なくなっています。

こどもたちが遊びやふれあいの場を通じ、年下・年上の人と関わることで生活習慣や協調性、思いやりや感謝の心等、社会生活に必要な力を自然に身に付けることができます。

こどもたちが楽しく学び、社会性・共感力・忍耐力・コミュニケーション能力を育み、こどもたちが健やかに成長することができるよう、異年齢や世代間交流の場の整備が必要です。

散歩等の機会に地域の人とあいさつを交わしたり、行事等で交流することで人への関心を深め、人は周囲の人と関わり、支えあいながら生きていくことに気付くことができるよう、今後も取り組めます。

(5) 産休・育休後や特別な支援が必要なこどもへの教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、こどもが1歳に到達した時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

また、障がい児や、外国人の幼児、海外から帰国した幼児等外国につながる幼児等、特別な支援が必要なこどもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係部署との連携による状況把握・調整を図り、提供体制を確保し、それぞれの事情に配慮した支援に努めます。

5. 既存施設の安定した受け入れ態勢の確保

保育施設の耐用年数は、財務省令（原価償却資産の耐用年数等に関する省令）により、鉄骨 34 年、木造 22 年とされています。

公立施設の建築年、構造等は下表のとおりですが、待機児童の解消が課題となっている昨今、利用者を安定的に受け入れるため、適切に施設を維持し必要な修繕等を行いつつ長寿命化を図ります。

なお、修繕等の詳細については、別に計画するものとします。

○公立施設の概要

	施設名	所在地	建築年度	構造	床面積
1	巨理保育所	巨理町字中町東 190-1	S60	鉄骨造	1,001.00 m ²
2	鹿島保育所	巨理町逢隈鹿島字吹田 34-2	S63	鉄骨造	698.00 m ²
3	吉田保育所	巨理町長瀬字南原 193 番地 967	H26	鉄骨造	688.63 m ²
4	荒浜保育所	巨理町荒浜字隈潟 54 番地 4	H26	鉄骨造	557.02 m ²
5	中央児童センター	巨理町字祝田 1 番地	H21	鉄骨造	860.00 m ²
6	吉田西児童館	巨理町吉田字宮前 40	S59	鉄骨造	472.00 m ²
7	荒浜児童館	巨理町荒浜字隈潟	H26	鉄骨造	426.75 m ²
8	逢隈児童館	巨理町逢隈田沢字鈴木堀	S57	鉄骨造	642.00 m ²
9	中町児童クラブ	巨理町字中町東 196 番地 1	H27	鉄骨造	117.00 m ²
10	吉田保育所仮園舎	巨理町吉田字宮前 40	H24	木造	496.00 m ²

第6章 計画の推進体制

1. 計画の周知

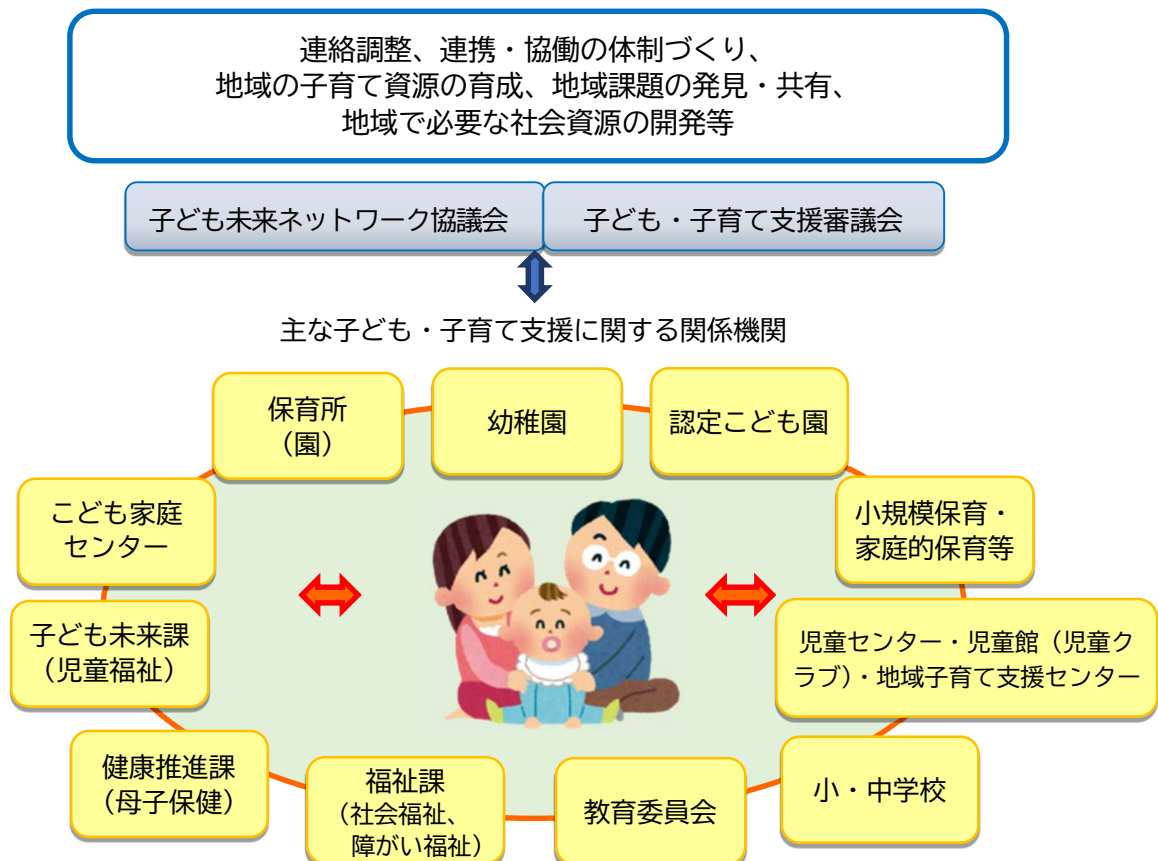
本計画は、子育てに関わる関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、さまざまな媒体を活用して、広く町民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援新制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 関係機関等との連携協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働で地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

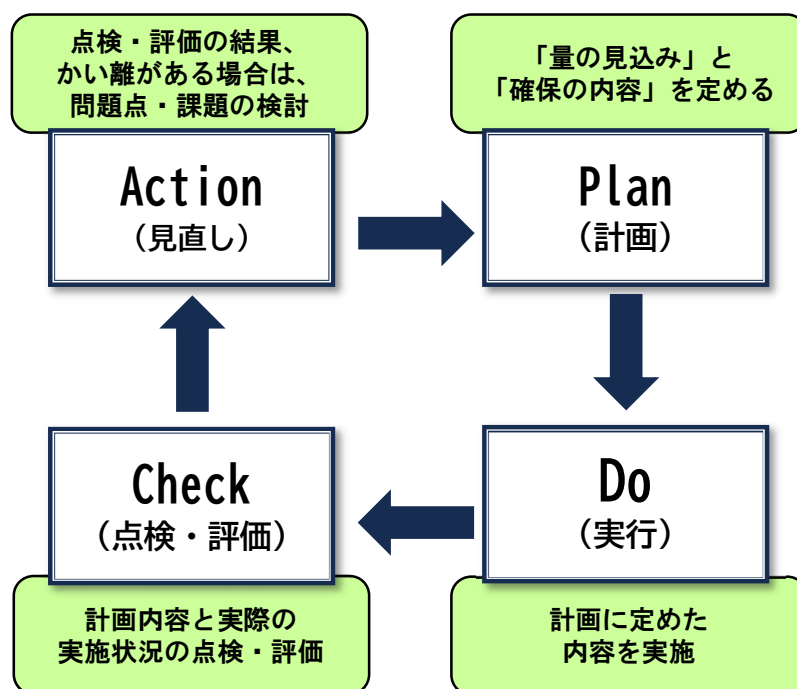
また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。



3. 計画の実施状況の点検・評価

国の基本方針では、子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検・評価し、必要に応じて改善を促すこと、とされています。また、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、対象とする必要があるとしています。

町では、利用者の評価を得るために、町民の満足度調査を実施し、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じていきます。



本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を亘理町子ども・子育て支援審議会において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようなPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況等を点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として計画の改善点の指摘を行っていきます。

資料編

1. 計画の策定経過

開催（実施）時期	内 容
令和6年6月26日	令和6年度 第1回巨理町子ども・子育て支援審議会 （1）令和5年度事業実施報告について （2）令和6年度子育て関連事業の概要について （3）第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和6年7月	令和6年度巨理町子育て支援に関する調査の実施 ※詳細は21ページに記載
令和6年10月15日	「中学生・高校生と考える こどもまんなかワークショップ」開催 ※詳細は39ページに記載
令和6年10月書面開催	令和6年度 第2回巨理町子ども・子育て支援審議会 （1）第3期巨理町子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和6年12月25日	令和6年度 第3回巨理町子ども・子育て支援審議会 （1）第3期巨理町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年2月12日	令和6年度 第4回巨理町子ども・子育て支援審議会 （1）第3期巨理町子ども・子育て支援事業計画について
令和7年2月	パブリックコメントの実施

2. 亘理町子ども・子育て支援審議会

(1) 設置条例

○亘理町子ども・子育て支援審議会条例

平成26年3月6日
条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72第1項の規定に基づき、亘理町子ども・子育て支援審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) その他児童福祉及び子ども・子育て支援に関する施策における重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係機関及び関係団体から推薦された者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(亘理町児童福祉施設運営審議会条例の廃止)

2 亘理町児童福祉施設運営審議会条例(昭和60年亘理町条例第4号)は、廃止する。

(亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年亘理町条例第22号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

附 則 (令和5年25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

作成中

第3期巨理町
子ども・子育て支援事業計画
令和7年 月

発行 巨理町子ども未来課
宮城県巨理郡巨理町字悠里1番地
電話 0223-34-1111（代表）